

大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第9巻

国有財産・造幣
印刷・専売

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち兩名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあつて占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものはあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木 武雄
安藤 良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡 例

- 一、本巻の執筆は、西村紀三郎が担当した。
- 二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。
- 三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。
- 四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。
- 五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は「」で補った。
- 六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（昭和五〇年一月一〇日現在）（部会員は五十音順）

顧問	舟山 正吉(元大蔵事務次官)	財政部会	宇田川璋仁(横浜国立大学教授)
執筆担当者		加藤 三郎(東京大学教授)	
監修者	鈴木 武雄(武蔵大学学長)	加藤 睦夫(立命館大学教授)	
監修者	安藤 良雄(東京大学教授兼附属図書館長)	高橋 誠(法政大学教授)	
一般部会長	江見 康一(一橋大学教授)	西村紀三郎(駒沢大学教授)	
財政部会長	中村 隆英(東京大学教授)	林 健久(東京大学教授)	
金融部会長	中村 隆英(東京大学教授)	山村 勝郎(金沢大学教授)	
幹事	原 朗(東京大学助教授)	伊牟田敏充(法政大学教授)	
一般部会	犬田 章(東洋大学教授)	塩野谷祐一(一橋大学教授)	
	藤村 幸雄(同志社大学教授)	志村 嘉一(専修大学教授)	
	三和 良一(青山学院大学教授)	西川 俊作(慶応大学教授)	
	原 朗(東京大学助教授)	原 司郎(横浜市立大学教授)	
財政部会	石 弘光(一橋大学助教授)	一般部会	秦 郁彦(大蔵事務官)
	植松 守雄(元大蔵事務官 一橋大学講師)	財政部会	大森とく子(大蔵事務官)

目次

監修のことば
凡 例

国 有 財 産

第一章 戦時の国有財産の喪失と終戦時の国有財産の状況……………三

第一節 国有財産の喪失……………五

- 一 陸海軍財産の滅失……………七
- 二 建物、器具機械等の破損、滅失……………九
- 三 海外財産の放棄……………二

第二節 終戦時の国有財産事情……………一五

第二章 国有財産管理体制の転換……………三

第一節 旧軍用財産の大蔵省への移管……………二四

- 一 戦後の国有財産管理の基本方針……………二四
- 二 旧軍用財産の管理と連合軍の措置……………二七
- 三 国有財産管理組織の拡充……………三〇

第二節 国有財産活用の促進……………三六

- 一 国有財産活用方針の具体化と対司令部折衝……………三六
- 二 国有財産の一時使用制度の設定……………四〇
- 三 国有財産活用促進の体制整備……………四一
- 四 国有財産の活用状況……………四三

第三節 旧軍財産（艦艇）の解撤……………四九

- 一 解撤作業の経緯……………四九
- 二 艦艇解撤の財政問題……………五〇

第三章 賠償指定国有財産の保守管理……………六一

第一節 賠償指定国有財産……………六一

第二節 保守管理行政と旧軍人の処遇……………六七

- 一 賠償業務受入態勢……………六七
- 二 賠償指定工場の保守管理業務……………七〇

第三節 賠償指定機械類の搬出……………七七

- 一 賠償物件の評価……………七七
- 二 賠償物件搬出準備作業……………七九
- 三 賠償機械類の搬出……………八〇

次 第四章 財産税物納財産の処分……………八二

第一節 物納による財産税納付……………八二

- 一 物納財産の徴収手続……………八二
- 二 皇室財産に対する財産税賦課……………八四

三 財産税の物納による収入額……………九五

第二節 物納財産の管理、処分……………九五

一 物納財産の管理……………九五

二 物納財産の処分……………九七

第五章 日本国憲法施行と国有財産行政……………一〇五

第一節 国有財産法の改正……………一〇七

一 昭和二二年の暫定改正……………一〇七

二 昭和二三年の全般的改正……………一〇九

三 国有財産管理法規の新旧……………一一一

第二節 皇室財産の国有財産移管……………一二六

一 皇室財産に対する連合軍の諸指令……………一二六

二 皇室財産の下付と皇室財産に対する財産税の賦課……………一二九

三 皇室財産の国有財産移管……………一三三

第三節 社寺境内地国有財産の処分……………一三四

- 一 社寺境内地国有財産の経緯……………一三四
- 二 連合軍の方針……………一三七
- 三 昭和一四年法律第七八号（寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律）改正……………一三六
- 四 社寺境内地処分の経過……………一三九

第四節 国有財産管理機構の拡充……………一四五

第六章 国有財産払下げの促進……………一四一

第一節 旧軍用財産の貸付、譲渡の特例とその拡大……………一四三

一 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例法の制定……………一四三

二 特例法の改正と旧軍財産活用の促進……………一四五

第二節 旧軍港市国有財産の処理……………一四七

- 一 旧軍港市転換法の制定……………一四七
- 二 旧軍港市国有財産処理審議会……………一五九

第三節 特別都市建設の諸立法と国有財産の譲渡……………一五〇

第四節 国有財産特別措置法の制定……………一五三

第五節 国の不用財産の調査、処分……………一五六

第六節 その他の国有財産処理……………一六二

一 スクラップ処理問題……………一六三

二 低性能船舶買入法による船舶需給調整……………一六三

第七章 国有財産管理の諸問題……………一六七

第一節 連合軍に対する国有財産の貸付……………一六七

一 連合軍の国有財産使用の概況……………一六七

二 大蔵省本省庁舎の接収……………一七〇

第二節 公務員宿舎の建設と管理……………一七三

一 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の制定……………一七三

二 公務員宿舎法施行上の諸問題と宿舎の建設、管理運営……………一七六

第三節 国有財産の適正評価の諸問題……………一八〇

第四節 国有財産の増減計算……………一八五

一 国有財産増減の総観……………一八五

二 国有財産増減についての個別問題……………一九三

造幣

第一章 戦時の造幣行政と終戦前後の状況……………二〇三

第一節 鑄貨用資材の不足と補助貨幣対策の推移……………二〇三

第二節 戦後の応急的補助貨幣の製造……………二〇六

第二章 戦後の補助貨幣……………二〇六

第一節 戦後の補助貨幣製造計画……………二〇六

(一) 十銭アルミニウム貨、五銭錫貨の製造……………二〇六

(二) 五十銭黄銅貨の製造とその改造……………二〇九

(三) 五円、一円黄銅貨の製造とその改造……………二一三

(四) 十円洋銀貨、十円青銅貨の製造……………二一六

第二節 補助貨幣の発行・流通・回収……………二六

第三章 その他の諸行政……………三三

- (一) 接収貴金属の管理と精製作業……………三三
- (二) 貴金属管理法と造幣局の関連業務……………三三
- (三) 貴金属地金の品位証明その他……………三三

第四章 造幣局の機構と経理……………三七

第一節 造幣局の機構の変遷……………三七

第二節 造幣局特別会計法の改正……………三三

- (一) 昭和二二年の造幣局特別会計法の一部改正……………三三
- (二) 昭和二五年の造幣局特別会計法の全面改正……………三三

第三節 造幣局特別会計の推移……………三七

印刷

第一章 戦時の印刷行政と終戦前後の通貨等の状況……………三七

第一節 戦時の通貨増発と印刷業務の増大……………二四七

- (一) 国内通貨の増加と製造通貨の種類が増大……………二四七
- (二) 軍用手票、各国銀行券等の製造……………二四九

第二節 戦局の悪化と国内分断対応策の推進……………二五二

- (一) 銀行券等印刷量の増大と質の低下……………二五二
- (二) 準備銀行券の分散保有……………二五二

第三節 終戦後の通貨の増大と通貨補填措置……………二五五

- (一) 終戦後の通貨急増事情……………二五五
- (二) 日本銀行券の緊急増刷……………二五七

第二章 新種銀行券発行計画と金融緊急措置……………二五九

第一節 新種銀行券発行計画……………二五九

- (一) 新種銀行券発行計画の背景と印刷局による銀行券等の受注統制廃止……………二五九
- (二) 新種銀行券の図案審査……………二六一
- (三) 新種銀行券決定の経緯と銀行券製造工場管理問題……………二六三

第二節 金融緊急措置と新円証紙の印刷……………二六五

- (一) 金融緊急措置の背景とその実施時期の繰上げ……………二六五

- (一) 新円証紙の印刷……………二七九
- 第三節 新銀行券の製造と政府管理工場制度……………二七九
- 第四節 通貨等製造委員会と印刷局機構の改正……………二七九

第三章 通貨の増発と通貨供給対応策の推移……………二七九

- 第一節 高額券の印刷の増大と小額券の印刷停止……………二七九
 - (一) 通貨の再累増とその背景……………二七九
 - (二) 新種銀行券印刷の経緯……………二八二

第二節 経済安定後の通貨製造計画と新様式銀行券の発行……………二八九

- (一) 経済の安定と通貨情勢……………二八九
- (二) 朝鮮戦争後の経済と通貨情勢……………二九一
- (三) 新様式銀行券発行計画……………二九三
- (四) 銀行券等の印刷と民間依存態勢の整理……………二九六

第四章 印刷局行政の諸問題……………三〇一

- 第一節 銀行券以外の諸印刷物の印刷増大……………三〇一
 - (一) 郵便切手の製造……………三〇一

- (二) 年賀はがきの印刷……………三〇二
- (三) 英文官報の発行……………三〇四

第二節 みつまた需給問題……………三〇五

第三節 印刷局機構の変遷……………三〇七

第四節 印刷局特別会計の制度改正と同特別会計収支の推移……………三一〇

専 売

第一章 戦中戦後のたばこ供給強化策と専売益金確保……………三二七

- 第一節 戦時の需要増加と供給条件の悪化……………三二七
 - (一) 増加需要の調整と供給調整……………三二七
 - (二) たばこ供給条件制約の諸事情……………三三〇
 - (三) 専売益金の増大とたばこ定価の引上げ……………三三三

第二節 戦後の財政収入減退と専売益金増強確保対策の推移……………三三六

- (一) 二〇年度財政収入減退と専売益金確保への模索……………三三六
- (二) たばこ定価の改定と専売益金の増収……………三三八

第三節 たばこ製造増強策の展開……………三三〇

(一) たばこ専売政策の転換と昭和二二年度予算の編成……………三三〇

(二) ヤミたばこの増加とその防止対策の展開……………三三三

(三) たばこ製造設備等の復旧計画の推進……………三三五

(四) 二二年度予算補正、二三年度予算編成と専売益金捻出……………三三六

第四節 たばこ専売の事業収支の推移……………三三〇

- (一) 葉たばこの耕作・収納、製造たばこの製造・販売の推移……………三三〇
- (二) 専売局特別会計の収支と専売益金……………三三六

第五節 専売事業の諸問題……………三三三

- (一) 作業会計法の改正、専売局及び印刷局特別会計法の制定……………三三三
- (二) 専売事業能率委員会の審議と報告……………三三五
- (三) 専売局機構の変遷……………三五八

第二章 塩自給対策の継承強化と方針転換……………三六五

第一節 戦時の塩の供給条件悪化と自給方策の模索……………三六五

- (一) 海上輸送の困難と工業用塩、食用塩の不足……………三六五
- (二) 塩の自給対策の強化——自給製塩総本部、塩増産本部の設置——……………三六七
- (三) 塩配給制度の実施……………三六八

第二節 塩自給方針の踏襲と自給製塩の促進……………三七三

- (一) 終戦後の国内塩緊急増産対策……………三七三
- (二) 塩専売法臨時特例による自給製塩促進の具体策とその成果……………三七三

第三節 原料塩輸入確保の努力と自給製塩の整理……………三七八

- (一) 外塩輸入許可懇請と輸入の再開……………三七八
- (二) 自給製塩の整備……………三〇八

第四節 塩需給調整策の模索と塩割当配給制度の持続……………三六三

- (一) 臨時塩需給確保対策協議会の設置と塩需給計画策定方式の樹立……………三六三
- (二) 製塩設備投資停止指令と塩業整備委員会による塩業整理対策の検討……………三六五
- (三) 戦後の塩需給事情推移と塩割当配給制度の保持……………三六八

第五節 塩専売の財政問題……………三九三

- (一) 塩専売に伴う国庫金収支の基本構成……………三九三
- (二) 塩の収納価格、売渡価格の推移……………三九四
- (三) 塩の財政収支の推移……………四〇一

第三章 戦後のしょう脳専売の再建……………四〇七

第一節 戦時のしょう脳専売の展開……………四〇七

第二節 戦後のしょう脳専売政策の推移…………… 四〇二

(一) 戦後のしょう脳専売の条件変化…………… 四〇二

(二) 終戦直後の戦時体制からの解放…………… 四一〇

(三) しょう脳需給調整の確保と生産増強促進策の展開…………… 四一一

(四) しょう脳生産計画の強化と樟樹植林計画の樹立…………… 四一三

(五) しょう脳需給調整の困難と滞貨問題…………… 四一五

第三節 しょう脳専売と過度経済力集中排除…………… 四一六

第四節 しょう脳の生産実績、販売価格、販売実績の推移…………… 四一九

第四章 専売事業の公社制の実施…………… 四二五

第一節 公社制度実施の基本方針と専売事業…………… 四二五

- (一) 日本専売公社設立の経緯…………… 四二五
- (二) 日本専売公社の性格と専売事業…………… 四二六

第二節 日本専売公社法と改正各専売法…………… 四三一

- (一) 日本専売公社法の概要…………… 四三一
- (二) 各改正専売法の要点…………… 四三三
- (三) 専売納付金の扱い…………… 四三三

第三節 日本専売公社の経理…………… 四三六

- (一) 日本専売公社の会計…………… 四三六
- (二) 日本専売公社の資本…………… 四三八
- (三) 日本専売公社の事業収支の推移…………… 四三九

第四節 日本専売公社の機構…………… 四四一

- (一) 日本専売公社発足時の機構…………… 四四一
- (二) 機構の改正…………… 四四七

第五章 公社制以降のたばこ専売の推移…………… 四五一

第一節 たばこ専売政策の展開…………… 四五一

- (一) 二四年度予算と専売益金確保策…………… 四五一
- (二) たばこ配給制度の廃止…………… 四五三
- (三) 二五年度予算と専売益金対策…………… 四五五
- (四) 朝鮮戦争と二六年度以降の専売益金対策…………… 四五七

第二節 たばこ専売の経営問題…………… 四六一

- (一) たばこ民営論と臨時専売制度協議会の密議…………… 四六一
- (二) 葉たばこの耕作、収納とたばこの製造、販売の推移…………… 四六六

第三節 たばこ専売事業収支の推移……………四七一

第六章 塩業政策確立への歩み……………四七五

第一節 国内塩業対策の拡充……………四七五

(一) 国内塩業対策の決定……………四七五

(二) 朝鮮戦争による国内塩増産対策強化……………四七八

(三) 塩業保護改良の諸制度の整備……………四八〇

第二節 輸入塩対策の推移……………四八四

(一) 民間貿易再開に伴う輸入塩調整……………四八四

(二) 朝鮮戦争以降の輸入条件の激動……………四八五

第三節 塩専売事業の推移……………四九〇

(一) 塩の需給事情の推移……………四九〇

(二) 塩専売事業収支……………四九四

第七章 公社制発足後のしょう脳専売……………四九七

第一節 しょう脳専売法の改正……………四九七

第二節 公社制以降のしょう脳専売政策の推移……………五〇一

(一) しょう脳生産計画の推移と収納価格の改定……………五〇一

(二) 樟樹植林計画の推進とくす使用制限の経緯……………五〇六

第三節 公社制以降のしょう脳の生産実績、販売価格、販売実績の推移……………五〇八

第四節 しょう脳専売の事業収支……………五二二

付属資料……………五二五

国有財産

表 1-1-1 種目別国有財産価額推移……………六

表 1-1-2 所管別国有財産価額推移……………七

表 1-1-3 陸海軍財産推移……………八

表 1-1-4 昭和一九、二〇年度国有財産増減総計算(1)……………一〇

表 1-1-5 昭和一九、二〇年度国有財産増減総計算(2)……………一〇

表 1-1-6 昭和一八年度末外地・海外の国有財産調……………三

表 1-1-7 昭和二一年度末外地・海外の国有財産調……………三

表 1-1-8 昭和二〇年度末国有財産額(種類別、種目別、会計別)……………六

表 1-1-9 昭和二〇年度末一般会計雑種財産内訳……………六

表 1-1-10 昭和二〇年度末国有財産額推計……………六

表 2-1-1 終戦に伴い大蔵省に移管された国有財産調……………三

表 2-1-2 昭和二一年度売却対象可否財産調(昭和二一年末現在)……………三

表 3-1-1 賠償指定工廠(旧陸軍)……………三

表 3-1-2 賠償指定研究所(旧陸軍)……………三

表 3-1-3 賠償指定工廠(旧海軍)……………三

表 3-1-4 賠償指定研究所(旧海軍)……………三

表 3-1-5 賠償指定工廠、研究所内機械台数調……………三

表 3-1-6 管財職員整理推移……………三

表 4-1-1 財産税徴収予定および物納財産等処分予定……………七

表 4-1-2 戦時補償特別税徴収予定および物納財産処分予定……………七

表 4-1-3 財産税等収入金の一般会計財源計画……………八

表 4-1-4 物納財産内訳(昭和二三年三月三十一日現在)……………八

表 4-1-5 財産税等収納物納済額推移……………八

表 4-1-6 財産税等収入金特別会計歳入決算推移……………九

表 4-1-7 財産税物納財産処分調(昭和三〇年度末現在)……………一〇

表 4-1-8 租税物納財産売却調……………一〇

表 5-1-1 社寺国有境内地処分状況(昭和二九年五月一日現在)……………一三

表 6-1-1 旧軍港市旧軍施設調(昭和二五年一〇月一日現在)……………一四

表 6-2-1 旧軍用財産処分状況(1)(昭和二六年九月三〇日現在)……………一五

表 6-2-2 旧軍用財産処分状況(2)(昭和二六年九月三〇日現在)……………一五

表 7-1-1 終戦処理費取得財産調(昭和二六年九月末現在)……………一五

在

表 7-1-2 公務員宿舍設置実績……………一六

表 7-1-3 土地増減推移……………一六

表 7-1-4 建物増減推移……………一七

表 7-1-5 国有財産増減推移……………一七

表 7-1-6 国有財産会計別、分類別、種類別現在額推移(1)……………一八

表 7-1-7 国有財産会計別、分類別、種類別現在額推移(2)……………一八

表 7-1-8 国有財産所管別現在額推移……………一九

表 7-1-9 国有財産種目別現在額推移……………一九

表 7-1-10 国有財産の増減事由別移動推移……………一九

表 7-1-11 旧軍用財産調査推移……………一九

表 7-1-12 政府出資法人出資額推移……………一九

造幣

表 2-1-1 臨時補助貨幣製造枚数調……………二〇

表 2-1-2 臨時補助貨幣発行調……………二〇

表 2-1-3 種類別年末通貨流通高調……………二〇

表 4-1-1 造幣局特別会計、同資金推移(決算)……………二二

表 4-1-2 補助貨幣回収準備資金増減実績……………二二

表 4-1-3 造幣局資産貸借対照表……………二二

表 4-1-4-1 造幣局損益計算書(1)……………二二

表 4-1-4-2 造幣局損益計算書(2)……………二二

印刷

表 1-1-1 日本銀行券発行推移……………二四

表 1-1-2 日本銀行券製造高推移……………二五

表 1-1-3 日本銀行券製造枚数推移……………二五

表 1-1-4 外地・海外通貨製造枚数推移……………二五

表 1-1-5 銀行券等製造単価調(1)……………二五

表 1-1-6 銀行券等製造枚数調(1-1)……………二五

表 3-1-1 銀行券等製造枚数調(1-2)……………二五

表 3-1-2 銀行券等製造枚数調(2)……………二六

表 3-1-3 銀行券等製造単価調(1)……………二六

表 3-1-4 銀行券等製造単価調(2)……………二六

表 3-1-5 銀行券等製造枚数調(3)……………二六

表 3-1-6 銀行券等製造金額調(2)……………二六

表 3-1-7 銀行券等製造単価調(3)……………二六

表 4-1-1 みつまた生産、印刷局購入事情推移……………二七

表 4-1-2 印刷局特別会計推移(決算)……………二七

表 4-1-3 大蔵省印刷局損益計算推移……………二七

表 4-1-4 大蔵省印刷局貸借対照表推移……………二七

専売

表 1-1-1 製造たばこ需給推移……………二八

表 1-1-2 葉たばこ輸出入推移……………二八

表 4-3 専売納付金と財政収入の推移…………… 四四〇

表 4-4 専売事業損益計算書…………… 四四三

表 4-5 専売事業貸借対照表…………… 四四三

表 4-6 日本専売公社収入支出推移…………… 四四四

表 4-7 地方局の部等配置(昭二七・三、總裁達第一号)…………… 四四九

表 5-1 製造たばこ販売計画調…………… 四四五

表 5-2 製造たばこ販売予定調(1)…………… 四四五

表 5-3 製造たばこ販売予定調(2)…………… 四五九

表 5-4 製造たばこ販売予定調(3)…………… 四五九

表 5-5 葉たばこ耕作事情推移…………… 四六五

表 5-6 種類別葉たばこ収納高…………… 四六七

表 5-7 葉たばこ収納価格表…………… 四六七

表 5-8 品種品名別たばこ製造高…………… 四六八

表 5-9 製造たばこ小売定価推移…………… 四六八

表 5-10 品種別たばこ売渡高推移…………… 四六九

表 5-11 品名別両切たばこ売渡高…………… 四六九

表 5-12 たばこ事業損益計算書…………… 四七三

表 5-13 たばこ事業貸借対照表…………… 四七三

表 6-1 塩輸入推移…………… 四八六

表 6-2 塩輸入地域別推移…………… 四八六

表 6-3 塩輸入価格…………… 四八七

表 6-4 塩需給推移…………… 四九一

表 6-5 国内産塩推移…………… 四九一

表 6-6 塩用途別消費実績…………… 四九三

表 6-7 塩事業損益計算書…………… 四九五

表 6-8 塩事業貸借対照表…………… 四九五

表 7-1 しょう脳収納価格、売渡価格推移…………… 五二〇

表 7-2 しょう脳生産実績推移…………… 五二〇

表 7-3 しょう脳売渡高推移…………… 五二〇

表 7-4 しょう脳事業貸借対照表…………… 五二三

表 7-5 しょう脳事業損益計算書…………… 五二三

図 4-1 専売公社機構…………… 四八六

表 1-3 葉たばこ耕作関係諸量推移…………… 三三一

表 1-4 原料葉たばこ需給推移…………… 三三一

表 1-5 専売局事業益金推移…………… 三四四

表 1-6 専売局益金推移…………… 三四四

表 1-7 主要たばこ定価改正調…………… 三五五

表 1-8 昭和二一年度製造たばこ増収見込額調…………… 三三八

表 1-9 葉たばこ耕作状況推移…………… 三四一

表 1-10 葉たばこ収納価格表…………… 三四一

表 1-11 品種品名別たばこ製造高…………… 三四三

表 1-12 品種別たばこ売渡高推移…………… 三四三

表 1-13 製造たばこ小売定価変遷表…………… 三四五

表 1-14 品種品名別たばこ売渡高…………… 三四五

表 1-15 専売局益金増加事情…………… 三四六

表 1-16 専売事業益金推移…………… 三四六

表 1-17 専売事業損益計算書…………… 三四九

表 1-18 専売局資産推移(年度末)…………… 三四九

表 1-19 資産現在高表…………… 三五〇

表 1-20 専売局特別会計推移…………… 三五〇

表 1-21-1 二一年二月現在の地方局・支局…………… 三六二

表 1-21-2 二一年二月現在の地方局・支局…………… 三六二

表 2-1 塩の需給…………… 三六六

表 2-2 塩輸入高…………… 三六六

表 2-3 塩の価格…………… 三六九

表 2-4 食用塩の消費量…………… 三六九

表 2-5 国内塩月別収納高推移…………… 三七四

表 2-6 昭和二〇年度末自給製塩状況…………… 三七四

表 2-7 年度別需給計画…………… 三八四

表 2-8 塩需給事情推移…………… 三八九

表 2-9 塩用途別割当推移(四半期別)…………… 三九〇

表 2-10 食料用塩の消費量推移…………… 三九一

表 2-11 塩の価格調…………… 三九五

表 2-12 塩一トン当り生産費調…………… 三九五

表 2-13 塩専売の収支推移…………… 四〇一

表 2-14 塩収納事情…………… 四〇三

表 2-15 塩売渡事情…………… 四〇三

表 2-16 塩業対策主要補助金…………… 四〇四

表 2-17 製塩施設費補助内訳(昭和二一年度)…………… 四〇四

表 3-1 しょう脳補償価格推移…………… 四一〇

表 3-2 しょう脳生産実績推移…………… 四一〇

表 3-3 専売しょう脳売渡価格推移…………… 四一〇

表 3-4 しょう脳(内地産)売渡高推移…………… 四一三

表 3-5 しょう脳用途別売渡高推移…………… 四一三

表 3-6 原料交付高、製品生産高推移…………… 四一三

表 4-1 専売局特別会計貸借対照表(昭和二四年五月三一日現在)…………… 四二〇

表 4-2 専売事業益金推移…………… 四二〇

国
有
財
産

第一章 戦時の国有財産の喪失と終戦時の国有財産の状況

戦争は激しい国民経済、国富の変動を伴う。生産力が極度に動員活用されるが、一方では激しい消耗が続く。国民の資産の変動も大きい。国家の資産の変動はそれを超えて激変する。その激しさにもかかわらず、その実態を的確に把握することは非常に困難である。国有財産の増減の量的な大きさ、頻度の多さもさることながら、その増減変動を管理把握することが軽視されて、当面の戦争遂行に全力が傾注されることになる。後述のように、国有財産管理機構は戦時中に極度に圧縮され、終戦時には主税局の一係でしかなかった。

戦争の激しさと陸海軍の戦力の損壊、国土の荒廃等を国民はきびしい体験によって知ってはいるが、それがどの程度のものであるかを数量、金額で表示することは至難の状態のままである。各種の資料、方法で近似額を推計するほかにない。終戦時の状況理解のための枠組を示し、個別的に条件の記述をしよう。

国有財産の戦時中の増減結果をみるについて、その注目点の第一は、陸海軍の公用財産(し)の増減、ことに減少である。公用財産、営林財産、雑種財産は陸海軍にはあまり関係がない。公用財産のうち、土地は戦時中に増加したであろうが、工作物、器具機械と船舶とが激減したことは容易に推測できよう。第二には、戦時の濫伐による国有林野の荒廃、営林財産の減少が指摘できよう。第三には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州の統治放棄による国有財産の

減少がある。そして第四に、これらの地域をも含めて、海外の資産の喪失をあげなければならない。株式、持分等による海外の資産については、法的には講和条約によって決定する問題であっても、無条件降伏によって事実上資産管理を履行しえない状況下であり、第三、第四の問題は、国有財産の喪失として、終戦の時点で理解しておく課題と考えられる。

(1) 国有財産は大正一〇年の国有財産法で、公共用財産、公用財産、営林財産及び雑種財産に区分され、国有財産の増減計算と報告は、公共用財産を除く他の三者に限定された。なお、国有財産の区分内容については巻末付属資料「国有財産法」を参照されたい。

第一節 国有財産の喪失

国有財産法は、その第二六条で「政府ハ毎会計年度間ニ於ケル国有財産増減総計算書及毎年三月三十一日現在ノ国有財産現在額総計算書ヲ調製シ会計検査院ノ検査ヲ経テ之ヲ帝国議会ニ報告スヘシ」と規定しており、この規定どおりの的確な書類が作製されておれば、戦時の国有財産の喪失が明らかとなり、終戦時の国有財産の状況推測が可能となる。しかし、戦時の国有財産管理機構の縮小もあって、一九年度の国有財産増減報告は省略され、二〇年度とともに二年度分を一括して処理することになった⁽¹⁾(昭和二年二月、勅令第六三一号、国有財産法施行令中改正)。この措置は、単に一九年度の増減計算を省略したにとどまらず、国有財産法施行令に規定する報告期日も延期したものであり、国有財産状況把握が至難の状況下にあったことを示している。

一九年度中の国有財産の増減を考慮せずに、一八年度末との比較で国有財産の増減をみ、戦時の国有財産の喪失をみるのは、もっとも戦闘の激しかった一九年度の状況を省略することであり、的確な状況把握を困難とするが、それにとどまらず、二〇年度中の増減の把握自体が非常にむづかしい事情にあり、この国有財産増減報告書だけに頼って状況を記述すると実態と遊離したものとなる。それを配慮しながら一応この報告書をもとに記述を進めよう。

国有財産の価額は帳簿価格によっており、時価による評価替えはないが、報告書によれば、一五年度末の一五六億〇七九五万円から逐年増加して、一六年度末一八六億九〇一一万円、一七年度末二〇八億〇〇二九万円、一八年度末

7 第1節 国有財産の喪失

表 1-2 所管別国有財産価額推移 (単位：百万円)

所管	年度末	昭和15	昭和16	昭和17	昭和18	昭和20
外務省	事務	26	29	12	12	12
内務省	事務	884	1,029	1,196	1,211	1,214
陸軍省	陸軍	1,635	1,969	2,218	2,602	7,558
海軍省	海軍	1,768	2,397	2,817	3,336	—
文部省	文部	2,825	3,319	4,009	5,091	—
農商省	農林	95	103	104	104	99
逓信省	逓信	431	531	545	549	540
運輸省	運輸	1,117	1,339	1,350	—	1,365
鉄道省	鉄道	22	25	45	—	38
厚生省	厚生	870	933	973	4	4
東大	東大	2,331	3,197	3,197	3,196	3,196
東大	東大	3,563	3,769	4,000	—	—
東大	東大	41	50	44	49	50
東大	東大	—	—	289	295	293
東大	東大	—	—	—	1,364	0
東大	東大	—	—	—	37	1
東大	東大	—	—	—	5,639	5,639
東大	東大	—	—	—	—	654
東大	東大	15,608	18,690	20,800	23,488	20,662

出所：『昭和財政史』第8巻「国有財産・營繕」巻末資料。
 (注) 本表は増減計算書による現在額計算であり、各年度所属の省庁に即した価額となっていないところがある。

国有財産、海外の国の資産は確認できず、増減の扱いがなく、そのまま残されたものである。そしてまた、それにさかのぼる一八年度末の国有財産の額についても、それが帳簿による増減額の積上げによるものであり、その価額の適正については問題が残されていることになる。これらのことを念頭において戦時の国有財産の喪失事情をみよう。

一 陸海軍財産の減失

戦後、陸海軍省の廃止に伴い、旧陸海軍の国有財産を雑種財産として大蔵省が引き継いだ。大蔵省は、財産管理体制の混乱もあり、財産確認も困難で、確実な把握のないうままに処理されたので、明確な国有財産額として示すことはできない。この把握の困難な過程で、第九〇帝國議會(二一年後半)用に大蔵省が調査した内地所在の旧陸海軍財産は六億三二九〇万円であった。その後一九、二〇年度国有財産増減計算に際し

表 1-1 種目別国有財産価額推移 (単位：百万円)

種目	年度末	昭和15	昭和16	昭和17	昭和18	昭和20
総価額		15,608	18,690	20,800	23,488	20,662
土地	数量(千町)	17,344	17,346	17,318	17,269	17,211
	価額	2,350	3,129	3,205	3,304	3,319
立木竹	数量(百万石)	4,029	4,064	4,075	4,082	4,082
	価額	2,247	2,990	3,000	3,026	3,028
建物	数量(延千坪)	16,110	18,460	20,091	20,463	18,355
	価額	1,978	2,410	2,865	3,490	3,008
工作物及器具機械		5,948	6,569	7,203	7,944	7,750
船舶	数量(隻)	11,324	6,968	6,536	6,589	12,399
	価額	1,943	2,178	2,566	3,206	334
株式持分	数量(千株)	31,097	36,957	40,842	41,885	56,761
	価額	1,140	1,412	1,960	2,516	3,221
鉱業権等		2	2	2	2	1

出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』(昭和23年)。

して計上され、一方、大蔵省では明確となった陸海軍財産を行政財産としてではなく雑種財産として計上している。大蔵省の引継額の減じているうちで、種目別にみると、とくに前述の船舶の減少がその中心をなしている。すなわち、種目別、所管省別の増減計算結果は、二〇年度末は陸海軍の喪失分は一応考慮されているが、旧外地の

二三四億八七九六万円となったが、二〇年度末は二〇六億六二〇二万円に減じている。一八年度末までの増額過程では、所管省別でも種目別でもすべて増加しているが、二〇年度末への減額過程ではかなりの変動がある。種目別で最も顕著なのは船舶の減少で、ほぼ一〇分の一に減じており、続いて建物で一割余の減額、工作物及器具機械での減額がある。しかし土地、立木竹ではほとんど変化なく、株式及持分はむしろ三割近い増額を示している。

報告書による二〇年度末のこの変化事情を、所管省別でみよう。拓務省、運輸通信省の所管では増減がなく、状況変化は考慮されていない。そのほか、内務省、文部省、農林省、商工省、大東亜省の所管では、ほとんど増減のない額を計上しており、いずれも増減の明確となったものについての計上にとどめられた。この間、陸軍省、海軍省については皆減と

表 1-3 陸海軍財産推移 (単位：千円)

	陸軍省	海軍省	計
昭和16年度末 台帳価額	2,397,196	3,319,398	5,716,594
昭和17年度 増加額	594,554	965,742	1,560,295
昭和18年度	1,269,493	1,470,648	2,740,140
計	4,261,242	5,755,787	10,017,030
昭和20年度末大蔵省移管	2,164,135	2,172,996	4,337,131
差引	2,097,107	3,582,791	5,679,899

出所：「国有財産増減計算書」各年度。

て報告された大蔵省の雑種財産の増加額は四三億五五五万円であり、二二億円に近い開きがある。いずれの調査も台帳価格によるものであって、時価との開きは大きいものと考えられるが、これを軸に陸海軍財産の減失をみることにしよう。

激しい消耗戦に入る前の一六年度末の陸海軍財産は、台帳価額で五七億一六六〇万円で一七、一八年度の増加額はそれぞれ一五億六〇三〇万円、二七億四〇一四万円である。一九、二〇年度の増加額は明らかでないが、臨時軍事費の支出済額の年度別物件費、年度別地域支出額内地分をみると、いずれも一九年度は一八年度の約五割増となっているので、これに拠って一九年度の国有財産増加額を約四〇億円とみなすと、一六年度末の陸海軍財産に比して一九年度末までの増加額は約八三億円となり、戦争による損耗がなければ約一四〇億円の国有財産が存在したことになる。したがって、二〇年度末で大蔵省移管と発表された旧陸海軍財産が四三億三七一三万円であるから、これを残存額とすれば、台帳価額の計算では約三分の二が減失したことになる。なお二〇年度の財産増加分の推計を省い

たのは、事実上財産増加が期しがたい時期であり、実体のない計算による説明になるおそれがあると解したことによる。

陸海軍の国有財産の減失を大蔵省所管計上額をもとに推定することにして、これを種目別にみると、土地と立木竹

についてはほとんど減少はなく、船舶を最大として、工作物、器具機械、建物がこれに続く。船舶は一八年度の三〇億五三三四万円に対して大蔵省引継ぎはわずかに二億〇八五八万円にすぎない。一七、一八年度中の損耗分(五億円余)、一九年度の追加増分を配慮すれば、船舶の損耗がいかに大きかったかがわかる。なお、海軍艦艇の沈没等については、すでに『昭和財政史』の第八巻「国有財産」編に明細な表示があるので、ここでは省略するが、国有船舶総額の九割以上が海軍の艦艇であったことを付記しておく。

二 建物、器具機械等の破損、減失

戦争による国有財産の減失は、直接の戦闘参加による陸海軍財産の減失が大きかったことは当然であるが、一九年度末からの爆撃による被害も大きく、それは陸海軍以外の所管財産にも被害をもたらした。そこで一九、二〇年度国有財産増減総計算書によって、財産の区分別にこの期間の減少をみることにしよう。

一九、二〇年度の増減計算は非常に大きな額の増減が記され、差引増減の変化とは無関係な大きさとなっているように見られる。増減双方同額に近い高額が計上されているのは、主として戦中戦後の行政機構改革における所管省庁の変更による形式的(制度的)増減であり、国有財産の実体には影響がない。このなかで陸海軍省所管については、既述のように一八年度末の額で減に計上し、引継ぎの大蔵省で内地の整理済分を増に計上したので、この点がとくに大きく影響している。すなわち、建物の増減それぞれの大部分が陸海軍の関係であり、全体の差引の減よりも陸海軍の差引の減の方が大きい。それに近似の状況が工作物に示され、ここでも陸海軍の差引減が全体の減の二倍になって

表 1-4 昭和19, 20年度国有財産増減総計算 (1)

	増		減		差引増(△減)	
	数	価 格	数	価 格	数	価 格
土 地	4,907,909 ^町	1,476,181 ^{千円}	4,965,898 ^町	1,461,886 ^{千円}	△57,988 ^町	14,295 ^{千円}
立 木 竹	1,759,069 ^{千石}	908,651	1,758,164 ^{千石}	906,030	905 ^{千石}	2,621
建 物	(建)千坪 9,707	2,008,430	11,167 ^{千坪}	2,490,498	△1,460 ^{千坪}	△482,069
工 作 物		1,374,210		1,619,735		△245,525
器 具 機 械		1,099,156		1,047,255		51,900
船 舶	7,585 ^隻	230,524	1,775 ^隻	3,102,298	5,810 ^隻	△2,871,775
鉱 業 権			2,846 ^町	332	△2,846 ^町	△332
株式, 持分	14,876 ^{千株}	704,949	—	—	14,876 ^{千株}	704,949
計		7,802,100		10,628,035		△2,825,935

出所：大蔵省「昭和十九，二十年度国有財産増減計算書」。

表 1-5 昭和19, 20年度国有財産増減総計算 (2)

(単位：千円)

	増		減		差 引	
		内)大蔵省 所管雑種 財産計上		内) 陸海軍省 所管計上	増(△減)	内) 大蔵省と陸 海軍省差引
土 地	1,476,181	981,668	1,461,886	993,255	14,294	△ 11,588
立 木 竹	908,651	20,327	906,030	16,258	2,621	4,068
建 物	2,008,430	1,659,800	2,490,498	2,190,055	△482,069	△530,255
工 作 物	1,374,210	710,699	1,619,735	1,206,880	△245,525	△496,182
器 具 機 械	1,099,156	773,482	1,047,255	963,519	51,900	△190,037
船 舶	230,524	208,575	3,102,298	3,056,336	△2,871,775	△2,847,762
鉱 業 権	—	—	332	332	△332	△332
株式, 持分	704,949	—	—	—	704,949	—
計	7,802,100	4,354,551	10,628,035	8,426,636	△2,825,935	△4,072,086

出所：表1-4に同じ。

いる。器具機械の場合は陸海軍の増減の影響が大きだけでなく、全体で差引増であるが、陸海軍だけの計算では大きく差引減の数値が示される。そして船舶の増減はほとんど陸海軍の関係によっており、ここにこの二年度間の増減変動の特色が最も顕著にあらわれている。

このような陸海軍財産の増減を中心とする国有財産の増減計算には多くの問題を残している。たしかに建物の差引減一四六万坪(建坪)は非常に大きな戦災の実態を示すものといえよう。そのうち陸海軍関係の差引減九四・六万坪を除いても、残り五一万坪余の減額は軍以外の政府の建物がおびただしく破壊されたことを示すに十分であろう。しかし工作物の増減計算が全体では差引減にはなっていることになり、陸海軍の差引減がそれに倍する額であり、陸海軍以外では、この二年度中に工作物が全体の差引減に相当する額だけ増加していることになり、爆撃による被害の実感からは大きく離れるものとなっている。同様の関係が器具機械にも示され、被害以上に取得が大きかったことになる。

これらの関連は、この増減計算が朝鮮、台湾等の内地外の地域についての増減を計上しなかったのと同じく、各省庁の財産増減について整理できなかったものが残されて、減として明確に表示できなかったことを示している。その関係と同じ意味で、陸海軍関係の減額も、一八年度末の状況に対するものであり、一九、二〇年度の増加分をも配慮した減額となっていない。

三 海外財産の放棄

終戦によって日本政府の事実上の統治領域は内地に限定され、その内地についても、千島のごとく一方的占領のま

終戦の時点から離れて、二二年度末の国有財産現在額総計算に際して報告された外地（朝鮮、台湾、樺太、南洋群島）および外国所在の国有財産は総額で三七億八六三七万円で、これは国有財産総額中に計算されており、その総額の八・九％に当たる。二二年度中の新規の国有財産増があるので、二〇年度末での状況を知ろうとする意図からみればこの比率は過少となるが、なお、この報告で注目しなければならぬのは、内地の土地、立木竹については二二年度末で価格改定を行なったが、外地についてはその扱いがなく、相対的に低評価のままとなっており、前記の推計額よりも金額の点で少なく、一八年度末の外地の国有財産現在額に近い額にとどまっていることである。その意味で、この額は二〇年度末の国有財産総額に対比すべきものといえよう。それは二〇年度末の二〇六億六二〇二万円に対して一八・三％に当たる。

表 1-6 昭和18年度末外地・海外の国有財産調

	外 地		海 外	
	数 量	価 格	数 量	価 格
土 地	25,470,545 <small>千坪</small>	1,160,242 <small>千円</small>	364 <small>千坪</small>	3,906 <small>千円</small>
立 木 竹	32,880 <small>千石</small>	1,119,480		
建 物	(建) 3,847 <small>千坪</small> (延) 4,367	565,045	27 <small>千坪</small> 54	10,650
工 作 物		1,706,029		3,211
器 具 機 械		468,905		
船 舶	1,744 <small>隻</small>	47,637	4	27
鉱 業 権	21,202 <small>千坪</small>	1,107		
株 式 持 分	2,264 <small>千株</small>	107,361		
計		5,175,806		17,794

出所：大蔵省国有財産部「第八十九回帝国議会参考書」（昭和20年11月）。

表 1-7 昭和21年度末外地・海外の国有財産調

	数 量	価 格
土 地	8,517,763 <small>町</small>	902,194 <small>千円</small>
立 木 竹	963,628 <small>千石</small>	1,146,939
建 物 (延べ)	2,964 <small>千坪</small>	347,386
工 作 物		990,352
器 具 機 械		239,219
船 舶	1,784 <small>隻</small>	29,774
鉱 業 権	6,850 <small>町</small>	1,021
株 式 及 持 分	2,659 <small>千株</small> 160 <small>千口</small>	129,486
計		3,786,371

出所：大蔵省「昭和二十一年度国有財産現在額総計算書」。

二〇年度末の国有財産増減計算に当たって、一九、二〇年度の増減について外地にはまったく触れなかったので、旧外地、海外の国有財産は一応一八年度末のままの状態に残されることになった。このような状況下で、政府は独自に旧外地、海外の国有財産額を調査し、第八九議会の参考資料として、五一億九三六〇万円という数字を準備した。それは海外財産の中心となる旧外地の国有財産を示す拓務省所管特別会計の一八年度末総額三一億九五七万円を大きく上回っている。

五二億円に近いこの額は、比較する額としては適切ではないが、二〇年度末の国有財産総額二〇六・六億円の四分の一を超える大きさであり、それぞれの額の計算に問題が残るとしても、旧外地等の国有財産がいかに大きなものであったかを知ることができる。さらにこれらの額が台帳価格によるものであり、これを時価に換算すれば、さらによくその実体を理解することができるものと思われる。

まになったところがあり、小笠原諸島、沖縄のごとく連合軍の管理下に置かれたところもあったが、朝鮮、台湾等の旧外地については、その情報を得ることも困難となった。この旧外地や海外の国有財産は事実上放棄することになったが、その放棄せざるをえない国有財産の額自体が明確でなかった。

いずれの金額を妥当なものと考えるかによって外地財産の意味は多少変わるが、いずれによるとしても、それらの地域の国有財産が非常に大きなものであったことに間違いはなく、それが終戦によって失われたわけである。もっとも形式的には国有財産の台帳からはずされるのは講和条約発効後ではあるが、それは制度上の便法であり、事実上は日本の手から離れたものとして理解しなければならないものであろう。

(1) 国有財産法施行令の一部改正(昭和二十一年二月二八日、勅令第六三一号)(抄)

第四十八条 各省大臣ハ第三十六条第一項ノ規定ニ拘ラス同項ノ規定ニ依リ大蔵大臣ニ送付スヘキ昭和十九年度ノ国有財産増減報告書ノ調製ヲ省略シ同年度及昭和二十年度ヲ通シテ国有財産増減報告書ヲ調製シ昭和二十一年十二月三十一日迄ニ大蔵大臣ニ送付スルコトヲ得

(2) 昭和十九、二十年度国有財産増減総計算書についての会計検査院長説明文(昭和二三・三・一三)

右員額には元陸軍海軍両省以外の各省所管の国有財産で外国及び朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州、沖繩等にあるもの増減額は含まれていない。元陸軍省、元海軍省所管の国有財産は両省廃止の際十八年度末の現在額で大蔵省へ引継いだこととして減の部に整理したので、十九年度及び二十年度中の増減額は含まれていない。一方大蔵省では二十年度中内地所在の右両省所管の国有財産につき現地調査等により整理の出来たものを両省より引受として増の部に掲記したので、元陸軍海軍両省の引継額と大蔵省の引受額とはその員額に別表(省略——引用者)のように相違がある。

その他の員額は管理庁の証明にかかる国有財産増減計算書に対査して正当と認め検査を了した。但し国有財産の取得について不当と認めた事項は昭和二十年度歳入歳出決算検査報告に掲載する。

第二節 終戦時の国有財産事情

前節で、戦時中の国有財産の減失経過の概要を記した。ここで、それらの減失による終戦時の国有財産の事情をみることにしよう。それは戦後の国有財産行政の起点を示すことになる。

この起点は決して明るいものではなく、また明確なものでもない。戦時体制は、一面では膨大な国有財産の増強の過程であり、戦時中の国有財産獲得の額はそれ以前の時期に比して飛躍的に増大した。しかし、戦争末期には、この増加の程度をはるかに超える激しい減失を経験した。しかもこの戦争末期の増加額と損耗額とは明確に把握されていない。

すでに戦時の国有財産の減失を記述した際に示したように、一九、二〇年度の国有財産増減計算報告による一八年度末比の国有財産増減で二〇年度末の国有財産現在高をみると、二〇六億六二〇二万円となる。この額の内訳をみよう。一般会計と特別会計に分けると、一般会計分七三億六五〇六万円、特別会計一三三億九六九七万円である。特別会計の構成が公用財産を中心としているのは鉄道、電信電話等の事業会計の資産によるものであって、それが工作物、器具機械の支配的な価額で説明されている。また土地、建物についてもこの事業会計の資産が支配的である。また特別会計の営林財産は旧外地の資産によるものであって、この額は一八年度末の額と同じ額が計上されている。旧外地の広大な森林面積にもかかわらず、その土地の評価は低く、営林財産は主として立木竹についての評価である。

表 1-8 昭和 20 年度末

種 目 別	一 般 会 計				
	公用財産	営林財産	雑種財産	計	
土 地	面積(町)	67,602	7,856,176	593,134	8,516,913
	価額	285,016	374,544	1,072,752	1,732,312
立木竹	材積(千石)	2,061	3,016,050	37,808	3,055,020
	価額	1,223	1,784,943	28,430	1,814,597
建 物	面積(延千坪)	1,506	166	9,557	11,230
	価額	227,130	9,821	1,663,009	1,899,962
工作物・ 器具機械	価額	107,193	68,299	1,485,943	1,661,436
船 舶	隻数	3,105	24	7,045	10,174
	価額	47,786	139	208,821	256,747
株式及 持 分	株数(千株)	—	—	—	—
	価額	—	—	—	—
鉱業権・砂鉱権	価額	—	—	—	—
合 計		668,350	2,237,749	4,458,956	7,365,056

出所：『昭和財政史』第8巻「国有財産・営繕」巻末資料。

ものであって、そこに終戦時の特色が示される。雑種財産四四億五八九六万円のうち大蔵省に引き継がれたものは四三億五二八八万円に達し、そのうち陸海軍省に属していたものは四三億三七一三万円であって、雑種財産は陸海軍省財産を引き継いだものを示していることができよう。

以上のような種目別の財産の事情に即して二〇年度末台帳額から旧外地、海外の一八年度末台帳額を差し引いた額を二〇年度末の実体として推計すると、土地面積は半減し、立木竹も著減する。金額では約四分の三の約一五五億円となる。続いてこの台帳額を時価に換算して現実的な国有財産額を推定し、国民経済活動に対応させる工夫が望まれるが、時価換算は技術的に困難を伴うので、きわめて大づかみな方法で大

国有財産額(種類別, 種目別, 会計別) (単位: 千円)

種 目 別	特 別 会 計				合 計
	公用財産	営林財産	雑種財産	計	
土 地	353,219	6,702,181	1,638,588	8,693,988	17,210,901
	1,129,999	190,635	265,804	1,586,438	3,318,752
立木竹	176,802	849,763	—	1,026,565	4,082,487
	115,965	1,097,799	—	1,213,764	3,028,362
建 物	7,063	4	58	7,125	18,355
	1,101,952	236	5,895	1,108,083	3,008,045
工作物・ 器具機械	6,033,857	3,595	51,361	6,088,813	7,750,251
船 舶	2,210	—	15	2,225	12,399
	77,378	—	161	77,539	334,287
株式及 持 分	—	—	56,760	56,760	56,760
	—	—	3,220,947	3,220,947	3,220,947
鉱業権・砂鉱権	379	—	995	1,374	1,374
合 計	8,459,531	1,292,266	3,545,165	13,296,965	20,662,021

この営林財産の性格は多少の程度の差があっても、内地についても同様であり、一般会計の営林財産では、その台帳記載が古いためであって、立木竹の評価は旧外地の評価よりも低く示されている。特別会計の株式及持分は、政府出資特別会計と各地域特別会計に属する関係で、すべての価額が特別会計分として計上されたことを表示する。それは雑種財産であるが、処分を容認する分類を示すものではない。

これに対して一般会計に属する国有財産は雑種財産を中心としており、公用財産は僅少である。そして営林財産は特別会計分が旧外地の資産を示すのに対して、内地の国有林を中心とする森林財産を示している。この雑種財産は主として公用財産であった陸海軍財産の内地残存分を引き継いだ

略の事情をみよう。昭和八年以降の一二年間、物価上昇を卸売物価でみると、ちょうど三倍となっているので、これによって三倍の評価換をすれば、国有財産の実体価格は約四六〇億円とみることが出来る。

表 1-9 昭和20年度末一般会計雑種財産内訳 (単位：千円)

種 目 別	一般会計 雑種財産	内) 大蔵 省引継分	内) 陸海 軍省分	陸 軍 省	海 軍 省	
土 地	{面積(町)	593,134	269,078	268,822	238,718	30,104
	{価額	1,072,752	980,426	978,364	668,789	309,575
立木竹	{数量(千石)	37,808	17,468	17,466	17,208	258
	{価額	28,430	20,209	20,190	17,824	2,365
建 物	{面積(延千坪)	9,557	9,526	9,485	4,901	4,584
	{価額	1,663,009	1,659,520	1,648,209	735,226	912,983
工作物 価額	}1,485,943	710,668	708,316	342,519	365,797	
器具機械 価額		773,482	773,482	378,451	395,030	
船 舶	{隻数	7,045	7,034	7,022	1,068	5,954
	{価額	208,821	208,575	208,570	21,325	187,246
合 計	4,458,956	4,352,878	4,337,128	2,164,135	2,172,993	

出所：大蔵省国有財産部「第九十二回帝國議會參考書」(昭和22年2月)。

表 1-10 昭和20年度末国有財産額推計(試算) (単位：千円)

種 目 別	昭和20年度末国有財産額			昭和18年 度 末 外 地、 海 外 財 産	差 引 額	
	一般会計	特別会計	計			
土 地	{面積(町)	8,516,913	8,693,988	17,210,901	8,490,303	8,720,598
	{価額	1,732,312	1,586,438	3,318,752	1,164,148	2,154,604
立木竹	{材積(千石)	3,055,920	1,026,565	4,082,487	32,880	3,023,040
	{価額	1,814,597	1,213,764	3,028,362	1,119,480	1,908,882
建 物	{面積(延千坪)	11,230	7,125	18,355	4,421	13,934
	{価額	1,899,962	1,108,083	3,008,045	575,695	2,432,350
工作物・器具機械	1,661,436	6,088,813	7,750,251	2,178,145	5,572,106	
船 舶	{隻数	10,174	2,225	12,399	1,748	10,651
	{価額	256,747	77,539	334,287	47,664	286,623
株式及 持 分	{株数(千株)	—	56,760	56,760	2,264	54,496
	{価額	—	3,220,947	3,220,947	107,361	3,113,586
鉱業権・砂 鉱 権	—	1,374	1,374	1,107	267	
合 計	7,365,056	13,296,965	20,662,021	5,193,600	15,468,421	

第二章 国有財産管理体制の転換

終戦を機に大蔵省の行政組織は各部門で大きく転換したが、そのなかでも国有財産管理についての組織は大きく変わって、戦時の圧縮方向は、戦後に急拡大へ転じた。その具体的内容は第三章および第五章第四節に詳述するが、本章記述に先立って戦時の機構縮小過程を略述して、戦後の拡充の意味を明らかにしておきたい。

国有財産管理の機構は、昭和一七年一月改正以前は外局の營繕管財局において、その総務部国有財産課として組織づけられていた。營繕管財局には総務部のほかに工務部があり、そこには第一技術課から第四技術課までの四課組織があった。総務部の総務課が同局の機密、人事、予算を所掌する課であったことをみると、同局における国有財産管理の行政は必ずしも重要な部門ではなかった。国有財産課の所掌事務は「一 国有財産ノ現在額總計算書及増減總計算書ニ関スルコト」以下一〇号に及び、国有財産管理全般に及ぶものではあったが、軍用の財産管理は事実上対象外であり、その実際の行政範囲はかなり制約されたものであった。

一七年二月の機構改正で、營繕管財局は内局となり、分課も部制をとらずに、業務、国有財産、技術第一、技術第二、技術第三の五課制に圧縮された。国有財産課の所掌事務は「一 国有財産ノ總括ニ関スルコト」以下五号にまとめられ、従来の所掌事務を引き継いだものは「二 国有財産ノ整理ニ関スルコト」「三 国有財産ノ管理及処分ニ

関スルコト」で従来の五号、七号に当たるものであったが、その他の各号に記された事務を前記の第一号で総括に關することと改めたものであったから、同課の事務は大幅に圧縮されることになった。一方、第四号に「国有財産整理資金特別会計ニ関スルコト」、第五号に「政府出資特別会計ニ関スルコト」が加えられたので、単なる事務の圧縮ではなく、事務内容の変更があったことを知るのである。

一年後の一八年一月の機構改正で營繕関係事務が大蔵省の所掌からはずされたので、營繕管財局は廃止され、国有財産管理は総務局財務課の事務の一部になった。財務課の所掌事務九号のうち第一号から第四号までが国有財産関係であつて、その事務内容は、従来の国有財産課の所掌事務五号のうちから、政府出資特別会計の事務を省いたものであつた。なお、財務課は一九年八月に国有財産課に改められ、同課が従来所掌していた地方財務関係の諸事務ははずされた。

続いて二〇年三月には総務局の機構全改正があり、総務、考査、国有財産の三課は文書、企画の二課となり、国有財産関係事務は企画課の所掌となつた。企画課の所掌事務のなかに「七 国有財産ノ総括及整理ニ関スルコト」「八 雜種財産ノ管理及処分ニ関スルコト」の二者として示され、国有財産の総括と整理は別個の事務とせず一本化され、国有財産整理資金特別会計の廃止に処して、その事務がはずされた。

二〇年五月には総務局が廃止された。企画課は大臣官房に移されたが、移行に際してその国有財産管理の事務ははずされ、同事務は主税局第三課に移された。第三課は従来の經理課にこの国有財産管理事務を加えてその名称変更したものであり、第三課の所掌事務一二号中の第九号、第一〇号に、企画課の際の所掌事務二号をそのまま再現した。

以上の経過をみると、一七年一月以降は国有財産管理事務の圧縮の一途であり、一八年一月以前は独立の一課の事務であつたのが、総務局時代には他の事務と併置の一課組織に後退し、同局廃止時には一課のなかでもごく一部の小さな係に縮小し、その小組織のまま主税局に移って終戦を迎えたのである。係長以下四名というのが国有財産管理の大蔵本省の機構であつた。まさに極小の組織に圧縮されていたとすべきであろう。

第一節 旧軍用財産の大蔵省への移管

一 戦後の国有財産管理の基本方針

終戦による戦時の行政から平時の行政への転換に当たって、その基本方針をどう決定するかについては、部門により遅速があったが、国有財産管理については、旧軍用財産の管理という具体的な問題処理の必要があったこともあって、他律的要因を機として、早い時期にその方向を決定することになった。

二〇年八月二八日、閣議は「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処分ニ関スル件」⁽¹⁾を決定し、陸海軍財産の管理機関と戦後の国有財産活用の基本姿勢を定めた。戦後の不安と混乱のなかで、戦後の行政の基本方向を明示したことは注目すべきことである。この閣議決定で、陸海軍所属の土地、兵舎、施設等の国有財産の引継機関を大蔵省と定め、その引継財産の管理処分については、食糧増産、民生安定と財政上の財源のために活用することを期した。

膨大な陸海軍の財産の管理のことであるから、その適実な運営が求められることは当然であり、大蔵省としても慎重にこれに対処しなければならなかった。何よりもまず事務組織の拡充整備が必要であった。戦時の事務機構整理で、国有財産管理は主税局第三課の一係に縮小し、係長以下四名であったから、そのままではまったくお手上げという状況であった。

陸海軍財産についての閣議決定は、その期待が財産の活用にあったといえるが、大蔵省の立場からみれば、その活用の前提となる確実な管理が第一にあり、続いてその適実な処分があった。この確実な管理のためには確実な陸海軍からの引継ぎが必要であったが、この第一歩がまったく混乱状態にあった。混乱状態は陸海軍の管理自体の混乱、その混乱による引継ぎの遅延の間に生じる次の混乱があった。この派生的問題は、連合軍の進駐以降、連合軍の管理が加わったことによる点も大きかった。閣議決定の基本方針が、管理方法として貫かれなかったこと⁽²⁾によっている。

連合軍は進駐当初は政府の行政について、あまり積極的に指示することはなかったが、陸海軍の財産処理には強い関心を示して、九月二四日には終戦連絡中央事務局を經由して、帝国政府に対する連合軍最高司令官の覚書として、
「日本軍隊より受領し且受領すべき資材補給品、装備品に関する件」⁽³⁾が示された。

この覚書の要点は、陸海軍財産のうち戦闘目的のものはアメリカ軍が破壊し、その屑鉄をも含め戦用とならぬものは日本政府に返還する。返還資材等の受領の公的機関に内務省を指定する。その実施のため陸海軍は資材等の所在目録を用意し、内務省は資材等受領のために代表者を連合軍のもとに派遣し、内務省は受領物品の記録を保存し、その処置を明らかにせよというものであった。連合軍が戦用品を破壊するのは占領目的からみて当然としても、日本政府への返還を内務省と指定したことは、陸海軍財産の管理を大蔵省と決定した閣議の方針とくい違い、その実行上支障を来たすことになった。連合軍としては各地に分散する第六軍、第八軍、第五艦隊から各地の政府組織に陸海軍財産を返還するには内務省を指定するのが便宜であり、日本政府の国有財産管理体制に変更を求めたわけではなかった。

しかし、この管理体制の二元化を放置することはできなかった。一〇月三日には八月の閣議決定の主旨をも考慮して、閣議で「特殊物件処理大綱」⁽⁴⁾を定めた。この大綱によれば、中央で具体的に処分を決定するのは施設と重要

表 2-1 終戦に伴い大蔵省に移管された国有財産調 (単位：千円)

		元陸海軍省	元航空局	兵器等製造 事業特別助 成法による	合 計
土 地	数量(千坪)	807,335	2,607	6,401	816,342
	価額	1,060,012	5,088	134,514	1,199,613
立 木 竹	数量 (千石) (千束)	17,512	31	—	17,543
	価額	702	—	—	702
建 物	数量(千坪)	9,608	74	1,642	11,324
	価額	1,597,052	20,963	384,655	2,002,670
工 作 物	価額	691,014	6,114	241,320	938,448
機 械 器 具	数量(千個)	230	—	12	242
	価額	885,687	—	330,180	1,215,867
船 舶	数量(隻)	9,637	14	—	9,651
	価額	2,112,211	70	—	2,112,281
鉱 業 権	数量(千坪)	8,539	—	—	8,539
	価額	332	—	—	332
合 計		6,366,693	32,270	1,090,669	7,489,632

出所：大蔵省国有財産部「第九十二回帝国議会参考書」(昭和22年2月)。

な品目の物件に限り、その他の物件、施設の処分は地方庁に実施をゆだね、中央はその方針を示すにとどめるとし、地方の実施の円滑を期するために地方長官を中心とする特別の委員会を設けることにした。八月の閣議決定に際して大蔵省への陸海軍財産引継ぎを基本としながら、将来他省所管に引き継ぐことが適当なもの、農耕厚生施設等のために緊急性を要するものは、この引継ぎ以前に措置することを認めていたので、この大綱決定は必ずしも八月の決定に反するものではなかった。

それでも国有財産管理の基本方針の実施に当たって、大蔵省と内務省に二元化することは混乱をもたらす

ことになるので、一〇月二五日の次官会議で両省の管理方式を協議決定した⁽⁵⁾。その要点は、連合軍から返還される陸海軍財産は内務省(地方庁)が受領し、大蔵省(財務局管財支所または出張所)に引き渡すというものであった。なお、大蔵省に引き渡すまでの間は、内務省にその保管、警備の責任を担わせることにした。

このように国有財産の管理方式は決定したが、司令部の覚書によって内務省は調査部を設置し、地方にも出先機関を作って陸海軍財産の受入態勢を準備したこともあって、この中央の決定を地方末端にまで徹底実施するにはかなりの日時を要し、それまでの混乱を避けることはできなかった。

なお、終戦に伴い大蔵省に移管された国有財産額は台帳価格で七四億八九六三万円と計算されている。この額は形式上のものであって海外にあるもの、連合軍の管理下にあるもの等すべてを包含しており、これらがそのまま戦後経済復興に転用される対象となるものではない。

二 旧軍用財産の管理と連合軍の措置

旧軍用財産管理の基本方針は、政府の決定と連合軍の措置とでその決定について多少混乱があったが、具体的な管理引継ぎはそれ以上の混乱を引き起こした。大蔵省では八月の閣議決定に基づいて、九月二日に各財務局に通牒を出し、現地の陸海軍の部局からの引き継ぎを指示した。実際に引き継ぐのは税務署で、現地部隊の実地立会いで台帳、目録を作って引き継ぐことを指示したものであった。

しかしこのような正常な方法による順当な引継ぎは、ほとんど期待することはできなかった。終戦後かなり早い時

期に現地部隊の解散が進み、立ち会う部隊の確認が困難であり、また陸軍では終戦時に財産台帳を焼却したものが多く、引継ぎの手段を失っていた。しかし大蔵省が国有財産として引き継ぐものは土地、施設等の処分困難のものが多く、衣料、食糧等のごとく復員軍人、一般国民が熱望していたものではなかった。いわゆる終戦のどさくさで勝手に処分されてしまったというわけではなかった。それでも各地での施設の破壊、盗難ははなはだしかった。

このような事情にあって陸海軍から国有財産を引き継ぐについては、陸海軍の財産管理者をそのまま大蔵省に引き継いで、それらの人々の手で国有財産を調査確定することが有効であるとの判断で、臨時に国有財産部を設置するに当たって、陸軍の財産を引継ぎ管理する第一管理課では課長以下の幹部に陸軍の関係者をあてる方針をとり、同様に第二管理課については海軍の関係者をあてる方針をとった。この分課と人事の方針は、国有財産部発足に先立って、九月に司令部の陸海軍財産の処理方針が示され、引継ぎの機関に内務省を指示したのちにも変更はなかった。

国有財産部発足後、陸海軍国有財産の日本政府受入れについて、内務省と大蔵省との事務関連は次官会議で一応決定したものの、その実施に当たって府県知事から大蔵省への引継ぎに円滑を欠き、国有財産管理は混乱状態が続いたので、二一年に入って一月八日に終戦連絡中央事務局を通じ、陸海軍財産の返還については、直接大蔵省に引継ぐことを要請する申請書を司令部へ提出した。そしてこの申請書によって再々司令部に要請をしたが成果はなかった。⁽⁶⁾

二一年五月九日付の覚書で、旧軍用財産の返還が指令された。覚書の件名は「日本軍の建物、施設、土地に関する件」であり、その要旨は、連合軍で当面必要でない旧軍用物件を日本政府に返還するというものであった。しかしこの返還については、生活必需品の生産のために行なうのであり、したがって、極力民生安定、経済再建のために使わなければならないこと、生産禁止品目の生産に使ってはならないことが、注意として記され、また場合によっては

再返還、処分取消もありうることも指示されていた。

この覚書はすでに実行されていた旧軍用物件の返還の主旨を明確に示したものであり、とくに新規の内容を盛り込んだものではなかったけれども、従来個々の必要によって連合軍に返還を申し入れていたのに対して、包括的に連合軍の方から返還の意向が示されたものであり、これによって返還促進の方向が明確となった。この返還指令に関連して、(一)返還に関する仕事は第八軍が行なう、(二)従前に返還されたものも今回の覚書によるものとして取り扱うこと、(三)返還の申請は個々に具体的に現地の軍政官に対して行なうこと、が指示された。

三 国有財産管理組織の拡充

戦後の国有財産管理機構の拡充は、二〇年一〇月一日、大蔵省国有財産部の臨時設置、開設で始まった。それまで一係であった管理組織は課制をこえて一挙に部制となった。⁽⁸⁾ 国有財産部は総務、第一管理、第二管理の三課組織で、第一管理課は陸軍省所属の国有財産を引継ぎ管理し、第二管理課は海軍省所属の国有財産を引継ぎ管理することとし、総務課では国有財産の総括管理等を分掌することにした。

本省の国有財産部設置に伴い、各財務局にも臨時に国有財産部を置き、⁽⁹⁾ 総務、第一管理、第二管理の三課組織とした。そしてさらに必要の地に財務局の管財支所または管財出張所を置くことにした。二〇年から二一年にかけて各地方に設置された管財出張所は全国総計一八〇に達した。その各財務局別の数を示すと、東京二七、大阪一五、札幌二〇、仙台一九、名古屋三四、広島一六、高松六、熊本四三である。この局別の設置数によって旧軍用財産の地域分布

の大要を知ることができる。

二一年二月には大蔵省本省の機構の平時体制転換が実施され、国有財産管理についても、国有財産部の臨時設置制を、正常の機関に改め、国有財産部として本省の一部局に組み入れた。この措置に伴って、それまで形式上は主税局の一係として残されていた国有財産の管理事務と、金融局の所掌として残されていた政府出資の事務とを廃して、名実ともに国有財産部の事務とした。この二月の改正に際しては国有財産部の組織変更も職務内容変更もなかった。

しかし、地方部局については、臨時設置制のままとして、その常設機関への変更は同年一月まで延ばされた。地方部局の全組織の平時体制転換が一月に実施されたことに合わせた措置である。管財支所、管財出張所もこれとともに常置の機関となった。この地方部局の常置制への切替えは、単なる形式上の問題ではなく、本省の国有財産部の分課規程の改正に則した改正であり、その所掌事務の追加と、各課の所掌事務の変更とがあった。その具体的説明は後述する。

(1) 戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処分ニ関スル件 (昭和二〇年八月二八日閣議決定)

陸海軍所属ノ土地、兵舎其ノ他ノ施設等ノ国有財産ハ速カニ大蔵省ニ引継ギ大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其ノ他民生安定及財政上ノ財源トシテ活用スルコトヲ期シ之ガ適実ナル管理、運用及処分ニ当ルモノトス但シ将来他省所管ヲ引継グヲ適当トスルモノ及農耕厚生施設等ノ為急速措置スルヲ適当トスルモノハ右ノ引継ギ以前ニ於テ其ノ措置ヲ採ルヲ妨グズ

(2) 戦後対策として国有財産の積極活用を企図していたことは、大蔵省の次の文書に明示されている。それが閣議決定の方針では抽象的なものには後退しているが、その後の諸対策の実施と総合的な政策手段として国有財産の活用を終戦直後に検討していることを考慮すれば、この方策は注目すべきであろう。

(企画室第一号)

二、国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策 (昭和二〇・八・二五)

第一 方針

陸海軍所管国有財産及各省所管国有財産中戦争終結ニ伴ヒ本来ノ用途ヲ廃止セラルルモノハ極メテ莫大ナル額ニ達スルモノト認メラルル所、之ト右以外ノ国有財産(殊ニ雜種財産)ヲ併セ、国民経済ノ復興、国土計画等ノ綜合的見地ヨリ特別計画ヲ樹立シテ急速ニ適正ナル再分配ヲ断行シ以テ、戦災復興、国民経済及生活安定、確保等戦後ニ於ケル緊急諸政策ノ円滑ナル遂行ニ資スルト共ニ賠償、復員等ニ因リ膨脹スルモノト認メラルル財政需要ニ対処シ、兼テ国民購買力ヲ吸収シインフレーションヲ防退ニ協力セントス

(原注) 本方針ノ実施ニ先立テ産業ノ復員及復興、都市及国土計画、住宅、医療其ノ他民生ノ安定等ニ関スル基本方策ヲ速ニ策定スルノ要アリ

第二 要領

イ、所管機関

本事務ノ性質及分量ニ顧ミ本省ニ国有財産局、各財務局ニ国有財産部ヲ置キ其ノ管理及処分ヲ迅速、適正ニ行フモノトス

ロ、活用方策ノ概要 (原注は省略——引用者)

一、現物賠償又ハ駐屯軍ノ使用等ニ充ツルモノ
賠償トシテ要求セラレタル施設及今後国内ニ於テ使用シ得ザルモノ又ハ使用スル見込ナキモノノ中賠償物件トスルヲ適当ト認メラルルモノハ現物賠償物件トスベキモノトス、尚駐屯軍ヨリ使用等ヲ要求セラレタル土地、施設等ハ之ニ充ツルモノトス

二、公共的施設ノ戦災復旧ノ見地ヨリ処分スベキモノ

官公衙、学校、官公立研究所其ノ他ノ公共的施設ニシテ戦災ノ復興ヲ要スルモノ極メテ多キヲ以テ、此ノ目的ニ充ツルヲ適当ナリト認メラルル土地、建物、器具、機械等ハ他官庁ニ管理換又ハ公共団体其ノ他ニ譲渡シ、以テ速ニ此等ノ施設ヲ復旧セシムモノトス、尚土地、立木等ニ付テハ必要ニ応ジ国土計画、都市計画其ノ他ノ作業ニ充当スルモノトス

三、国民生活ノ安定、確保ノ見地ヨリ処分スベキモノ

陸海軍病院、療養所等ノ医療施設ハ之ヲ廢止スルコトナク、戦後ニ於ケル国民健康保持ノ見地ヨリ医療施設トシテ、又住宅トシテ使用シ得ル建物及其ノ敷地等ハ住宅トシテ使用セシムル為処分スルコトトシ、尚飛行場其ノ他ノ土地、森林等ハ最モ緊要ナル食糧、木材、薪炭等ノ増産ニ使用セシムル為譲渡スルヲ適當トス

四、産業ノ復旧及振興ノ見地ヨリ処分スベキモノ
戦後ニ於テ許容サルベキ産業ノ施設トシテ使用スルヲ適當ト認メラルル土地、建物、器具、機械等ニ付テハ速ニ譲渡其ノ他ノ処分ヲ行ヒ以テ国民経済ノ復興ニ資スルヲ要ス

五、財源調達ノ為又ハ購買力吸収ノ方策トシテ処分スベキモノ
以上ノ外賠償、復員其ノ他ノ戦争終結ニ伴フ善後処理ノ為膨脹ヲ免レザル財政需要ニ対応シテ財源調達ノ一手段ト為スト共ニ喫緊ノ要務タルインフレーションノ防遏ニ関スル方策ノ一環トシテ可能ナル限度ノ国有財産ノ処分ヲ考慮スルコトハ極メテ緊要ナリト認メラル、而シテ右ノ見地ヨリスルトキハ戦争終結ニ伴ヒ生ジタル雑種財産ノミナラズ現存ノ雑種財産其ノ他一切ノ国有財産ニ付再検討ヲ行ヒ可能ナル限り処分スルノ要アルベシ

ハ、外地及外国ニ存在スル国有財産ノ問題

朝鮮、台湾、樺太其ノ他ノ外地及外国ニ存在スル国有財産ハ今後ニ於ケル対外交渉ニ即応シ総合的ニ其ノ措置ヲ考究スベキモノト認メラル

ニ、国有財産ノ整理

右ノ如キ見地ヨリ国有財産ヲ総合的ニ処理スル場合ニ於テ国有財産ノ必要性ヲ再検討シ不要ノモノヲ整理シ之ヲ雑種財産トシテ大蔵省ニ引継ガシムル為措置スルノ要アリ、尚農商省所管不要存置林及内務省所管北海道国有未開地ニ付テモ今後ニ於ケル国土計画上等等カノ処置ヲ要スベシ

ホ、特別会計ノ設置

本事務ハ複雑ニシテ且甚大ナルノミナラズ、其ノ性質上他ノ行政事務ト一応区分シテ収支ヲ明ナラシムルヲ適當トスベシ、仍テ国有財産整理資金特別会計ヲ復活シ一般会計ヨリ分別シテ経理スルヲ可トス、而シテ其ノ得タル財源ハ戦災復旧、賠償等ノ財源トシテ予定スルコト可ナラン

右特別会計設置ニ至ル迄ノ経過的期間ニ於テハ現行制度ニ依ルモノトス

備考

本要領ノ実施ニ際シテハ軍事布告第一号中軍需物資保存ニ関スル条項トノ調整ヲ図ルモノトス

(3) 日本軍隊より受領し且受領すべき資材、補給品、装備品に関する件(SCAPIN第五三三号 一九四五年九月二四日)

(一) 一九四五年九月二日付本司令部一般命令第一号第六項に關し、日本政府は要求あり次第米國第六軍、第八軍及第二十四軍団並に米國第五、第七艦隊司令長官に対し、總ての武器、弾薬、爆発物、軍装備、貯藏品及補給品その他總ゆる種類の戦用品並に日本軍隊の作戦に關連し、日本軍隊又は其の如何なる職員に属し使用せられ又は使用に供せらるる如何なる物品又は其の他の財産の引渡準備を為すことを希望す。「日本軍隊」とは總ての日本及日本の支配下にある地上、海上及航空部隊及軍事的及準軍事的組織編成又は部隊並に如何なる場所にあることを問はず国民義勇隊を含む之等の補助部隊を含むものとす。

(二) 占領米軍諸指揮官は本質的又は排他的に戦用又は好戦的演習に使用せられ平時民間の使用に適せざる總ての装備品を破壊すべきことを指令す。占領軍の作戦上の諸要求が達せられたる後は破損せる戦用品よりの屑鉄をも含め本質的に戦用又は好戦的演習に使用せられざる日本軍隊の装備及補給品は朝鮮に於けるものを除き日本政府に返還せられるべし。

(三) 日本政府内務省は日本の管理下に返還せらるる資材、補給品及装備品の受領の公的機関として茲に指定す。

(四) 右の諸事務の処理の為日本政府は左記を実行すべきことを希望す。
(イ) 責任ある日本陸軍及海軍指揮官は所有の總ゆる補給品、資材及装備品の所在目録(一般に物件が占領米國軍に引渡さるべく集積せられある地点と合致す)を用意すべし。

(ロ) 日本帝國政府内務省は日本に返還せらるべき補給品、資材及装備品受領の為代表者を米第六軍及第八軍指揮官及第五艦隊司令長官の許に派遣すべし。

(ハ) 日本帝國政府内務省は受領せる物品の全部に關する記録を保存し總ての補給品、資材及装備品の最後の消費者をも分明ならしむる如きその処置を明らかにすべし。

右記録は連合軍最高司令官、米國占領軍指揮官若しくは權威ある代表の要求次第之に提供すべし。

(ニ) 貴政府に返還せらるべき補給品、資材及装備品は民間救済の爲のものにして民間人の為に食糧、衣料及住居用の必須物資を供給する限度に於て日本民間経済復興の爲に充當せらるべきものなり。

右補給品、資材及装備品の叙上以外の目的の為の使用は明白に禁止す。
 (4) 特殊物件処分大綱(昭和二〇年一〇月三日閣議決定)

一、中央に於て具体的に処分を決定するは施設(小規模のものを除く)及重要な品目の物件に限り其他の物件及施設の具體的処分は地方庁をして実施せしめ中央は其の方針を示すに止まるものとする事。
 中央に於て処分を決定すべき主要物件の品目は至急研究の上之を決定すること。差当り主要食糧(米、麦、雑穀、小麦及乾パン)、特殊食糧中の特定品、塩、被服、木材、医薬品其他衛生用物資及自動車は中央に於て処分を決定するものとし至急之が具体案を樹立すること。

二、地方に於ける本処分の実施の円滑適正を期する為各地方庁に地方長官を中心とし関係官衙代表者民間有識者等を委員とする特別の委員会を設けしむること。

差当り主食及特殊食糧中の特定品以外の食糧及家庭用雑品の処分を速に実施せしむること。

三、本件処分は連合軍の指示に従うべきは勿論なるも其の実施に当りては(一)戦災者遺族、外地引揚者、及帰還将兵の救護(二)食糧の確保及増産(三)医療救護(四)交通々信の復旧(五)職業補導及教育施設に重点を置くものとする事。

四、本件処分は実情に即し且つ迅速に行うことを目途とする事。

五、処分は国又は公共団体に於て直接使用するものを除き公定価格を基準とする有償交付を原則とするも戦災者等受益者の性質に応じ事情に因り無償交付を行うものとする事。

施設に付ては別途決定するものとする。

本件収入は原則として民生安定の資に供する如く措置すること。

六、帰還外征部隊将兵及外地引揚者に就ては明年三月末日迄に於ける所要見込の物件の数量を保留し、其の後の帰還若は引揚者に対しては政府の責任に於て別途必要な給与を行うものとする事。

但し主要食糧に付ては別途措置すること。

(5) 連合軍ヨリ返還ヲ受ケタル陸海軍所屬国有財産取扱ニ関スル件(昭和二〇年一〇月二五日次官會議決定)

一、連合軍ヨリ返還ヲ受ケル陸海軍所屬国有財産ハ内務省(地方庁)之ヲ受領シ大蔵省(財務局管財支所又ハ出張所)ニ引渡スコト

二、右国有財産ハ急速ナル活用ヲ図ル為取敢ヘズ之ガ使用ヲ認ムル等應急的利用ノ措置ヲ考慮スルモノトス
 尚施設ニ付テハ事情ノ許ス限り付属設備機械類ト一体的ニ其ノ活用ヲ図ルコト

三、之等国有財産ノ活用ニ関スル具体的措置ハ其ノ規則ニ応ジ差当り中央又ハ都道府県ノ特殊物件処理委員会ニ於テ決定スルコト

但シ其ノ特ニ重要ナルモノハ次官會議又ハ閣議ノ決定ヲ得ルコト

(6) 「日本の要請は各省所管に於て返して貰いたいということですが、軍が使っておりました土地、建物のみならず、いろいろの資材、食糧、その他軍の調達した物件を、一々所管に従って日本政府に返すというようなことは、向うとしてはとてもはん雑でできないことであつたのです。……特殊物件の中には……不動産もございまして、そのほか衣料、食糧あるいは通信資材というものもあるわけでありまして。その場合に衣料であれば商工省の所管だから商工省に返す、食糧であれば農林省の所管であるから其処に返す……というふうな、それぞれの所管省に引き渡すというようなことはとてもできないことです。で、向うではとにかく日本政府の優先機関である知事に渡しておけば全部それれうまくやってくれるだろうというので、全部内務省に渡すというふうなことにされたのであります。……私も私思ひは……当時この問題の所管は主として第八軍がやっておりました、そのころの経済課長のバード大佐が担任で、その人にはずいぶんこちらからお願いしましたけれども、とうとう認めてもらえないような状況であつたのであります。」(加藤八郎述「戦後における国有財産の諸問題」、「戦後財政史口述資料」第七分冊・管財)

(7) Building, Facilities and Grounds of the Japanese Forces, 5/9/1946 (GD) SCAPIN—936. gives further instructions regarding the return of army property to the Japanese Government for use in meeting essential civilian requirements.

(8) 大蔵省国有財産部臨時設置ニ関スル件(官報掲載 二〇・一〇・九)

第一条 臨時大蔵省ニ国有財産部ヲ置ク

第二条 国有財産部ニ於テハ大蔵省分課規程ノ規定ニ拘ラズ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 国有財産(之ニ付属スル物品ヲ含ム以下同ジ)ノ総括及管理ニ関スル事項
- 二 雜種財産(之ニ付属スル物品ヲ含ム以下同ジ)ノ管理及処分ニ関スル事項

三 政府出資特別会計ニ関スル事項

第三条 国有財産部ニ総務課、第一管理課及第二管理課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第四条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 国有財産ノ総括及管理ニ関スルコト

二 雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコトニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

三 政府出資特別会計ニ関スルコト

四 国有財産部主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

第五条 第一管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 陸軍省所属ノ国有財産ノ引継ニ関スルコト

二 前号ニ依リ引継ギタル雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコト

第六条 第二管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 海軍省所属ノ国有財産ノ引継ニ関スルコト

二 前号ニ依リ引継タル雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコト

(9) 財務局国有財産部、管財支所及管財出張所臨時設置ニ関スル件

第一条 臨時財務局ニ国有財産部ヲ置ク

第二条 国有財産部ニ於テハ財務局分課規程ノ規定ニ拘ラズ左ノ事務ヲ掌ル

一 国有財産(之ニ付属スル物品ヲ含ム以下同ジ)ノ総括事務ニ関スルコト

二 雑種財産(之ニ付属スル物品ヲ含ム以下同ジ)ノ管理及処分ニ関スルコト

三 国有財産ノ整理ニ関スルコト

四 相統稅物納財産ノ管理及処分ニ関スルコト

五 雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

第三条 国有財産部ニ総務課、第一管理課及第二管理課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第四条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 国有財産ノ総括ニ関スルコト

二 雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコトニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

三 国有財産ノ整理ニ関スルコト

四 相統稅物納財産ノ管理及処分ニ関スルコト

五 雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

第五条 第一管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 陸軍省所属ノ国有財産ノ引継ニ関スルコト

二 前号ニ依リ引継タル雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコト

第六条 第二管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 海軍省所属ノ国有財産ノ引継ニ関スルコト

二 前号ニ依リ引継ギタル雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコト

第七条 必要ト認ムル地ニ財務局ノ管財支所又ハ管財出張所ヲ置ク

管財支所又ハ管財出張所ニ於テハ陸軍省又ハ海軍省ヨリ引継タル雑種財産ノ管理及運用ニ関スル事務ヲ分掌ス

なおこの国有財産設置に伴う従来ノ經理部国有財産課は、組織上は存続する形を残しながら、実際はその事務のすべてを臨時設置の国有財産部に移した。

第二節 国有財産活用の促進

一 国有財産活用方針の具体化と対司令部折衝

前節に記したように、政府は戦後いち早く旧軍財産の活用方針を決定し、食糧増産等の民生安定と国庫財源の確保とを企図したが、連合軍はその占領目的に即して、国民の食糧、衣料、住居の供給、経済復興に資するために旧軍財産の返還を指令してきた。政府はその後も国庫財源の確保の意図を持ち続けたが、とくに経済復興のために国有財産を活用する意図は明示せず、司令部の方針と微妙な差を残した。

この旧軍用財産の活用について政府は一〇月に「特殊物件処分大綱」を定め、特殊物件処理委員会を設置して、中央においては比較的大規模な物件処理を、各地方においては小規模な物件の処理を図ることになったが、その具体的処理については二つの点で障害があった。一つは司令部の許可なしには国有財産の処分が許されないこと、他の一つは旧軍財産の所有権と最終的処分決定権を司令部が留保するという指令であった。前者は二〇年一月二四日の「戦争利得の排除及び財政の再建に関する覚書」⁽²⁾であり、その膨大な覚書の中に国有財産に関する規定があって、日本政府は司令部の許可なしには、不動産、設備等を売却したりその他の処分をしてはならぬとされていた。したがって国有財産の処分は一件ごとに司令部の許可をとらなければならないことになっていた。後者は二一年五月九日の指令で

あり、「日本軍の建物、施設、土地に関する件」⁽³⁾によって、連合軍の必要としない旧軍財産を日本政府に返還することが示されたが、その返還について使用目的が記され、さらに前記の最終処分権の留保が記されてあった。この権利留保は旧軍財産処分の促進にとっては、司令部の許可を求めることは別の障害であった。この条件が旧軍財産を活用する側の経済力不足等と重なって、後述の「一時使用」をひろく認める結果となった。

この二一年五月の返還覚書は旧軍財産の一括返還の指令であって、これ以前においても、個々に旧軍財産の返還申請をして、その許可をえたものがあり、食糧増産、塩田使用等に活用されていた。二〇年一〇月一日付の「連合国軍の使用せざる飛行場の耕作に関する件」はその代表例であった。すなわち最終処分留保の条件は二一年五月にはじめて示されたのではなく、それ以前からの個々の条件を一括して再確認したという性格のものであった。

さて、前記の二〇年一月の覚書についての対処を記そう。国有財産処分についていちいち司令部の許可をとることとは、膨大な数量の処分を早期に実施することを停止するに近い結果ともなるので、政府は一定条件以下の物件についての包括的処分許可を求めた。その要請は二一年二月五日付で、一件一〇〇万円以上のものは許可申請書を出す⁽⁴⁾が、それ以下については日本政府に処分をまかせることを認められたいとの主旨であった。その処分目的が民生の安定、経済再建に資することにあることは当然であった。

司令部の回答は二一年九月六日に示され、その内容は非常にきびしいものであった。土地、建物、立木等は売却予定価格二〇万円以上のもの、器具機械、船舶については金額に関係なく申請書を出すことが求められた。また農耕地は極力農民に売り払うことが求められた。農耕地として使えないものを一般の用に供するときには、五万円以上の件について許可が求められた。機械類、農地について嚴重であったのは賠償、農地改革に関係があった。

特殊物件処理委員会は内閣に設けられた委員会であり、同委員会規程により委員長は内閣調査局長官をこれにあて、国有財産部長には関係各庁高等官が委員に任命されていた。したがって国有財産管理に当たる官庁としての大蔵省が直接この委員会の運営をするものではなかった。それは、旧軍財産の返還に当たって司令部からその担当官庁として内務省が指定され、国有財産管理の一元化が混乱していた時期の性格としても、やむをえないものであった。

二 国有財産の一時使用制度の設定

国有財産の一時使用は二〇年二月一五日の大蔵省訓令第一三号で大蔵大臣から各財務局長に指示された⁽⁵⁾。その要点は、旧軍財産等の引継雑種財産の一時使用認可は、雑種財産の保全とその応急活用を図るためであり、使用期間一年、期間経過前に貸付、払下等の手続をとらせることにした。この措置は「雑種財産取扱規程」(昭和一七年大蔵省訓令第二二号)をこえる特別のもので、戦後の逼迫した情勢に対処した応急の措置であった。

このような応急措置をとらなければならなかったことについては、それなりの理由があった。政府は戦後いち早く旧軍財産の活用の方針を定め、占領軍もこの旧軍財産の民生安定への使用を認めていた。しかし戦後の旧軍財産の管理は不備でその引継ぎも不確実であり、この間に施設の破壊、盗難があり、また旧軍関係者が財産使用等の約束をして、いわゆるヒモつきとなっているもの、さらに占領軍に便宜を図って、旧軍財産使用の内約を得ているもの等、平時の国有財産管理の常識では律しきれない多様な条件が重なって、民生安定のために旧軍財産を活用しようとの政府の方針は、その実行面で支障を来たしていた。

いずれにしても管理者のないままに旧軍財産を放置しておくことは許されなかった。国有財産管理の建前としては、確実に旧軍財産の引継ぎを受けてからその管理に当たるべきであったが、アメリカ軍の接収のままで、返還の手続きのないものでもあったので、政府は拙速を選んで、とくに問題がない借手があればこれに貸すという方針で、正式に国有財産の賃貸借の手続きをするまで、一時使用としてその活用を期することにしたものであった。

この旧軍用財産の一時使用の個別的な認定については、前記の特殊物件処理委員会が当たり、返還物件は返還のつど一時使用の形で借手に使わせるということになった。

このような政府内部の条件不備に加えて、この一時使用の制度に頼らざるをえなかった外的事情があった。旧軍財産のなかには戦力として活用しうるものも多く、それらは当然、連合軍の管理下に置かれ、その判断によって少しずつ日本政府に解放されたが、多くのものは、その最終処分についての権利が留保され、日本政府が独自に最終処分ができないものであった。このような条件に加えて、旧軍財産の多くはそのまま民間で活用するには適さないものが多く、さらにそれらを有効に活用するとしても、民間の経済力はそれを購入するだけの大きさがあるとはいえず、これらの条件が重なって、結局は変則的な一時使用によって旧軍財産の活用を図る以外に妙手がなかった、というのが政府当局の判断であった。

三 国有財産活用促進の体制整備

旧軍財産の活用については、旧軍財産管理の組織、制度の確定のないままに、とにかく内閣に設けられた特殊物件

表 2-2 昭和22年度売払対象可否財産調 (昭和21年末現在)
(単位：千円)

	大蔵省所管雑種財産額 (1)	無償管理換予定分(2)	当分売払しえない財産額(3)			売払可能財産額 (1)-(2)-(3)
			賠償指定	連合軍用	その他	
土地	数量(千坪)	875,172	32,602	23,661	63,519	755,391
	価額	1,279,139	134,284	294,633	127,037	723,185
立木竹	数量(千石)	17,721	500	31	3,000	14,190
	数量(千束)	709	20	—	200	489
建物	数量(延千坪)	11,368	953	4,197	2,150	4,068
	価額	2,011,033	209,675	930,016	537,571	333,771
工作物	価額	941,636	104,838	478,151	268,786	89,861
器具機	数量(千台)	242	—	145	—	96
	価額	1,215,867	—	1,009,407	—	206,460
船舶	数量(隻)	9,651	—	—	—	9,651
	価額	2,112,281	—	—	—	2,112,281
鉱業権	数量(千坪)	8,539	—	—	—	8,539
	価額	332	—	—	—	332
株式及持分		2,996,500	—	—	—	2,996,500
合計		10,577,353	449,379	2,712,241	936,974	5,315,242
						1,163,518

出所：大蔵省国有財産部「第九十二回帝国議会参考書」(昭和22年2月)。

なっているものが二七億円余、連合軍使用中のものが九億円余あり、さらに船舶、株式(政府出資)等で処分対象からはずされるものが五三億円にも達していたので、売払対象分が非常に少なくなったのである。

四 国有財産の活用 状況

旧軍財産を中心とした政府の国有財産の活用の方針は、実態としては一時使用による活用として進められた。その方法は既述のごとく特殊物件

処理委員会によって進められることになったが、司令部の旧軍財産の返還に対する基本態度が留保条件をつけたものであったために、結局は応急の活用を認める方法によらざるをえなかった。その活用についても、各種各様の計画が多数提出されるので、同委員会に付議すれば実効が得られるという性格のものではなかった。同委員会に提出する案件自体の事前整理が必要で、その取捨選択の基準が求められた。その指針が二一年一月二一日に大蔵次官名で各財務局長に通達された「雑種財産処理大綱」であり、この大綱で旧軍用財産、物納財産等の雑種財産の処理に関する基本方針が定められた。

その意図は「雑種財産は現下喫緊の要請である国民生活の安定、産業経済の復興、教育文化の振興、公用公共施設その他の緊急施策に即応して運用又は処分すると共に、これによって財政再建に資せしめる」と記され、この大綱に基づいて取扱いの細部にわたる処理要領が定められた。

雑種財産処理大綱の決定は、国有財産活用に対処する管理体制の整備の歩みを示すものであった。二二年二月には国有財産処理委員会が設けられ、次いで五月には国有財産法の一部改正に則して国有財産法施行令の一部改正が行なわれ、その際に大蔵省に国有財産調整委員会を置くことが定められ(第四十一条の三)、同委員会で各省庁の国有財産の取得、その長期計画の樹立、国有財産の使用調整が図られることになった。この体制整備の一方、七月には各財務局に国有財産処理地方協議会が設けられ、旧軍財産活用の実務的組織が整備された。この協議会設置によって国有財産処理に関する事項は特殊物件処理地方委員会に付議しないことになった。

これらの条件整備による雑種財産の活用対象となりうるものを二一年末の状況で表示すれば、大蔵省所管総額一〇五億七七三五万中一一億六三三二万が売払対象となしうるものであった。すなわち、旧陸海軍財産中賠償指定と

処理委員会の認定によって個々別に定められたが、そのもっとも特殊なものが、次節で記述する旧海軍艦艇の解撤のための旧海軍各工廠の施設の利用であり、艦艇建造のために作られた施設をそれら艦艇の解体のために使用することになった。その使用者は民間企業であった。また海外からの復員、引揚げの促進のために旧軍の艦艇、民間の船舶が動員されたが、その際に破損船舶等の修理にもこれらの施設が利用された。

国有財産の一時使用の内容は多様で、一括した説明は困難であるが、旧軍工廠のようにその施設の機能の明確なものについては、その地方の協力のもとに組織的に計画を立てて活用を図ったものがあり、横須賀、呉、佐世保等の海軍工廠施設の利用は有効な例であるが、同じような工廠でも、戦車や大砲を作った大工廠で鍋、釜や農機具を作るという効率の悪い例もあった。しかし、総じて将来の国有財産の活用結びつくような計画的利用を期することが困難で、戦後の緊急の要請に即した利用が多かった。兵舎を引揚者、戦災者の住宅に向けたり、戦災に会った学校の校舎に供することは各地でみられ、練兵場や飛行場が食糧増産、自給塩の生産のために農地、塩田に利用されることもあった。しかしこれらのなかで、戦後の日本の施策を特徴づける国有財産処理が進められているので、その二、三を記そう。農地改革、学制改革、国立病院充実に関連するものである。

農地改革に関連する施策は何回か段階を重ねて進められている。まず二〇年一月閣議決定の「緊急開拓事業実施要領」によって、食糧事情、復員に伴う新農村建設の要請に応じて、大規模な開墾、干拓、土地改良による食糧の自給化と工員、軍人等離職者の帰農を促進するために、旧軍用地をできるかぎり農耕地として開発することになり、その方針に基づいて大蔵・農林両次官名による「農耕に利用すべき元軍用地等国有財産の処理に関する実施要領」が各地方長官、財務局長に伝えられた。払下等の対象は軍馬補充用地、演習場、飛行場、練兵場、作業用地等である。

この施策の過程で二一年一月に「自作農創設特別措置法」が制定され、この施策のための国有地は農林省に移管することになった。これによって仕事は農林省に移るはずであったが、移管に手間がかかり、司令部から所管換促進の強い要請を受けた。旧軍財産の大蔵省への移管が容易でなかった諸事情が、ここにも同様に示されたのである。移管事務促進のために両省次官の間で覚書を交して対応策を講じたけれども、不⁽¹⁾確実な事務処理がかえって後々に多くの仕事を残す結果となった。

学校施設については、早くから戦災地での校舎への転用が図られていたが、とくに二二年度からいわゆる六三制に象徴される新学制の実施に伴って多くの校舎が必要となり、それへの旧軍用財産の転用が促進された。ことに学制改革はその後高等学校、大学にまで及び、その新增設があつて、旧軍用の土地、建物がそのまま転用されることもあつた。また老朽施設の復旧等に、兵舎の解体、移築をもって応じることもあつた。この方向促進は後述の「旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律」においても明示されている。

この学校施設と並んで有効に活用されたのが、旧陸海軍病院その他の医療施設の国立病院、国立療養所への転用である。この転用は司令部の意向でもあつたが、その具体的方針は二一年二月に次官会議で決定し、旧軍施設をそのまま厚生省に所管換えをして前記の施設として活用することになった。この医療施設への転用についても前記の特例法に明記されており、施策の方針が引き継がれている。

(1) 特殊物件処理委員会規程

第一条 連合軍より引渡を受けたる特殊物件に関し重要事項を処理するため内閣に特殊物件処理委員会を置く。

第二条 委員会は委員長及委員若干名を以て之を組織す。

第三条 委員長は内閣調査局長官を以て之に充て委員は関係各庁高等官の中より内閣に於て之を命ず。

第四条 委員会に幹事会を置く。

幹事は関係各庁高等官の中より内閣に於て之を命ず。幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す。

- (2) Elimination of War Profits and Reorganization of National Finances, 24/11/1945 (ESS) SCAPIN 337.
- (3) Building, Facilities and Grounds of the Japanese Armed Forces, 9/5/1946 (GD) SCAPIN 936.
- (4) Disposition of Government Property, 6/9/1946 (ESS) SCAPIN 1186.
- (5) 大蔵省訓令第十三号(昭和二十年十二月十五日) 大蔵大臣洪沢敏三発東京財務局長宛
終戦ニ伴ヒ陸海軍省其ノ他各省ヨリ引継ヲ受ケタル雑種財産ノ一時使用認可ニ関シテハ昭和十七年大蔵省訓令第二十二号雑種財産取扱規程ニ拘ラス別紙要領ニ依リ取扱フヘシ右訓令ス
別紙 雑種財産一時使用認可ニ関スル取扱要領
終戦ニ伴ヒ陸海軍省其ノ他各省ヨリ大蔵省ニ引継ヲ受ケタル雑種財産ヲ保全スルト共ニ逼迫セル国内諸情勢ニ即シ応急的ニ之カ活用ヲ図ル為必要アルトキハ左ニ依リ行政処分トシテ一時使用認可ノ取扱ヲ為スモノトス
一、一時使用認可ノ対象ハ終戦ニ伴ヒ引継ヲ受ケタル雑種財産ニ限ルモノトス
二、一時使用認可ヲ為スニ当リテハ当該財産ヲ原則トシテ原状ノ儘使用収益セシメ使用者ヲシテ之カ維持保全ヲ為サシムルモノトス
三、一時使用認可ノ決定ハ別表(省略——引用者)ニ掲クル財産ニ関スルモノヲ除キ財務局長限り之ヲ行フモノトス
四、使用ノ期間ハ一箇年以内トシ期間経過前ナルヘク速ニ貸付払下其ノ他ノ手続ニ移行セシムルモノトス
五、使用料ハ使用収益ノ態様又ハ用途ニ応シ適宜之ヲ徴スルモノトスモ実情ニ応シ無償トスルヲ妨ケサルモノトス
六、使用財産ノ返還ハ原則トシテ使用開始当時ノ現況ニ於テ之ヲ為サシメ使用期間中ニ投シタル有益費ニ対シテハ補償セサルモノトス
七、使用認可後正当ナル理由ナクシテ一箇月以内ニ所定ノ使用ノ為ササル場合使用認可ノ条件ニ違反セル場合其ノ他使用ニ鑑ミ必要アル場合ハ認可ノ取消ヲナシ得ルモノトス
八、一時使用認可ヲ為スニ当リテハ財務局長ハ前各項ノ事項其ノ他ニ関シ必要ナル条件ヲ付シタル上認可書ヲ交付シ請書ヲ徴スルモノトス

- 九、別紙(省略——引用者)ニ掲クル雑種財産ニ付大蔵省国有財産部長ニ於テ一時認可ノ決定ヲ為シタル場合ニ於テハ遅滞ナク管轄財務局ニ通知シ当該財務局長ニ於テ認可書ヲ交付シ請書ヲ徴スルモノトス
- 十、雑種財産ノ引継前旧管理庁ニ於テ一時使用承認ヲ為シタルモノニ付テハ本要領ノ趣旨ニ従ヒ財務局長ニ於テ一時使用認可ノ手続ヲ為スモノトス
- 十一、官庁ニ対スル雑種財産ノ使用承認ノ取扱ニ付テハ前各項ニ準シ処理スルモノトス
- (6) 国有財産処理地方協議会設置要項(昭和二十二年六月二七日閣議決定)

一、目的

大蔵省所管の雑種財産(社寺境内地及び物納財産を除く)の貸付及び売却その他の処分に関し適正を期するため関係官公庁とその処理に関する具体的協議を遂げる目的を以て各財務局毎に国有財産処理協議会を置くものとする。

二、構成

協議会は財務局長がこれを主宰するものとし、委員は財務局、鉄道局、通信局、商工局、海運局、地方経済安定局及び都道府県の関係部長をもって構成するものとする。

委員は財務局長がこれを委嘱する。

協議会に幹事を置く。幹事は前記各官公庁の職員の中より財務局長がこれを委嘱する。

幹事をもって幹事会を組織する。幹事会は財務局国有財産部長を主査として、協議会に付議する議案を作成するものとする。

三、協議会と既設の国有財産処理に関係のある地方の各種委員会との調整措置として、協議会設置後は次の委員会には、国有財産処理に関する事項は付議しないこととする。

特殊物件処理地方委員会、機械類処理委員会、船舶及び海運器材関係地方処理専門委員会。

- (7) 「旧軍用地のうち農耕適地を農林省に所管換えるに於ての手続上の問題点は、①土地を実測し確定して移管する確認手続が至難であったこと、②移管が有償であるためその評価に手間どること、③他の用途からの競願のあること、④農耕地としての適否の判定が大蔵、農林両省の現地機関で異なりその調整を必要とすること等であった。そのため、二十二年八月の大蔵、農林両次官で交わされた覚書はこの点の打開を図るものであった。その要旨は、①連合軍から返還されているものは

一〇月三十一日までに移管を完了する、②未返還分は返還後一カ月以内に移管する、③移管計画書の記載事項はなるべく簡易にし、土地、物件の総数量と民有地との境界を明らかにすれば足りることとし、実測により正確を期する必要はなく、台帳によって数量、価格を簡易に定める、④競願のあるもので競願双方に相当の理由ある場合は農耕の用を優先とすること等であった。」(林原正三稿「旧軍用財産」、大蔵省資料Z一〇七―六)

第三節 旧軍財産(艦艇)の解撤^①

一 解撤作業の経緯

旧軍財産の管理活用の基本方針は、既述のごとく、戦後の早い時期に定められたが、この管理は占領軍から移管を受けたのちの施策であって、戦闘力をもつ各種兵器が移管されることは期待できなかった。戦闘目的の旧軍財産が破壊されることは当然でもあり、破壊の意図を連合軍司令部は明示していたが、それとともに破壊後の屑鉄については日本政府に返還する意図も示された。それが二〇年九月二四日の指令であり、その後旧日本海軍の艦艇の破壊処分が三次にわたる指令によって実施された。これらの事項は旧軍財産の処理としても多少性格を異にするので、とくに一節を設けて説述することにした。

ここでとりあげる旧日本海軍の艦艇は、旧海軍の保有していた全艦船の一部である。直接戦闘に関係のない輸送船等は、そのまま他の財産とともに払下げの対象となり、またそれらの一部は旧軍艦艇とともに復員用に使われたものがあり、旧軍艦艇については掃海用に使われたり、賠償艦艇として連合国各国に引き渡されたものもあり、すべての艦艇が対象となつたのではない。しかし、三次にわたる指令で曳航可能な艦艇はもとより、建造中止となつたもの、曳航不能のものにいたるまで解体撤去された。この解体撤去(以下「解撤」と称する)は連合軍の指示した艦艇であ

り、前記の他目的使用のもの、またアメリカ軍の原爆実験に使用されたものは省かれるが、これによって旧日本海軍の艦艇はその処分を終わることになる。解撤作業に当たっては、賠償艦艇として各国に引き渡されたものを引き受けたものもあるが、解撤により屑鉄として処分されたのである。

旧海軍艦艇の破壊処分の指令は、二一年四月三〇日⁽²⁾、同六月六日⁽³⁾、二二年八月一二日⁽⁴⁾の三次にわたるものが基本であり、第一次の指令は、駆逐艦以上の曳航可能艦艇を対象とし、第二次指令は、曳航不能のものを含む潜水艦、駆逐艦以上のすべての艦艇についてであり、第三次の指令は、残存の艦艇の解撤の促進についてであり、作業の期限を六カ月と指示している。

先にも記したように、この指令に先立って二〇年九月には陸海軍財産のうち戦闘目的のものはアメリカ軍が破壊し屑鉄として日本政府に返還する旨の指令があったが、そのアメリカ軍による破壊の予定を日本政府自身に破壊させることにして指令が出たのであって、二一年四月の指令では、戦闘能力をもつ艦艇の破壊を扱っていた。その際すでに賠償用として連合国各国へ引き渡したものは除外されていた。そして、一年以内に解体か破壊するかが指示された。

この経緯からも推測できることであるが、この四月の指令は突如発せられたものではない。むしろその指令が待たれていたともいえる状況であった。艦艇の破壊については、政府はすでに内命を受けており、それに応じて政府内の協議で鋼屑を海運資材に確保活用すること等の意見をまとめ、それを司令部に答申していた。この答申の方向が認められて指令となったとも解しうるものであった。またこれとは別に旧軍財産の活用について、特殊物件処理委員会で二〇年一二月三日に「旧陸海軍所有船舶及海運器材処分要領」を定め、出先機関の活動も本格的に開始されることになったが、処分範囲には沈没艦船も含まれていた。この動きに合わせて、司令部は二〇年一二月に舞鶴、大湊の海軍

工廠の施設利用再開を認め、続いて同月に呉の海軍工廠施設の利用をも認めたが（SCAPIN四五一号）、その指令に基づいて二一年二月には運輸省あてに呉地区の艦艇の解体計画が示され、同三月にその計画追加があった。この二月の解撤計画には戦艦三、航空母艦二、巡洋艦五、小型潜水艦一一三が記されていた。呉工廠の施設利用は播磨造船所がこれに当たり⁽⁵⁾、一時使用の形で四月一日に呉船渠を開設し、呉周辺に沈没擱坐していた艦艇の救難、解体工事に当たった。したがって日本政府を介した艦艇の解撤は四月三〇日の指令の前にすでに始められていたのである。ただその作業は曳航不能の艦艇を対象としており、指令が曳航可能の艦艇についてであったとは異なっていた。この指令で曳航可能の艦艇の解撤が事実上加えられたことになる。

特殊物件処理委員会の決定によって呉海軍工廠の施設利用者が指名されたとはいえ、それは旧軍財産の活用についての政府の基本方針によったとみることは困難で、司令部の艦艇解撤の方針を日本政府の機関で処理したものであった。また一年という期限を付した施設の使用でこの解撤作業をすることの困難も承知されていたが、艦艇解撤という課題の実行にはこれ以外に適当な方法がなかった。解撤作業は急がれていたので四月二日にはすでに作業が開始されている。

呉地区の救難解体計画に続いて二一年五月に大湊、函館地区、次いで同月中に佐世保地区の同計画が連合軍の海軍司令部から出されている。大湊地区の計画は二〇年一二月の計画の追加である。これらの計画追加に即して、政府においても関係官庁でその処置に万全を期して、二一年五月三十一日付で運輸、内務、大蔵、商工の四省共同通牒を各関係出先機関に発した。

四月三〇日の第一次指令に続いて、二一年六月六日に第二次の艦艇解撤の指令が出た。第一次指令が駆逐艦以上の

曳航可能艦艇を対象としていたのに対して、第二次指令では潜水艦以上に範囲をひろげ、対象を曳航不能のものにまで及ぼすことにしたものであった。もともと連合軍は潜水艦に対しては非常にきびしい姿勢でのぞんでおり、行動可能のものは連合軍自身の手で海没処分されていた。また曳航不能の潜水艦については、すでにその一部が解体計画に加えられていたから、この第二次指令は既存計画の実施をさらに徹底する方針を示すものとみることができるといえる。この第二次指令以後の指示を含めて、二二年六月一八日にはそれまでに解撤を許可された艦艇の一覧表が司令部から示されている。それによれば、戦艦三、航空母艦九、巡洋艦五、敷設艦二、潜水艦伊六である。

第二次指令以後二二年八月の第三次指令までの一年余は、いわばこの艦艇解撤作業で多忙な期間であるが、この期間にはまた解撤から除外された艦艇の多忙な期間でもあった。日本をとりまく海域に投下された機雷の掃海作業が進められ、また民間の船舶とともに復員輸送が進められた。いずれも日本政府の能力をこえる作業であり、前者はアメリカ軍指導のもとで、後者はアメリカ貸与のV型(いわゆるリバティ型)船等の援助によった。在外軍人軍属の引揚輸送は占領当初から連合軍の強い指示で促進され、海軍艦艇の最大限の利用が図られたが、利用可能の艦艇にはおのずから制約があり、その補充のために終戦後わずか一カ月で造船所の作業再開が許可され、船舶の修理等が始められている。海軍艦艇で復員輸送に加わったものは航空母艦二、巡洋艦三、潜水母艦一、敷設艦二、駆逐艦二八、海防艦六一、輸送艦一〇等で、当初の運行計画一五八隻を幾分下回った。これらの艦艇が復員作業に参加した時期は多少前後するが、復員の見通しのついた二二年度後半には順次解撤の計画に加えられていった。

復員、掃海に従事した艦艇のうちで解撤計画に付されたもの以外は極東海軍司令部の保管艦に編入されてあったが、二二年四月以降四回にわたって米、英、中、ソの四方国に引き渡す計画が発表され、合計一三五隻がこれにあてられた。両作業に従事した艦艇のうちで、破損等で解撤に回された以外の小艦艇のおもなものがこの引渡しの対象となった。掃海作業に当たった駆潜特務艇、哨海特務艇の全部と他の艦艇の一部計九八隻を除くものが、特別保管艦のなかから四方国へ配分されたのであった。この始末によって日本海軍の具体的な解体がほぼ片付いたことになる。行動可能の艦艇はこの小舟艇九八隻を残し他はすべて処理の方途が定まり、あとは早期にその始末を実行することであった。四方国への配分の実施は第一回が六月二二日で、第四回は当初の予定に三九隻を加えた大きな修正計画であったが、それも九月一五日に行なわれた。

既述のように復員、掃海に従事した艦艇のうちで、その作業の終了したものについての解撤指定はその都度示されていたが、一方作業中の事故等で損傷したものについて、二二年四月に解撤の指令が加えられた。上記の各措置のほかにも二二年六月の第二次指令以外にいくつかの措置がとられていた。これらの各指令を総括し、さらに解撤作業の促進を示したのが二二年八月一二日の第三次指令であった。

第三次指令は、第一次、第二次の指令を再確認した上で、その後の各措置により解体を指定した艦艇を日本政府に解放(release)することを示した上で、解体指定の艦艇のスクラップ化は指定から六カ月以内に実行することを求めたきびしい指令であった。いわば解撤作業のしめくりを示す指令であった。しかし、具体的な作業は二二年度まで続いた。この作業の遅延には解撤作業に関する経理問題がある。以下、それを記そう。

二 艦艇解撤の財政問題

旧海軍の艦艇の解撤は、占領政策に属するものであり、とくに日本政府の戦後対策に則して実施されたとはいえない。しかし日本政府の立場からみれば、占領軍から解放を受けるまでは自由処分が許されないとしても、これら艦艇は国有財産であり、その管理処分の責任があった。したがって解撤作業が進み、鋼屑等として解放された艦艇の処分（売却）は国有財産の処分であり、その処分価格の決定が問題となった。

しかしこの処分は単純な鋼屑の売却としてその価格を定めれば済む問題ではなかった。艦艇解撤作業に当たった民間の造船業者は、解体とその後の鋼屑の処分とを一括した仕事とみなしている場合が多く、解撤の費用と鋼屑の価格との関係で作業を処理しようとする姿勢があった。政府にあってもこの艦艇払下価格の決定に当たって、解撤工事経理との関連で検討を進めていた。すなわち、解撤工事の経理状況を参考に払下価格を決定することにしてきた。これに即して造船連合会は二一年八月一〇日に解撤艦艇評価委員会の名で「艦艇解撤工事経理要領」を立案して政府に申請し、払下価格の決定を求めた。

大蔵省ではこの申請の要領案をもとに検討し、その要項を承認して二一年九月二〇日付で造船連合会に知らせるとともに、同一九日に各財務局長宛で「艦艇解撤工事経理要項に関する件」⁽⁶⁾を通牒した。この要項は各艦艇ごとに他の工事と区分して工事の原価計算を行ない、解体製品を売却したときはその価格を計上し、社内流用したときは適正市場価格で計上することとして、毎期の決算を行ない、艦艇払下価格決定に当たっては、業者の適正利潤が確保できる

ように考慮して、各種資料に基づく統一評価額を参考とすることにしたものであった。これを要すれば、艦艇払下価格が問題なのであって、解体後の鋼屑の払下価格の問題ではなく、その艦艇の評価に当たって解体作業費をどう配慮するかの問題であった。

この払下価格決定の困難は、艦艇解撤作業自体が採算と無関係な占領目的の指令によることにあり、作業しやすい状況にある艦艇を扱えばすむものばかりではなかった。それを民間会社にさせるためにはその余分の作業費を上回る条件の払下価格としなければ作業に入りがたいものであることにあった。それでもこの払下価格決定の要項によって経理が進められることになった。しかしこの方式には無理があって、二二年の末ごろにこの扱いについて会計検査院から指摘があり、方式の転換が必要となった。それは艦艇払下価格として解撤所要経費を差し引いて計算するのは収支の混淆であり、収支を区別して、解体作業費は歳出予算に計上し、発生材の売却代金は歳入予算に入れて経理を明確にせよというものであった。この指摘は昭和二一年度の決算報告書に特殊事項として記載された。

この会計検査院指摘についての処理をきめないうままに二三年に入ったが、この問題は国会においても論議の対象となり、さらに発生材の所有権に関連して、横領嫌疑で検察庁の取調べが行なわれる事件まで発生したので、艦艇解撤についての経理は早急に決定をしなければならなくなった。二三年八月九日の大蔵省省議でその方針を決定し、二八日付通牒で国有財産局長から各財務局長にその要項を連絡した。⁽⁷⁾同要項では経費は終戦処理費から支弁し、発生材処分代金は終戦処理費の雑収入とする扱いであった。しかしこの決定は運輸省の諒解を得たものの、予算措置を伴っていなかった。正式な決定としての効果はなかった。ことに予算措置については政府内部で意見が対立して、最終決定は年度末にまで引き延ばされた。

問題の要点は艦艇の所有権に関するものであり、日本政府に返還された艦艇は、艦艇のままかそれともスクラップの塊として渡されるものかにかかわっていた。会計検査院、外務省は前者の解釈をしたが、大蔵省は後者と解した。⁽⁸⁾ 敗戦後の日本に兵器としての艦艇の所有権があるはずはなく、艦艇は兵器として連合軍に没収されたのであり、その連合軍の命令で艦艇を破壊するのであり、その解体後に日本政府に所有権が移されるのであるから、渡される艦艇はスクラップの塊と解するというのが大蔵省側の解釈であった。したがってこの解撤に要する費用は、連合軍の事務を日本政府が代行するのであるから、終戦処理費で賄うことになる。前者の解釈であれば、一般行政費で賄う措置となければならなくなる。さらに国有財産台帳に登載する場合を考えると、前者の場合はどのように簿価を決定するか、また解撤の結果この登載後すぐ物品に落とす必要があり、それ自体無用のことになるとする意見もあった。大蔵省内部でも、予算措置については主計局、管理局、国有財産局の協議でも見通しがつかなかった。

二四年三月にいたって司令部の諒解が得られて艦艇解体費は終戦処理費で支出することがきまり、解体費五億四九二・九万円が認められた。これと救難費との計六億三二八五・九万円で解撤工事契約を結んで、ようやく解決へ動いた。解撤作業はすでに二三年九月末に完了しており、経理問題だけが残っていたのであった。金融逼迫のもとで関係業者の問題解決への強い要望は、年度末によりやく打開の方向を実現させた。

(1) 本節の記述は主として梶賢一稿「艦艇解撤——旧日本海軍艦艇解体作業」(大蔵省資料Z一〇七—八)による。

(2) 旧日本軍艦艇の破壊について(SCAPIN九一〇号) 一九四六・四・三〇

一、旧日本海軍水上航行の戦闘用艦艇で

a、日本国内にあり、

b、容易に曳航しうるものであり、

c、駆逐艦より大きく、
d、占領軍にも又復員業務にも使用されていない

ものは、総て、本日より一年以内に、解体するか、他の認められた方法により破壊すべきものとする。かかる艦艇はすべて日本帝国政府に対し、この目的のために解放される。

二、目下復員業務に使用されている海軍戦闘用艦艇は、昭和二〇年一月ごろ、同様指令により破壊され得るようになると思われる。

三、日本帝国政府は

a、本指令に従い、在日海軍司令官、第八軍司令官に行動を合わせるべし。

b、次の書類を在日海軍司令官に提出すべし。

(一) 本指令実行のための総合計画の概略

(二) 計画の進捗状況、完了予定を示す年四回の報告書

(三) 特殊解体作業計画

c、次の書類を第八軍司令官に提出すべし。

サルベージ及び解体の新業務についての民間請負業者の許可申請書。

サルベージ及び解体を加えることによって現在産業施設を拡張する必要のある場合は、その旨の許可申請書。申請書には昭和二〇年九月二二日付占領命令第三号に要求されている事項を具備すること。

(3) 旧日本海軍艦艇の破壊について(SCAPIN一〇〇二号) 一九四六・六・六

一、日本帝国政府宛覚書AG〇四五・九三(昭和二一年四月三〇日)GD(SCAPIN九一〇号)に次の通り追補する。

次の旧日本海軍艦艇は、スクラップ又は許可された方法により破壊するために、日本帝国政府に対し解放する。

a、残余潜水艦の全部(一部建造した潜水艦を含む)。

b、SCAPIN第九一〇号に該当せず、且つ復員又は掃海業務に従事していない、駆逐艦より大きい戦闘用艦艇の全部。

二、右記日本帝国政府宛覚書第三項の規程は、この指令にも適用される。

(4) 旧日本海軍艦艇の破壊 (SCAPIN一七六一号) 一九四七・八・一二

一、下記を参照のこと。

A、連合国軍最高司令部覚書SCAPIN九六〇号(一九四六年四月三〇日)「旧日本海軍艦艇の破壊」
B、連合国軍最高司令部覚書SCAPIN一〇〇二号(一九四六年六月六日)「旧日本海軍艦艇の破壊」

二、上記覚書に次のことを加える。上記覚書以降において最高司令官の許可によりスクラップ化又は他の方法により解体を指示した諸艦艇は日本政府に解放される。

三、スクラップにする為解除される艦艇は在日米海軍司令部がこれを指令する。個々の解体については、在日米海軍司令部が特に別に指示をしない限り、日本政府に対して解除されてより六カ月以内に成し遂げなければならない。

四、日本政府はこの指令の実行に当っては上記参照一A覚書第三項の規定を遵守しなければならない。

五、在日海軍司令部が特に指示した時は、次の解体作業の明細なる計算書を作成すべきである。

- a、解体作業費
- b、回収した各種鉄屑トン数
- c、回収した非鉄金属の重量(真鍮、青銅、銅、鉛)
- d、スクラップの売上高、残存価格
- e、器具機械の売上高及びこれらの残存価格

個々の艦艇の解体作業の完了後六日以内に上記の報告を含む明細書を在日海軍司令部に提出すべきである。

(5) 呉海軍工廠の施設利用については、運輸省と第二復員省で造船連合会に諮問して播磨造船所を第一候補に選り、同社の同意を得てから二一年二月一三日の特殊物件処理委員会で使用者を播磨造船所と決定し、四月に同社から広島財務局に旧呉海軍工廠の土地、建物、機械器具等の一時使用許可を願ひ出て、それが認可されたという経緯であった。なお、この件に関する大蔵省の広島財務局長宛通牒は次のとおり。

蔵国第二二三号 大蔵省国有財産部長発広島財務局長宛 昭和二十一年二月二十七日

旧呉海軍工廠施設使用ニ関スル件

首題ニ関シテハ二月十三日特殊物件処理委員会ニ於テ使用者ヲ播磨造船所ニ決定相成候処ソノ使用ノ目的ハ沈没擱坐ソ

ノ他航行不能ノモノヲ引揚解体又ハ修理等ヲ行ヒタル上屑鉄トシテ国内鉄鋼給源又ハ商船トシテ更生利用セントスル方針ニ基キタルモノニシテ、連合軍最高司令部ノ承認ヲ俟ツテ呉軍港及ソノ付近所在ノ左記ノ艦艇ヲ取扱ヒ一部復員船及一般商船ノ修理等ヲモ同時ニ併セ行フ計画ナリ

(中略)

記

伊勢、日向、榛名、大淀、利根、摂津、阿蘇、磐手、出雲、青葉、○竜鳳、○海鷹、天城、伊二〇四、伊二〇五、伊二〇六、伊二〇七、伊二〇八、伊三五二、伊四〇六

(原注) ◎印ハ商船改造希望、ソノ他ハ解体屑鉄又ハ鋼板トス

(6) 艦艇解撤工事経理要項 造船連合会 昭和二一・八・一〇付申請 昭和二一・九・二〇付大蔵大臣承認

一、艦艇解撤工事経理ハ造船工業原価計算準則ニ基キ個別原価計算方式ニヨリ之ヲ行フ

二、救難ヨリ解体迄ノ工事ハ艦艇別工事区分別ニ製造原価ヲ計算ス

三、整理手入加工工事ハ一応全体ニ付キ工事区分別ニ製造原価ヲ計算シ、月末ニ於テ月中ノ解体工事ノ艦艇工事区分別ノ陸揚重量ヲ基準トシテ、之ヲ艦艇別製造原価ニ賦課ス

四、一般管理費及販売費ハ前二項ノ製造原価ヲ合算シタルモノニ付キ艦艇別工事区分別ニ配賦シ総原価ヲ計上ス

五、解体製品ヲ売却シ現品ヲ積出シタル時ハ艦艇別工事区分別ニ売却価格ヲ計上ス、社内流用ノ場合ハ造船連合会艦艇評価委員会決定ノ適正市場価格ニヨル

六、原価外損益ハ総原価ヲ基準トシテ艦艇解撤工事ト其他一般受注工事トニ配分シ、解撤工事分ハ同様ニ艦艇別工事区分別ニ総原価ニ配賦ス

七、毎期決算ニ於テ仮定艦艇払下価格ハ一応艦艇ノ種別大小及条件ノ如何等ヲ基準トシテ造船連合会解撤艦艇評価委員会ニ於テ統一評価額ヲ算出シ之ヲ総原価ニ計上ス

八、毎期決算ニ於テ未売却品アル場合、ソノ評価額ハ造船連合会解撤艦艇評価委員会決定ニヨル統一価格ヲ以テ算出ス、其後ニ於テ実際売却価格トノ間ニ差損益ヲ生ジタル場合ハ、其ノ発生期ニ於ケル決算面ニ於テ各艦艇別ニ修正ヲナス、但シ工事終了艦艇ノ分ハ原価外損益トナス

九、決算利益ハ社内留保トス

十、艦艇払下価格ノ決定ニ当ツテハ主務官庁ニ於テ各社ノ計算資料及造船連合会解撤艦艇評価委員会ニヨル統一評価額ヲ参考トシ業者ノ適正利潤ヲ確保スル如ク考慮ス

十一、本要項ハ主務官庁ノ承認ヲ経テ之ヲ実施ス

(7) 蔵国第二七五六号 大蔵省国有財産局長発各財務局長宛 昭和二十三年八月二十八日

解撤艦艇の処理方針について

一、解撤業務は大蔵大臣の委任を受け、運輸省海運総局長官の責任のもとに行う。

二、海運総局は解撤工事を請負契約により行う。

三、経費は終戦処理費により支弁、発生材処分代金は終戦処理費の雑収入とする。

四、経過措置

イ、経費は二三年度の予算措置に準じて(二三年度以降解撤工事を開始するものは原則として予算措置を講じて運輸省が担当していた。)処理するものとする。

ロ、作業費、発生材等の経理面については国有財産局及び各財務局において調査する。

ハ、ロにより得た調査は海運総局に報告し、又は契約締結等において協力する。

ニ、請負契約、発生材処分は管理局の諒解を得て海運総局において行う。

(8) 解撤艦艇の所有権をめぐる政府内の意見については、『財政』昭和二十六年八月号に、山崎巖「軍艦始末記」があり、各省庁の意向が記されている。なお、この件についての会計検査院事務総局検査第四局長の外務省条約局長宛照会(二三年七月)と条約局長の回答(同月)参照(大蔵省資料乙一〇七一八)。

第三章 賠償指定国有財産の保守管理

第一節 賠償指定国有財産

終戦後の政府、国民の共通の重要関心事に賠償問題があった。無条件降伏をした日本に賠償が課されるのは当然だという、それまでの歴史に徴した常識が人びとの念頭にあった。そしてどの程度の賠償が課されるかに神経をとがらせるという問題であった。それが戦時補償の帰趨の不明と重なって、戦後の生産再開への意欲を減殺させている大きな理由であるともいわれていた。その賠償がどのようになるかは、終戦のその年の暮近くにポーレー賠償使節団の中間報告発表があつて、初めてその概貌が国民の前に提示された。その内容は一言にすれば、日本国民は一定枠の経済生活が認められ、それに必要な以上の生産施設は賠償にあてるべきであるという非常にきびしいものであった。この中間報告を契機として、連合軍の賠償関係の具体的な活動が示されることになった。その第一が二十一年一月二〇日の「日本航空機工場、工廠及び研究所の管理、統制、保守に関する件」⁽¹⁾という司令部の覚書であった。

この施設保守の指令は直接に賠償を指定したのではなく、賠償物件となりうるものを確保する連合軍の責任を示し

表 3-1 (つづき)

指 定 工 廠	所 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	器具機械 (個)
大阪陸軍造兵廠石見製造所	島根県那賀郡	借 地	837	1,092
名古屋陸軍造兵廠駿河製造所	静岡県沼津市	136,155	17,643	2,566
東京第一陸軍造兵廠尾久製造所	東京都王子区	借 地		642
〃 滝野川工場	〃	48,849	7,506	702
東京第一陸軍造兵廠	〃	120,714	50,928	8,249
東京第二陸軍造兵廠	東京都板橋区	151,749	18,241	2,327
〃 王子製造所	〃 王子区	57,235	10,921	210
〃 多摩製造所	〃 北多摩郡	590,704	15,317	642
立川陸軍航空廠	〃 立川市	156,059	35,559	89
陸軍航空工場	〃 北多摩郡	267,580	31,510	1,049
東京第一陸軍造兵廠小杉製造所	富山県射水郡	23,163	7,976	718
岩国燃料廠しょうづく	山口県岩国市			
立川航空工場	山梨県西桂村	借 上		185

出所：大蔵省国有財産部「第九十二回帝国議会参考書」。以下、表3-4まで同じ。
なお空欄は原文のまま。

表 3-2 賠償指定研究所 (旧陸軍)

指 定 研 究 所	所 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	器具機械 (個)
第九陸軍技術研究所	長野県上伊那郡			
陸軍兵器行政本部余丁町軍需部	長野県諏訪郡			
陸軍軍医学校	東京都世田谷区			
陸軍軍医学校研究所(本校)	〃 牛込区			
陸軍気象研究所	〃 杉並区			
陸軍燃料廠燃料研究所	〃 北多摩郡			
多摩陸軍航空技術研究所	〃 立川市			
第一陸軍技術研究所	〃 北多摩郡			
第三 〃	〃			
第五 〃	〃			
第六 〃	〃			
第七 〃	〃			
第八 〃	〃			
第九 〃	〃			
第一陸軍航空技術研究所	〃 立川市			
第二 〃	〃			
第三 〃	〃			

表 3-1 賠償指定工場 (旧陸軍)

指 定 工 廠	地 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	器具機械 (個)
名古屋陸軍造兵廠熱田製造所	愛知県名古屋市	161,327	41,458	17,720
〃 高蔵製造所	〃	161,327	41,458	17,720
〃 千種製造所	〃	54,434	9,505	5,834
〃 鷹来製造所	愛知県春日井市	309,147	29,984	5,494
〃 鳥居松製造所	〃	268,994	38,867	11,269
東京第二陸軍造兵廠曾根製造所	福岡県小倉市	26,161	7,019	526
陸軍航空廠春日製造所	〃 筑紫郡	239,631	27,040	2,530
小倉陸軍造兵廠	〃 小倉市	283,103	94,215	5,457
名古屋陸軍造兵廠柳津製造所	岐阜県羽島郡	59,387	14,190	3,017
東京第二陸軍造兵廠岩鼻製造所	群馬県岩鼻	408,926	21,820	1,247
〃 忠海製造所	広島県豊田郡	225,885	9,984	1,720
大阪陸軍造兵廠播磨製造所	兵庫県加古郡	484,497	54,891	3,082
〃 白浜製造所	〃 飾磨郡	431,783	17,448	1,498
陸軍航空廠金沢発動機工場	石川県金沢市	借 上		1,111
相模陸軍造兵廠	神奈川県高座郡	436,904	75,411	10,111
東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所	熊本県荒尾市	855,216	19,583	1,733
陸軍航空廠枚方製造所	京都府			
〃 伏見製造所	京都市伏見区			
東京第二陸軍造兵廠宇治製造所	京都府東宇治郡	344,367	35,311	1,997
名古屋陸軍造兵廠楠製造所	三重県三重郡	借 地		1,750
東京第一陸軍造兵廠仙台製造所	宮城県仙台市原町	650,000	100,285	7,935
小倉陸軍造兵廠日田工場	大分県日田郡	90,141	121,005	2,510
〃 立石工場	〃 宇佐郡	64,362	5,075	—
陸軍航空廠糸口山製造所	〃 糸口山	309,159	17,352	2,361
東京第二陸軍造兵廠坂ノ市製造所	〃 北海辺郡	1,402,961	37,063	1,437
〃 香里製造所	大阪府北河内郡	711,908	14,796	261
大阪陸軍造兵廠	〃 東区	355,905	105,385	3,608
〃 枚方製造所	〃 北河内郡	359,223	65,919	9,415
東京第一陸軍造兵廠江戸川工場	埼玉県	154,783	22,146	2,455
〃 明戸工場	〃	262,452	3,035	171
〃 川越製造所	〃 入間郡	164,592	21,379	1,457
〃 大宮製造所	〃 大宮市	125,222	26,288	3,544
東京第二陸軍造兵廠深谷製造所	〃 大里郡	248,874	10,330	658
〃 櫛挽製造所	〃	1,009,381	13,552	508
陸軍航空廠所沢航空廠	〃 入間郡	2,840	4,541	812

表 3-3 (つづき)

指 定 工 廠	所 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	機 械 器 具 (個)
第二十二航空廠	鹿児島県鹿屋市	238,400	49,560	232
第三十一 〃	京都府与謝郡	56,724	2,617	156
第四十一 〃	北海道千歳郡	74,271	5,143	237
〃 大湊支廠	青森県下北郡	137,530	10,775	216
第一技術廠	神奈川県横須賀市	116,020	65,921	2,983
〃 支廠	〃 横浜市	240,975	45,166	2,169
第一火薬廠	宮城県船岡市	1,355,985	16,073	352
第二 〃	神奈川県平塚市	225,000	15,400	685
第三 〃	京都府舞鶴市	504,741	17,650	367
第二燃料廠分工場	愛知県名古屋	53,526	4,469	81
博多海軍補給工場	九州帝大内	借 地	—	—
第一技術研究所前橋分工場	群馬県末広町	〃	—	—
大船燃料廠	神奈川県大船町	123,629	23,517	500
四日市燃料廠	三重県四日市市	603,719	318,595	1,000
第二十一航空廠佐世保分工場	長崎県佐世保市	借 地	11,014	2,198
第十一航空廠岩国支廠	山口県岩国市	132,900	9,452	500
徳山燃料廠	〃 徳山市	222,973	32,207	500
第二十二航空廠支廠	熊本県人吉市	借 地	34,065	160
第二衣糧廠岡山支廠	岡山県岡山市	22,136	7,534	—
俱知安鉄工場	北海道俱知安	借 地	697	134

表 3-4 賠償指定研究所 (旧海軍)

指 定 研 究 所	所 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	機 械 器 具 (個)
技術研究所杉妻工場	福島県信夫郡			
第十一航空廠実験部	広島県呉市			
第一航空廠 〃	神奈川県横須賀市			
相模工廠 〃	〃 平塚市			
横須賀工廠 〃	〃 横須賀市			
舞鶴工廠 〃	京都府舞鶴市			
海軍技術研究所軽井沢支所	長野県軽井沢			
〃 沼津支所	静岡県沼津市			
〃 藤原町支所	栃木県藤原町			
海軍技術研究所	東京都目黒区			
呉工廠実験部	広島県呉市			

表 3-2 (つづき)

指 定 研 究 所	所 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	器 具 機 械 (個)
第四陸軍航空技術研究所	東京都立川市			
第五 〃	〃			
第六 〃	〃			
第七 〃	〃			
第八 〃	〃			

表 3-3 賠償指定工廠 (旧海軍)

指 定 工 廠	所 在 地	土 地 (坪)	建 物 (坪)	器 具 機 械 (個)
横須賀工廠	神奈川県横須賀市	176,926	114,436	5,328
〃 平塚分工場	〃 平塚市	68,900	8,000	375
〃 川崎分工場	〃 川崎市	35,400	9,400	76
〃 深沢分工場	〃 鎌倉市	58,129	7,900	540
呉工廠	広島県呉市	703,991	174,879	10,346
〃 宇部分工場	山口県宇部市	521,499	987	350
佐世保工廠	長崎県佐世保市	283,787	42,800	3,466
舞鶴工廠	京都府舞鶴市	130,951	22,583	2,127
豊川工廠	愛知県豊川市	645,342	51,095	5,700
光工廠	山口県光市	898,038	32,203	2,665
鈴鹿工廠	三重県鈴鹿市	1,032,746	100,580	3,285
相模工廠	神奈川県寒川町	104,592	16,799	1,604
沼津工廠	静岡県沼津市	718,841	45,105	1,971
津工廠	三重県津市	805,854	42,306	2,595
高座工廠	神奈川県大和町	870,000	38,000	822
多賀城工廠	宮城県多賀城市	800,907	46,624	2,398
川棚工廠	長崎県川棚町	165,000	63,800	2,061
大湊工作部	青森県下北郡	95,000	6,300	334
〃 虻田分工場	北海道虻田郡	65,593	8,711	54
第一航空廠	茨城県稲敷郡	36,384	31,704	968
第二 〃	千葉県木更津市	150,039	26,971	1,034
〃 鈴鹿支廠	三重県鈴鹿市	9,033	23,196	105
第十一航空廠	広島県広町	491,039	49,384	4,257
第十二 〃	大分県大分市	121,500	44,000	168
第二十一 〃	長崎県大村市	905,000	25,650	2,898

たものであった。中間報告がきびしいものであっただけに、物件の確保も広範囲にわたり、しかも確実な保守が必要であった。覚書の趣旨は、現物賠償として官有民有を問わず賠償物件とした機械類は、賠償として撤去、取り立てるまで完全な状態で保守管理されなければならない、というものであった。そしてこの覚書によって工場が指定され、同日に航空機工場、陸海軍工廠、研究所等三八九工場が示された⁽²⁾。この工場指定はその後も再々にわたって追加されたが、この工場指定によって日本の官民の賠償受入れの活動が始まることになった。

この覚書は賠償指定工場の保守管理について、第八軍、第五艦隊司令官の管理を受けることを示し、日本政府がこの保守管理のために所要の人員、資材を提供することを指示し、またこれら工場の機械の移動等の即時停止を命じ、民需生産に転換が許されていたものについてもそれを再検討することを記していた。政府は民間工場の保守管理についての責任を課されたのであるが、政府自身が直接保守管理に当たる施設は、陸軍関係四九、海軍関係四五、ほかに研究所三三、計一二七の工廠、研究所であった。二一年一〇月一日の第二次指定改正によってこれら工廠、研究所の名称、所在地等の一覧を表3-1-3-4に掲げておこう。土地、建物等のことは参考のために事後の資料により付記したものである。

(1) Custody, Control and Protective Maintenance of Japanese Aircraft, Plants, Arsenals and Laboratories, 20/1/1946 (E SS) SCAPIN 629.

(2) 賠償指定については、航空機工場は商工大臣、軍工廠、学術研究所は大蔵大臣、帝国大学の元航空機研究所は文部大臣、中央航空研究所は運輸大臣、とそれぞれに分けられた。

第二節 保守管理行政と旧軍人の処遇

一 賠償業務受入態勢

賠償指定工場の保守管理の指令を受け入れるについての第一は、その行政組織と人員の確保とにある。賠償問題との取組みは各省庁それぞれの特徴があり、終戦連絡中央事務局では賠償部、商工省では賠償施設局を置くなど機構を拡充したが、大蔵省は慎重であった。賠償一般と賠償指定工場の保守管理とは必ずしも同一事務ではなく、二〇年一月には賠償問題を広く扱う姿勢で、外資局に賠償課を設けて賠償の計画、財務、それに賠償関係調査を進めることにし、ここで連合軍の占領に関する事務も分掌した。この仕事は二一年二月に戦時の機構の平時への切替えに当たって外資局を廃したときに、賠償課として理財局に引き継がれた。

賠償問題が具体性を帯び始めたことに応じて連合国のあるいは連合国人の債権問題が出始めたので、この外への広がり即して二一年六月に特殊財務部が臨時に設置され、理財局の賠償課はこれに移された。この賠償関係の事務はそれ以上に拡大せず、二二年に入ってからの特務財務部の機構拡充の際には、総務課と財務課とに分けて扱われることとなり、賠償課は廃止された。賠償一般については、このように比較的早期に対応が進められたが、中央の機構で

の問題処理にとどまり、とくに大きく広げられることにはならなかった。これに対して、賠償指定工場の保守管理の問題は時とともにその事務量が増大し、機構の拡充が求められるようになった。

賠償指定工場の保守管理は国有財産部の仕事であった。国有財産部の設置は旧軍用財産の管理のためであり、その管理、運営、処分が事務内容であった。その管理対象の中から賠償に指定されたものをとくに厳重に管理することになったのである。この業務に関して、国有財産部の機構はとくに変更されなかった。二二年二月の平時体制への機構の切替えの際は国有財産部の臨時設置制を常置に改めたけれども、分課の内容は最小限の修正にとどめられた。財務局の国有財産部、管財支所、管財出張所は臨時設置のままであった。賠償業務対応の機構改正の着手は同年一月で、国有財産部の分課は総務、第一管理、第二管理の三課編成のままにして、第一管理課で旧軍財産の引継ぎを主眼とし、第二管理課で賠償施設の保守管理を主眼として、第二管理課では雑種財産のなかの器具、機械、船舶の管理処分を分担した。この各課の事務分掌変更に応じて地方組織も変更され、財務局の国有財産部を常置の組織とするともに、分課の名称を引き継ぎながら、第二管理課は本省機構での分掌に即した内容の事務分担に切り替えられた。

この機構整備だけでは賠償業務の受入態勢は不十分となって、この改正からわずか五カ月で、二二年四月には国有財産部を国有財産局に昇格し、三課組織を四課に拡充して、第二管理課から独立した賠償業務課を作った。この機構拡充は賠償施設の保守管理という消極的業務から、賠償物件の撤去という積極的業務に移ったことに対応したものであった。この組織変更は地方部局でも進められ、財務局の国有財産部にも賠償業務課が置かれたが、地方部（二二年一月設置、理財、主計の二課組織）に同年八月に管財第一、管財第二の二課を加えて、管財第一課で総括事務と賠償業務を分掌した。そして、さらに管財第三課を置くことも認められ、そこではもっぱら賠償関係事務を分掌することにした。

二二年四月以降の機構改正は、賠償問題が施設の保守管理の段階から撤去搬出の段階に移ったことを示すものであり、そのために地方部局の業務が急増したことに対応した機構の拡充の推移であった。

この機構の拡充に対処した人員の充実についてみよう。

二〇年一〇月に国有財産部を臨時設置した際には、第一管理課に課長はじめその課員について、旧陸軍の軍用財産管理に当たっていた人びとを迎えて、事情に通じたその経験知識を尊重して、旧軍用財産の移管の確実を期した。この方針は第二管理課についても同様で、旧海軍関係の人びとの協力を求めた。同様に各財務局の国有財産部についても旧陸海軍の軍人の協力を期した。この方法は分課そのものに即しており、第一管理課が陸軍に所属していた国有財産の管理、運営、処分をその事務とすることに直結していた。第二管理課が海軍関係の事務であったことも同じで、国有財産部設置がこの旧陸海軍財産の引継ぎのためであったことにかんがみて当然の措置でもあった。

二二年一月の分課規程の改正に当たっては、賠償指定工廠の管理保守等が第二管理課の仕事となっても、とくに大きな人事の変更をせず、課長もそのままとし、さらに二二年の国有財産局昇格による賠償業務課新設においても、従来の二課の課長は留任とし、賠償物件の撤去事務という新しい仕事に即して、はじめて大蔵省内部から課長を出した。しかし、旧陸海軍関係者の協力による業務遂行の基本態勢は保持された。二〇年一〇月以来のこの態勢で旧軍用財産の移管と管理の事務はようやく軌道にのり、賠償施設の保守管理にも習熟し、二二年四月に中間賠償計画の三割取立ての指令による撤去準備が始められてからも、その業務遂行の態勢は保持された。

このような賠償業務遂行態勢に大きな障害があらわれた。二二年秋ごろから旧職業軍人を公務から追放することが

問題になり始めた。業務遂行の主要な力となっているこれらの人びとの協力が得られなくなることは、致命的障害でもあり、その方向が確実視されるに即して、追放措置がとられるとしてもその実施を漸進的に進めるようにとの期待を司令部に求めた。しかし旧職業軍人追放の方針はきびしく、二三年四月には妥協の許されない指令が出た。

二三年四月一日に、内閣から留任申請中の旧職業軍人は、復員業務関係を除いて四月末までに退職させなければならぬ、との司令部の指令が出た。国有財産局の管轄で協力を求めていた旧軍人は約一四〇名、それらの人びとが職務から去ることは大打撃ではあったが、避けることは許されなかった。この指令は大蔵省にとっては国有財産局にだけ関係するものであったといえるもので、賠償物件撤去が始まった時期であるだけに、その業務遂行のための人員補充の見通しも立たないという困難に追い込まれた。

この旧軍人追放措置は、結果としては賠償物件撤去にとってはとくに大きな支障とならなかった。非常にきびしい保守管理の指示の下に進められた賠償物件の搬出が二三年一月から始められたものの、三月に一段落してからはほとんど実施されず、それまでの厳格な保守管理の業務が何のためであったか不明となるほどに、賠償についての基本方針が転換したからであった。

二 賠償指定工場の保守管理業務

賠償物件の指定の指令が出た当初は、賠償指定工場の保守管理がどのようにきびしい内容のものとなるかについて、当局者はまったく認識を欠いていた。また、賠償物件の撤去作業にも示されたきびしい取扱いの条件は、これら

の保守管理、撤去の作業と賠償物件受領国の取扱いとを比較したとき、過度にきびしいといえるものであったので、このきびしさを予期しなかった当局者は、司令部の保守管理の指令と監督に振り回されることになった。

保守管理の業務は、常識的には盗難、火災の防止のための警備、破損箇所⁽¹⁾の修繕に始まり、疎開機械類の原状への搬送、その整備整頓を加えた作業があり、当局者は当初はその程度の作業を念頭に置いていた。しかし、その作業に対して二一年九月には「賠償工場の設備、記録の保存、管理に関する日本政府の責任に関する件⁽¹⁾」という保守管理方法についての具体的な覚書が示され、管理基準が非常にきびしいものであることを知らされた。これに続いて同年二月には手入れ、修繕についての基準が示された。これらを通じて要請されたことは、賠償物件を新品同様の状態において保守管理せよということ、そのために高度な緻密な技術が求められたのであった。

この保守管理の条件のきびしさは、単に指令がそうであったというのではなく、具体的な作業に当たって、当局者の努力の限度を超えるものがあり、国有財産局長(国有財産部長)が、賠償物件の保守管理の最高責任者として連日のように司令部に呼び出されて注意を受け、国有財産局長はその在任中にこの賠償物件の保守管理にもっとも神経をつかったといわれるほどであった。⁽²⁾

戦後の資材不足や技術能力の不足という条件の不備もあって、現場監督の軍政当局の詳細な具体的指示を満足させるような作業は必ずしも実行可能ではなかった。多数の機械の手入れや疎開工場から親工場への機械の運搬も、指定された短期間にそれを果たすことは事実上不可能でもあった。

二一年九月の指令に先立って、同六月には賠償指定物件の目録(インベントリー)作成の指令が出た。すべての機械を一級、二級、三級とスクラップの四階級に分けること、それに一時使用者が使っている自分自身の機械、それと

表 3-6 管財職員整理推移

年月日	政令番号	特殊財産 処理事務費	賠償施設 処理事務費	賠償施設 処理事務費
24. 5. 31	146	4	232	4,715
7. 21	278	4	242	2,807
25. 2. 28	20	4	242	2,074
5. 19	141	4	44	1,800
7. 25	235	4	44	1,696
26. 3. 9	42	4	44	1,490
3. 31	74	4	29	1,415
6. 13	212	4	29	1,400
12. 14	376	0	28	1,330
27. 3. 5	36	0	28	1,233
3. 11	41	0	28	960

(注) 定員法2条3項定員調。

しる保守管理の要員数を削減せよという方針に変わった。従来とまったく基準が変わり、それまでは保守管理にどれだけ費用、人員がかかろうと関係なく、新品同様の状態に保守管理せよとしたのは一八〇度の転換であった。連合軍各国に対するアメリカの責任という賠償についての占領軍の立場は解消し、日本の経済再建に重大な関心をもつ同国の姿勢が示された。この方針転換は賠償指定物件の保守管理に過度の神経をつかっていた政府にとっては、それだけ負担の軽減となったが、一方では、保守管理関係

このようなきびしさのなかで、二二年四月に中間賠償計画の三割取立てをアメリカ政府が司令部に指示し、二三年一月には中国向け賠償第一船が出帆したが、日本に対する賠償の方針転換によって、三月の積出し以降は搬出が止まった。二四年に入ると賠償についてのアメリカの方針転換が司令部の指示に具体的に示された。二四年六月二二日に「休止賠償機械及び施設の保守、手入新基準」の覚書が示され、従来の取扱いを改めて、機械、施設を稼働しうる状態に維持する必要はなく、特に材料を使用し労力を費やしてまで保守管理をする必要はないということになり、む

「休止賠償機械及び施設の保守、手入新基準」の覚書が示され、従来の取扱いを改めて、機械、施設を稼働しうる状態に維持する必要はなく、特に材料を使用し労力を費やしてまで保守管理をする必要はないということになり、む

このようなきびしさのなかで、二二年四月に中間賠償計画の三割取立てをアメリカ政府が司令部に指示し、二三年一月には中国向け賠償第一船が出帆したが、日本に対する賠償の方針転換によって、三月の積出し以降は搬出が止まった。二四年に入ると賠償についてのアメリカの方針転換が司令部の指示に具体的に示された。二四年六月二二日に「休止賠償機械及び施設の保守、手入新基準」の覚書が示され、従来の取扱いを改めて、機械、施設を稼働しうる状態に維持する必要はなく、特に材料を使用し労力を費やしてまで保守管理をする必要はないということになり、む

「休止賠償機械及び施設の保守、手入新基準」の覚書が示され、従来の取扱いを改めて、機械、施設を稼働しうる状態に維持する必要はなく、特に材料を使用し労力を費やしてまで保守管理をする必要はないということになり、む

このようなきびしさのなかで、二二年四月に中間賠償計画の三割取立てをアメリカ政府が司令部に指示し、二三年一月には中国向け賠償第一船が出帆したが、日本に対する賠償の方針転換によって、三月の積出し以降は搬出が止まった。二四年に入ると賠償についてのアメリカの方針転換が司令部の指示に具体的に示された。二四年六月二二日に「休止賠償機械及び施設の保守、手入新基準」の覚書が示され、従来の取扱いを改めて、機械、施設を稼働しうる状態に維持する必要はなく、特に材料を使用し労力を費やしてまで保守管理をする必要はないということになり、む

「休止賠償機械及び施設の保守、手入新基準」の覚書が示され、従来の取扱いを改めて、機械、施設を稼働しうる状態に維持する必要はなく、特に材料を使用し労力を費やしてまで保守管理をする必要はないということになり、む

表 3-5 賠償指定工場、研究所内機械台数調

	登録機械				計	非登録 機械
	第1級品	第2級品	第3級品	スクラップ		
産業機械	13,641	6,655	3,525	1,508	23,831	8,157
工作機械	34,843	36,667	8,815	4,936	80,667	1,135
荷役運搬機械	1,425	910	339	289	2,674	1,727
電気施設	17,770	5,672	2,621	5,809	26,034	21,923
試験検査機械	1,147	993	492	193	2,632	2,715
木工機械	619	568	159	273	1,345	685
土木機械	58	7	0	1	65	229
その他	4,563	2,377	753	4,507	7,673	41,535
計	74,066	53,819	16,703	17,516	144,588	78,105

(注) 計欄に計算上不一致箇所があるが、原資料のまま掲載した。
出所：大蔵省国有財産部「第九十二回帝国議会参考書」(昭和22年2月)。

特殊用途機械とを加えて目録を作り、機械にマークをつけることが指示された。一級品七万四〇六六台、二級品五万三八一九台、三級品一万六七〇三台、計一四万四八八台であった。このほかにスクラップがあり、この一万七五一六台は、スクラップにしか使えないものであった。このほかに非登録の機械が七万八一〇五台あった。なお、一時使用については二一年一月に賠償指定工場の使用許可についての覚書が示されている。また特殊用途機械のうちに破壊を予定されたものであった。

このように非常にきびしい保守管理の指令と監督が強行されたのは、占領政策の直接の任にあたったアメリカ軍の連合軍各国に対する賠償についての立場上の表明でもあった。戦勝国とはいえ連合軍各国の賠償に対する関心は非常に大きく、賠償物件の情報を手に入れようとして日本政府の関係者に接近しようとするのが目立ったので、二二年一二月には、日本政府に対して司令部から厳重な注意が出た。「外国使節代表と日本官憲の接触

要員の整理問題が生じた。

もともと保守管理は物件撤去で終了する作業であり永続するものではなく、また短時間に実施するため多数の人員を要することから、不必要に人員を多くすることを避ける方針で臨み、直営よりも請負形式で保守管理をする方向に移行していた。しかし、この司令部の方針の一八〇度転換は、この順次移行の方針程度では対処しきれない問題であった。

二四年六月以降の定員法による管財職員の整理状況を表示すれば、表3—6のようになる。賠償施設処理事業については、四七一五人が講和発行直前に九六〇人に減じた。

この人員整理過程で、二五年二月の政令による減員は、一月二三日付で撤去指定工廠の残存施設が一部の機械を除いて、土地、建物とともに賠償解除されたことに伴う第二次の整理であり、その際に二五年度予算節減の要請が加味された。さらに、同年五月の政令による減員は、賠償経費の節減を目ざした第三次の整理であり、各工廠別の配置人員を再検討し、スクラップ機械の解除、賠償施設の移動集積を勘案して最小限度の人員に圧縮したものであったが、この決定については、前記の撤去指定工廠の残存施設が賠償解除されたことに対処して、他の工廠についての賠償解除を申請し、その解除見通しに即してとられた措置であった。この申請では一定限度以上破損減耗した施設の解除を求めた。この趣旨の整理がさらに同年七月の政令による減員で実行された。

(1) Responsibilities of Imperial Japanese Government for Preservation and Care of Plants, Equipment and Records taken into Custody for Reparations Purposes by the Supreme Commander for the Allied Powers, 20/9/1946 (ESS), SCAPIN 1219.

(2) 賠償物件の保守管理のきびしさについては、次のような記述がある。

「昭和二二年八月末に国有財産局長になりまして、さしあたって二、三箇月、精力をすり減らしたのは実は賠償関係の仕事であったのであります。もう毎日のように司令部に呼出されました督促を受ける。当時の事情としては、命ぜられたことがなかなか進行しないので叱られるというような事態が続いたのであります。ほかの国内的の仕事は、各担当官にまかせることができましたけれども、この仕事は司令部から責任者と目されまして、絶えず呼び出されて叱られるというような事態が続いたのであります。」「二二年九月には『賠償工場の設備記録の保存、管理に関する日本政府の責任に関する件』というものが示されました。一種の手入れの基準が示されたのであります。さらに同年の十二月には、また一つの手入れ修繕の基準が示された。これを俗にミツクルジョン手入れといって、係官が辞易した高度の手入れの基準であります。このミツクルジョンというのは当時の賠償局の次長をしておった人で、みな泣かされたものであります。当時は司令部はCPC本部のほかにも各県の軍政部に係官がおりまして、これが各財務局所管の機械類を見まわったのであります。規格にあっておらぬと、さっそくお叱りが中央まで上って来るということであったのであります。」「(舟山正吉述「戦後に於ける国有財産の推移について」、『戦後財政史口述資料』第七分冊・管財)

「賠償指定機械の修理や常時の手入れ、即ち保守の仕事及び賠償指定施設が火災や盗難にかからないよう管理し整備する監守の仕事などは、日夜一刻の休みもなく継続的に注意深く行われなければならない仕事である。これは地味な仕事ではあるが実は極めて手数のかかる、かつ心労の多い仕事であって、また特に軍政当局の指示に基き、極めて短い一定期間内に何百台何千台という多数の機械の手入れをしたり、また疎開工場から親工場へ何十トンもある重い機械を何台も運搬集積する作業の如きは、その技術面において、またその所要経費面において、極めて詳細にかつ具体的な指示を受け、厳重な現場監督を軍政当局から受けるのである。しかも日本側の真剣な努力により軍政当局の満足のいくような作業の完遂をはかるのであるが、実際問題として客観的条件の不備特に技術能力の不足という如きハンディキャップがわれわれの側に存在するために、遺憾ながら軍政当局が満足するような理想通りに実現されることは極めて稀である。必ず批判され、お小言を頂戴する。指定どおりの規格、基準にあっておらぬとお叱りを受け、あるいは責任者をクビにせよとか何とかいわれ、またそのお叱りが即日中央まであがってくるという状況である。その都度中央では国有財産局長が司令部に呼び出される。加藤、舟山両局長などは代理出頭が許されていない当時から日参したものである。命ぜられたことがなかなか進捗しないと厳重な注意や指示を受ける。時には叱責を受ける。大臣を呼べといわれる(舟山局長談)。『今日も沖繩行だといわれてくるよ』

と笑いながら局長室を出ていかれた舟山局長の姿が今でも眼にうかぶ。」(林原正三稿「旧軍用財産」、大蔵省資料Z一〇七一六)

(3) 賠償指定物件目録作成の指令による機械台数の算定には、一部工廠の報告提出が遅れてその分がはずされている。また非登録機械であっても賠償に追加される可能性のあることが考慮されている。

(4) 賠償施設の保守手入新基準に関する覚書 昭和二四・六・二二

題名 休止賠償機械及び施設の保守手入れ新基準

一、日本政府は休止賠償機械及び施設の保守手入れ基準を次のように改正し、即時実施する。

(イ) 今後機械及び施設を稼働し得る状態に維持する必要はない。

(ロ) 建屋内に在る機械及び施設の非作動面は現状の儘とし、今後材料を使用する必要はない。

(ハ) 現にグリース、軽油又は其の他の防錆剤で保守手入れしてある機械及び施設の作動面は現在の儘とする。作動面に塗布してある防錆剤は、第八軍又は極東海軍司令官及びその使用効力の限界に達したと認める迄は取り代える必要はない。右のように認定のあった場合に限り入手可能な防錆剤で最も経済的であり且つ最も永持ちのものをもって取りかえる。作業面保全のため、防錆剤と共に紙を使用する方法は今後用いない。

(ニ) 屋外に保管され防水塗料を施してある施設の露出面は現状の儘とする。その部分に対する塗料の再塗布は、第八軍又は極東海軍司令官の代表者の指示ある場合のみ行う。

(ホ) 賠償工場を使用している会社は、A・Uの状態から休止の状態へ戻そうとする機械及び施設に対し淨掃(cleaning)及び防錆措置を行う責任を負う。

二、賠償工場の保全管理要員数は前記保守手入れの要件に応ずるよう削減する。但し残置要員、給料水準はこの改訂の影響を受けない。

三、目下実施中の機械及び施設の分解手入れ作業は一九四九年七月一日までに終了する。

第三節 賠償指定機械類の搬出

一 賠償物件の評価

賠償物件の保守管理は、いずれその物件が受領各国に搬出されることを想定している。保守管理の段階では問題とならないが、それらの物件をいずれの国に渡すかを決定するに当たって問題となるのが、各物件の評価である。物件全体でどれだけの価額となるかが各国の賠償受領額を定めるに当たっての不可欠の条件となるからである。保守管理の指令が出た段階では物件評価はまだ問題でなかった。また評価の問題が出始めても、当初は個別的、局部的であった。また物件評価には技術的な問題も多い。

最初の評価指示は二一年一月で、司令部は火力発電部門についての評価を指示してきた。その後、同様の形で逐次、造船施設、精密機械等の評価指示があった。このような民間施設に対して、旧軍工廠関係の物件評価については、二二年一〇月に、第一次撤去の対象となった一七工廠の軍工廠内にある集団生産施設全部の評価が指示されたのが最初であった。この評価では個々の機械についてだけでなく、各工廠の生産施設全体としての評価が求められた。該当する施設の数は全部で二〇〇あり、このほかに貯蔵用タンクの評価も加えて一カ月以内に作業を完了させようとするきびしい指示であった。この指令以後、賠償指定物件の評価指示が多く出された。

二二年一〇月の指令は一七工廠のすべての施設についての評価指示ではなかったから、二三年一月に残存の施設、機械の評価指示があり、続いて四月には一七工廠を除く全国の工廠、研究所の施設、機械の評価の指示があり、この場合はさらにひとつの工場を全体としてまとめて評価することが加えられた。すなわち建物の評価も求められたのである。

もともと機械、施設の評価は技術的な困難に合わせて専門的な知識を要する作業であり、精確を期するにはかなりの日時を要するが、司令部の指示は、機械等について帳簿価格、購入価格、経過年数等の条件を加えて、早期の評価を求めたので、その作業は非常にきびしいものとなった。そのために指定の期日に遅れることもあり、また報告後に評価額の修正をするということもあった。二三年四月の指令の際にはとくに評価の総決算であるとの意味で、政府が直接これに当たることが求められた。これに対し政府は閣議決定による官民合同の評価委員会設置をきめ、中央委員会と財務局単位の地方委員会とを作って評価に当たった。それが対象としたのは、工廠九〇、研究所二二、造船施設五、製油施設五、貯油施設一〇〇、機械二八万台、その重量五一万トン、タンクは大小合計一〇〇〇以上であった。

この評価委員会の設置については、司令部の指示の意図は強力な権限をもつ行政委員会の設置にあったが、評価という技能保有者への期待、調査資料の確保等の関係から、指令とは多少性格を異にする委員会設置となり、中央委員会は大蔵大臣、地方委員会は財務局長の協力機関となった。この委員会で前記の工廠、機械等の評価に当たったが、機械的な事務にたずさわる人を入れて民間から応援を頼んだ人員は約二〇〇〇に達した。これら民間人の協力を求めることは予算上の制約もあって難事業であった。

二 賠償物件搬出準備作業

極東委員会はポーレー報告に基づいて中間賠償計画を定め、それが既述の賠償指定物件の指定の基礎となったが、この中間賠償計画の一部を実施するために、二二年四月にアメリカ政府は司令部に対して中間賠償計画の三割を即時取り立てるよう指令し、同時にこの旨を極東委員会に通告した。この三割の割当ては、中国一・五割、イギリス、オランダ、フィリピン各〇・五割である。賠償物件の一部でも早期に取り立てるのは、戦災を受けた諸国の経済復興に寄与し、賠償物件の減価を防ぎ、賠償問題の未決定による日本の産業復興への悪影響を緩和しようとの配慮によっていた。二二年五月には、司令部のなかに最高司令官の諮問機関として連合国賠償技術諮問委員会が設けられ、ハリソン賠償局長を委員長とし、賠償取立要求国の代表をメンバーに加えて、賠償取立についての検討を始めた。六月には賠償実施要領が発表された。この司令部発表によって第一回の賠償実施の大要を日本側でもつかむことができた。さらに七月九日に第一回の取立てが軍工廠所在の機械器具であることが発表され、取立ての焦点が大蔵省関係にあることが明らかとなった。この段階でもまだ賠償物件の取立てがどのような作業となるかについては明らかでなく、賠償物件の保守管理のきびしさを連想して関係部局が緊張するという状況であった。七月二二日の撤去準備指令によってこの緊張は具体的な作業に転じた。

七月には商工省主催で、司令部指示による賠償撤去物件の梱包演習が行なわれた。アメリカ式梱包は、日本の常識とは異なって資材を十分に使って内部の器材の損傷を防ぎ、搬送しやすくする配慮を基礎としたものであり、技術的

にも訓練を多く求めるものであった。八月には司令部の指示による梱包学校を大蔵省が開くことになり、元大阪造兵廠に関係者を集めて司令部の係官による技術的講習を実施した。講習参加者は第一回取立ての対象となる工廠の管轄財務局の関係者であり、この講習を受けた者が各財務局に帰って管下の関係者に技術指導をすることが指示された。

三 賠償機械類の搬出

昭和二年九月一六日、第一回賠償取立ての一七軍工廠名が発表され、取立ての機械の梱包が始められた。司令部の指定期日に作業を終了することはきわめて困難で、ほとんどの作業が年内まで続いた。技術の未熟に加えて資材の確保に制約があり、さらに技術者、労務者の人員確保が隘路となっていた。また賠償取立国の関係官が各工廠の梱包状況を見回ったことが、司令部の監督をきびしくして作業の密度を高めたことも、遅延の一因となった。

梱包作業の遅延は賠償機械搬出を遅らせ、賠償船の出港に影響する重大事となるはずであったが、一二月一五日ごろ入港が予定されていた賠償受取りの第一船の入港が遅れ、一カ月ちかく過ぎた二三年一月から逐次入港したので、梱包作業も大体これに間に合う結果となった。

賠償機械の搬出先は既述のように、中国、イギリス、オランダ、フィリピンの四国で、中国向けの第一船が一月一六日、オランダ向けが一月二二日、フィリン向けが二月五日、イギリス向けが三月一四日にそれぞれ出帆した。

賠償取立てはその後呉工廠と府中の陸軍燃料廠の設備の追加命令があったが、それ以外は賠償指定のまま取立ての命令はなく、平和条約の発効まで推移した。

第四章 財産税物納財産の処分

第一節 物納による財産税納付

財産税徴収の構想は戦時補償問題とからんで二転、三転し、司令部の決断で戦時補償打切りが定まり、法人に対する課税がとりやめられ、個人財産税だけが残り、また戦時補償打ちりの具体的措置として、財産税とは別に戦時補償特別措置法による戦時補償特別税の賦課がきまった。

財産税、戦時補償特別税いずれも資産に対する課税であり、貨幣所得を対象とする所得税とは異なって、決定税額に対する貨幣資産があるわけではないから、納税についてこれを金納に限定することには無理があった。また課税率が低率であれば金納を強制することも許されるが、最高税率九〇％に及ぶ高率の課税であり、金納に限定することは事実上無理であった。さらに金融緊急措置による新円経済のもとでは、納税のために財産を現金化することは、いたずらに経済を混乱に陥れるものであった。納税のためには多くの便法が講じられたゆえんである。相続税に認められている物納その他の手段が認められた。

「戦時補償特別措置法」(昭和二十一年一〇月、法律第三八号)では第二三条で物納を認め、「財産税法」(昭和二十一年一月、法律第五二号)では第五五条以下に「物納及び延納」の第八章を置いて、物納についての具体的条件を記した。戦時補償特別措置法では戦時補償特別税の物納に関する諸規定を勅令によって定めることにしたので、同年一〇月に公布された「戦時補償特別措置法施行規則」(勅令第四九七号)⁽²⁾の第四〇条以下で諸手続が明示された。戦時補償特別税の物納については比較的簡略であったが、財産税については詳細な諸規定が示され、「財産税法施行規則」(勅令第五四九号)⁽³⁾においても、第四五条以下に「物納及び延納」の第六章を置いた。

戦時補償特別税と財産税の収支を明らかにするために、同法制定に合わせて「財産税等収入金特別会計法」(法律第五三号)が公布された。同法においては物納による財産等が貨幣化されるまでの資金調整手段として公債発行が認められた⁽⁴⁾ (第四條)。

一 物納財産の徴収手続

戦時補償特別措置法第二三条で認められた戦時補償特別税の物納の条件は、戦時補償特別措置法施行規則で、物納にあてる財産を国債、地方債、社債、株式、不動産に限定し(第四〇条)、さらに税務署長の判断で、物納財産が管理、処分不適当と認めるときは、変換、不許可とすることができることにした(第四三条)。すなわち物納財産についての条件が換金の容易さにあり、評価確実なものに求められたわけである。

財産税の物納については詳細な規定が定められた。もともと戦時補償特別税は戦時補償の打切りを租税の形式とし

たものであり、戦時補償の支払いをやめることを中心として、税を徴収するのは例外としたものであるのに対して、財産税は個人財産に課税するもので、対象者も多く、多様な個人財産についての課税をその財産に即して多様な方法で徴収しようとするものであったから、おのずから納税方法には細かい配慮が必要となった。

財産税の納付についての優位順位は、現金を第一とし、次に旧勘定預金等(金融機関経理応急措置法により金融機関の旧勘定に属することとなった預金、貯金等)を置き、物納を最後としたが、その物納についても、国債、地方債を第一、社債、株式等を第二とし、動産を最後とした(財産税法第五五条、第五六条、同施行規則第五四條)。そして戦時補償特別税と同じく、物納についての許可および条件変更の権限を税務署長に与えた(同規則第五八條)。

また、財産税等収入金特別会計法では物納財産から生ずる収入金を歳入とすることを規定して(第二条)、その収入金となるまでの期間をつなぐための公債発行を認めたが(第四條)、公債発行の限度を会計所属の資産の額の七割五分内とし、物納財産の処分による収入金等をこの公債償還にあてることを求めている(第四條第三項)。そしてさらに予算調製に際して、財産税等の徴収予定表と物納財産等の処分予定表とを添付することを求めた(第七條)。これによって物納財産の相対比率、その換金の進捗状況等を明らかにすることが期待された。

特別会計の立場からすれば、物納財産の処分が速やかに実施され、物納財産の換金を予定して発行される公債の償還が早められることが望ましく、これが遅れる場合は、その遅れた期間だけ赤字財政が現出することになるからであった。これらの換金による始末が早く済まされることを期待して、同特別会計法ではその付則で「この会計は、昭和二十六年限り、これを廃止するものとする」とした。

なお、物納財産のうち国債については他の物件と分けて、貨幣収入ではないにもかかわらずこれを収入に計上し、

所属換えによる同特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの収支を計上して、国債整理基金特別会計で償却する手続をとることとした。すなわち同特別会計法の第三条第三項に次のごとく規定された。「国債整理基金特別会計で第一項の国債を受入れた場合においては、直ちに、当該国債を償却しなければならない。」この規定によって、物納財産のうち国債については国有財産と無関係となった。

二 皇室財産に対する財産税賦課

財産税法はその「第十一章 補則」でとくに皇室財産に対する財産税のことをとりあげ、その課税は国民一般と同様に扱うことを示し、具体的には皇室令によることを記した。皇室に対する課税はそれまでは実施されず、一般の財政に関する諸法令はすべて皇室を対象外としていたが、この財産税を機として皇室についても租税負担が求められることになった。この補則をうけて、二二年二月には皇室令第一号で「財産税法及付属法令ヲ御料ニ関シ準用スルノ件」⁽⁶⁾が公布され、同日同第二号で「租税ニ関スル法令ヲ皇族ニ適用スルノ件」⁽⁷⁾、続いて皇室令第四号で「御資会計財本部ニ属スル現金、登録国債又ハ有価証券ヲ納税ノ用ニ充ツルコトヲ得ルノ件」⁽⁸⁾を公布した。

皇室令第一号は財産税法等の適用対象を示したが、納税地は宮内省所在地としたので、全国に及ぶ皇室財産の財産税に関する事務を麹町税務署が一手に引き受けることになった。また皇室令第四号は財産税等の納税について規定したものであり、現金納税のほか物納に際しての方法をも示した。

財産税法が公布された二二年一月には日本国憲法が公布され、その「第七章 財政」で皇室財産が国に属するところが明示されたので（第八八条）、とくに皇室財産を財産税の対象として課税することの実益は乏しかった。しかし、皇室財産に関する憲法の規定が決定する直前まで、皇室財産を残そうとする意見が強く出されていた経緯もあって、皇室財産が残されることになった場合には、この財産税を課するか否かが、その財産の大きさに強く影響することになる。占領当初から連合軍は皇室財産を重視し、皇室だけを特別扱いとすることを避ける意図を示していたので、日本政府が独自に財産税賦課の方針を立てたのではあったが、その対象に皇室を加えることを司令部当局が強く指導するのは当然のことでもあった。

なお、皇室財産に対する財産税額等は、皇室財産の国有財産帰属等の関係で記述する必要から、第五章第二節において説明することにして、ここでは課税の制度面の記述にとどめる。

三 財産税の物納による収入額

財産税等収入金特別会計法の規定によって、財産税、戦時補償特別税の収入については、その収支予算のほかに徴収予定表と物納財産、譲受財産、旧勘定預金等の処分予定表の作製が義務づけられていたので、この予定表によって、財産税等がどのような収入構成で予定されていたかを知ることができる。

まず財産税は総税額を四三五億円とし、そのうち二二年度には九〇%の申告を確定し、延納分一八・九億円を差し引いた三七二・六億円を徴収し、二二年度以降に六二・四億円を徴収することにして、この二二年度徴収額のうち、金納額以外はその処分による収入額を二割程度に見込んだ。すなわち、旧勘定預金等は徴収額六七・五億円の二〇

表 4-1 財産税徴収予定および物納財産等処分予定
(単位：百万円, %)

	総 税 額		内) 申 告 額		21 年 度 収 入		
	税 額	比 率	申告割合	税 額	収入割合	税 額	
金納	現金納付	2,100	5	90	1,890	100	1,890
	第一封鎖預金	7,100	17	90	6,390	100	6,390
	小 計	9,200	22	90	8,280	100	8,280
旧	勘定預金等	7,500	18	90	6,750	20	1,350
物納	国 債	2,700	6	90	2,430	100	2,430
	株 式	7,200	17	90	6,480	5	324
	地方債, 社債	800	2	90	720	5	36
	土地, その他	14,000	30	90	12,600	10	1,260
	小 計	24,700	55	90	22,230	18	4,050
延	納	2,100	5	90	1,890	—	—
合	計	43,500	100	90	39,150	34	13,680

出所：主税局「第九十二回帝国議会参考書」(昭和22年2月)。

表 4-2 戦時補償特別税徴収予定および物納財産処分予定
(単位：百万円, %)

	総 税 額		内) 申 告 額		21 年 度 収 入			
	税 額	比 率	割 合	税 額	収 入 割 合	税 額		
現金支払のもの	金 納	600	3.7	90	540	100	540	
	物納	国債納付	600	3.7	90	540	100	540
		株 式	700	4.3	90	630	5	31
		地方債, 社債	100	0.6	90	90	5	5
		土地, その他	1,002	6.1	90	902	10	90
	小 計	2,402	14.6	90	2,162	31	666	
延	納	3,482	21.2	90	3,134	—	—	
	計	6,484	39.5	90	5,836	21	1,206	
特 殊 預 金 等 = 金 納	525	3.2	100	525	100	525		
政 府 特 殊 借 入 金	9,404	57.3	100	9,404	100	9,404		
合	計	16,413	100	96	15,765	70	11,135	

出所：表 4-1に同じ。

%、物納については、国債は二四・三億円のすべてが収入金となるが、株式は六四・八億円の五%、地方債、社債は七・二億円の五%、土地その他は一二六億円の一〇%、以上合計で物納二二二・三億円の八%に当たる四〇・五億円が収入金となる見込みであった。これを観点をかえてみよう。徴収額の二二%余が金納で、旧勘定預金等は八%余、物納が残りの約六〇%で、物納分が非常に多い。金納については現金に対して第一封鎖預金が三倍以上の比率である。また物納については土地その他が過半額を占め、残りの約三分の二が株式で、国債、地方債等によるものの比率は小さい。土地その他では書画骨董の類を含めていたが、その中心は土地であった。

次に戦時補償特別税については総税額を一六四億円余とし、二一年度中に九六%の申告を確定し、延納分三一億余円を差し引いた一二六億余円を徴収し、二二年度以降に約三八億円を徴収することにした。財産税に比して延納を多く見込んだ。また特殊預金等を加えた金納の比率も八・四%と低く、政府特殊借入金による処理が七四・五%と圧倒的に大きくなって、物納による比率は一七・一%にすぎない。その額も二二億円に達せず、物納による額は財産税の一割以下であった。その構成は財産税と多少異なっており、国債による比率が高く、株式による率も高く、土地その他は四割余にとどまった。

いずれにせよ、この予定表の示すところでは財産税と戦時補償特別税を通じて、約二四四億円が二一年度に物納によって納付されることになり、それが現金化されて収入金となるまでは、国有財産として管理されることになるのであって、旧陸海軍財産に続いて、膨大なそして多様な雑種財産の管理を義務づけられることになった。国債は国債整理基金特別会計に繰り入れられるので、国有財産処分の対象からはずされるが、それに相当する程度の額の物納財産が二二年度以降に納付される予定であった。

表 4-4 物納財産内訳(昭和23年3月31日現在) (単位：千円)

財産の種類	財産税	戦時補償特別税	財産の種類	財産税	戦時補償特別税
総額	10,373,574	764,565	田	744,281	5,273
旧勘定預金等	4,225,922	162,808	畑	77,328	—
国債	794,272	487,731	宅地	222,292	3,018
地方債	36,297	277	山林	2,060,748	—
株式	1,078	105	その他の土地	114,674	—
出資	14,178	—	建物	157,259	332
社債	53,425	4,185	動産	752,643	—
その他の有価証券	41,625	475	船舶	15	—
不動産	3,376,584	3,356	その他の動産	752,627	—

出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』(昭和23年)。
 (注) 総額及び不動産(戦時補償特別税)は計算上内訳と不一致であるが、原資料のまま掲載した。

表 4-5 財産税等取納済物納済額推移 (単位：千円)

	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度
財産税	18,412,588	14,653,265	11,648,150	12,325,935	13,058,186
現金	8,199,450	3,458,834	699,131	377,083	223,371
国債	797,433	161,790	6,182	268	173
旧勘定預金等	4,128,192	4,232,435	4,254,361	4,279,885	4,271,011
他の物納財産	5,287,513	6,800,206	6,688,476	7,668,698	8,563,632
戦時補償特別税	9,617,693	4,595,879	2,499,048	1,628,042	4,084,507
現金	965,322	2,792,626	1,381,653	494,313	950,151
国債	622,482	911,619	382,575	—	—
政府特殊借入金	7,702,359	489,885	3	—	—
旧勘定預金等	171,269	190,240	155,630	194,702	207,893
他の物納財産	156,261	211,508	579,187	939,026	2,926,463

出所：各年度特別会計決算。

表 4-3 財産税等収入金の一般会計財源計画 (単位：百万円)

	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度
現金収入	9,345	882	98	—
物納財産管理収入	1	264	174	58
小計	9,346	1,146	272	58
国債及び政府特殊借入金収入	12,374	297	33	—
旧勘定預金等払戻金	1,350	2,025	—	—
物納財産処分収入	1,746	7,353	7,352	7,351
延納税金の収入	—	4,051	1,531	—
歳入合計	24,816	14,872	9,188	7,409
公債発行限度				
旧勘定預金等	6,750	750	—	—
物納額	21,422	2,142	238	—
延納許可額	5,024	558	—	—
小計	33,196	3,450	238	—
内処分額	3,096	17,554	8,883	7,351
差引物納財産等年度末額	30,100	15,996	7,351	—
公債発行限度(75%)	22,575	11,997	5,513	—
繰越分	—	18,687	11,775	5,513
本年度償還額	—	13,429	8,883	5,513
本年度発行額	18,687	6,517	2,621	—
差引年度末現在	18,687	11,775	5,513	—
差引発行余力	3,888	222	—	—
一般会計額				
現金収入	12,442	1,146	272	58
公債発行	18,687	6,517	2,621	1,838
管理費等	32	120	120	120
差引	31,097	7,543	2,773	1,776

出所：主税局歳入係「昭和22年度租税及印紙収入歳入予算概要」(大蔵省資料Z 501-7)。

二二年度の計画では財産税、戦時補償特別税の物納財産中国債を除いた二二年度の処分収入一七・四六億円に続いて、二二年度以降二四年度まで毎年度七三・五億円の収入を予定していた。二二年度の見通し物納財産のうち国債分を除いた二三八億円の処分収入計画がそこに示されている。

この政府の見込みと財産税物納分の申告実体とはかなりの開きがあった。二二年度末物納財産収納額総額は約一一億円で、そのうち旧勘定預金等約四四億円、国債約一三億円を除くと、狭義の物納財産額は約五五億円に過ぎなかった。封鎖預金による額が大きな比率を示し、また不動産の比率も高く、その不動産では山林が大きな割合を示して、国債による比率は比較的小さいものであった。この物納財産の額はその後もそれほどには伸びず、財産税等入金特別会計の決算添付資料の物納済額によっても、狭義の物納財産は二六年度末で財産税八五億六三六二万円、戦時補償特別税二九億二六四六万円であった。

(1) 「財産税法」(抄)

第八章 物納及び延納

第五十五条 調査時期における財産のうちに、金融機関経理応急措置法により、金融機関の旧勘定に属することとなった預金、貯金、その他の債権で命令で定めるもの(以下旧勘定預金等といふ。)に相当すると認められる財産(以下旧勘定財産といふ。)があるときは、納税義務者は、その納付すべき財産税額と、課税価格から旧勘定財産の価額を控除した金額により計算した財産税の額との差額に相当する税額について、旧勘定預金等による納付を申請することができる。

(第二項以下略)

第五十六条 前条に規定する場合を除く外、納税義務者は、その納付すべき財産税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納(旧勘定預金等による納付を除く。以下同じ。)を申請することができる。

前項の規定は、財産税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に充てることができる財産の種類その他物納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十七条 前条第一項の場合において、財産税の物納を困難とする特別の事由があるときは、納税義務者は、物納を困難とする金額を限度として、担保を提供し、その延納を申請することができる。

前項の場合において、延納の期間は、これを第四十条第一項各号に掲げる期限後又は第五十条に規定する納期限後一年以内とし、已むを得ないと認められる場合においては、二年以内とすることができる。

前項に定めるものを除く外、担保の種類その他延納に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(2) 「戦時補償特別措置法施行規則」抄

第四十条 法第二十三条第一項の規定により物納に充てることができる財産は、左に掲げるものとする。

- 一 国債(政府特殊借入金を含む。)及び地方債
- 二 社債及び特別の法令により設立された法人で会社でないもの(以下特殊法人といふ。)の発行する債券並びに全額払込済の株式及び特殊法人に対する出資。但し、換価が容易なものに限る。
- 三 不動産

第四十三条 税務署長は、納税義務者の物納に充てようとする財産が管理又は処分をなすに不相当と認めるときは、その交換を命じ又は物納を許可しないことができる。

第四十四条 納税義務者が前条の規定により物納に充てようとする財産の変換を命ぜられた場合において、他の財産を以て物納に充てようとするときは、その旨の通知を受けた後二十日以内に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

納税義務者が前項の期間内に同項の申請書を提出しなかったときは、物納の申請はその効力を失ふ。

第四十五条 物納の許可を受けた税額に相当する戦時補償特別税は、物納に充てようとする財産の引渡、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することのできる要件を充足した時において納付があったものとする。

(3) 「財産税法施行規則」抄

第六章 物納及び延納

第四十五条 旧勘定預金等は、金融機関経理応急措置法により金融機関の旧勘定に属することとなった左に掲げる預金、貯金その他の債権とする。

(以下略)
第四十六条 旧勘定財産は、納税義務者の調査時期における財産で、左に掲げるものとする。

(以下略) (中略)

第五十四条 法第五十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格算定の基礎となった財産で、左に掲げるものとする。

- 一、国債及び地方債
- 二、社債、全額払込済の株式その他の出資及び投資信託の受益証券
- 三、不動産
- 四、動産

前項第二号又は第三号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、同項第一号に掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものの価額の合計額の百分の八十以上を物納に充てる場合に限る。

第一項第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、同項第二号及び第三号に掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものの価額の合計額の百分の八十以上を物納に充てる場合に限る。但し、同項第二号及び第三号に掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものうち、適当な価額のものがないときは、この限りでない。

第五十八条 税務署長は、納税義務者の物納に充てようとする財産が管理又は処分をなすに不相当と認めるときは、その交換を命じ又は物納を許可しないことができる。

第五十九条 納税義務者は、前条の規定により物納に充てようとする財産の変換を命ぜられた場合において、他の財産を以て物納に充てようとするときは、その旨の通知を受けた後二十日以内に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

納税義務者が前項の期間内に同項の申請書を提出しなかったときは、物納の申請は、その効力を失ふ。

第六十条 第五十四条第一項に掲げる財産による物納の許可を受けた税額に相当する財産税は、物納に充てようとする財産の引渡、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することのできる要件を充足した時において納付があったものとする。

(4) 「財産税等収入金特別会計法」(昭和二十一年十一月、法律第五三号)抄

第一条 財産税法及び戦時補償特別措置法に基く収入金に関する会計は、これを特別とし、一般の歳入歳出と区分して経理する。

財産税法及び戦時補償特別措置法に基いて収納する国債(政府特殊借入金を含む。以下同じ。)以外の物納の財産(以下物納財産といふ)、財産税法に基いて譲り受ける財産(以下譲受財産といふ。)及び財産税法に基いて収納する金融機関経理応急措置法により金融機関の旧勘定の負債に属することとなった預金その他の債権(以下旧勘定預金等といふ。)は、これをこの会計の所屬とする。

第二条 この会計においては、財産税及び戦時補償特別税の収入金、物納財産及び譲受財産から生ずる収入金並びにこれら財産の処分による収入金、旧勘定預金等の払戻金、公債募集金、借入金並びに附属雑収入を以てその歳入とし、一般会計又は国債整理基金特別会計への繰入金、地方公共団体又は特定機関への交付金、公債及び借入金の償還金及び利子、財産税及び戦時補償特別税の還付金その他の諸費を以てその歳出とする。

財産税及び戦時補償特別税の国債による収納の額は、これをこの会計の歳入とみなし、第三条第一項の規定による国債の所屬換の額は、これをこの会計の歳出及び国債整理基金特別会計の歳入とみなし、又、同条第三項の規定による当該国債の償却の額は、これを国債整理基金特別会計の歳出とみなして、整理するものとする。

第四条 この会計に属する経費を支弁するため必要があるときは、政府は、この会計の負担において公債を発行し、又は借入金をなすことができる。但し、公債又は借入金の額は、この会計に属する資産(現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む。)の現在額に七割五分の割合を乗じて算出した額を超えてはならない。

譲受財産の対価として国債を交付するため必要があるときは、政府は、前項の規定による外、この会計の負担において公債を発行することができる。

物納財産の処分による収入金及び旧勘定預金等の払戻金は、先づ、当該収入の収納の時に存する第一項の公債又は借入金の償還に充て、譲受財産の処分による収入金は、これを先づ、前項の公債の償還に充てるものとする。

第七条 政府は、毎年この会計の歳入歳出予算を調製して、歳入歳出の総予算とともに、これを帝国議会に提出する。前項の歳入歳出予算には、当該年度及び前年度における財産税及び戦時補償特別税の徴収予定表並びに物納財産、譲受

財産及び旧勘定預金等の処分予定表を添附しなければならない。

付 則

国有財産法の一部を次のやうに改正する。

第二十八条ノ二 財産税法及戦時補償特別措置法ニ依り収納シタル財産ハ第五条又ハ第十六条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ譲与シ又ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ノ外之ヲ無償ニテ貸付スルコトヲ得ズ

(5) 「財産税法」抄

第十一章 補 則

第八十二条 皇室の財産に対する財産税に関し必要な事項は、この法律の定めるところに準じ、皇室令を以て、これを定める。

(6) 「財産税法及付属法令ヲ御料ニ関シ準用スル等ノ件」(昭和二二年二月、皇室令第一号)抄

第一条 財産税法及付属法令ハ御料(皇室財産令第二十一条ノ財産ヲ含ム)ニ関シ之ヲ準用ス但シ宮内省ノ所在地ヲ以テ納税地トス

第二条 財産税法及付属法令ハ皇族(皇室財産令第二十一条ニ掲グル皇族ヲ除ク)並王族及公族ニ之ヲ適用ス

(7) 「御資会計財本部ニ属スル現金、登録国債又ハ有価証券ヲ納税ノ用ニ充ツルコトヲ得ルノ件」(昭和二二年二月、皇室令第四号)

戦時補償特別措置法、財産税法及付属法令ヲ御料ニ関シ準用スルニ際シ必要アルトキハ勅裁ヲ經テ御資会計財本部ニ属スル現金、登録国債又ハ有価証券ヲ以テ直ニ納税ノ用ニ充ツルコトヲ得

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二節 物納財産の管理、処分

一 物納財産の管理

財産税の物納財産は、それを処分して現金化し、財産税等収入金特別会計の収入とし、他の収入とともに財産税賦課の目的に即して処理されることになるが、物納財産のうち国債については、同特別会計法の規定(第三条)によって国債整理基金特別会計に繰り入れられることになっていた。したがって、物納財産のうち国債を除く部分が国有財産として直接に管理される対象となった。これらの物納として認められた財産については、財産税法によってかなりきびしく限定され、財産であれば何でもよいというわけではなかった。

財産税法、戦時補償特別措置法で規定された物納財産の種類については、一、国債・地方債、二、社債・株式等、不動産、三、動産、の順でその許容の条件が定められたので、動産については書画骨董も認められたものの実際には書画骨董による物納は非常に少なく、主要なものは土地、建物であった。それは当然の結果であったが、資産評価の容易さと処分換金に適するものということで、物納財産の優先順位も定められたものではあったが、土地、建物といっても、全国各地に及ぶ多様なものであり、納税者にとって有利な条件のものが納付されたわけではなく、換金処分にいたるまでの間の管理であるにしても、その管理は容易ではなかった。⁽¹⁾

この管理の困難さは単に対象の複雑さによるものばかりでなく、管理機構自体のなかにもあった。財産税納付の事務は税務署によって実施されるが、物納財産については多くの場合、税務署の建物のなかに設置された財務局の出張所で、国有財産の担当官に引き継がれた。財産税の物納財産収納があると、税務署で収納明細書が作られ、それが出張所に送付されるが、出張所は税務署から分離したものが多く、分離したスタッフは弱体であるにもかかわらず、税務署から送付される書類の件数は膨大で、物件確認の立会いなしの送付でもあり、この書類整理の当面の事務に追われるというのが実情であった。ことにこれら物納財産については、物件に伴う社会的諸関係の処理が必要であって、そのためにも出張所の窓口事務は煩雑となった²⁾。財産税については申告納税制度を適用したこともあって、物納財産管理に結びつけるまでの事務は受身の処理という性格の強いものであった。出張所の人員配置の弱体はしばらく続き、スタッフ充実までには四、五年も待たなければならなかった。

続いて収納した物納財産の管理については、土地、家屋に関する使用料等の基準は指示されたものの、具体的な問題になると一般的な基準だけでは処理しきれないものが続出して、これらの問題解決のために、本省、財務局、出張所の間で再々の事務連絡、協議がすすめられた。この使用料についての国の意志表示が遅れたこともあり、その決定までは、物納時点の、もとの所有者の際の使用料を据え置くという方法もとられた。これらの使用料徴収事務も決して無視できるような量のものではなく、ことに零細な額のもの³⁾の処理についての煩雑さが管理事務の効率を落とした³⁾。

二 物納財産の処分

物納財産は雑種財産（のちに普通財産）として扱われるので、その管理は近い将来の処分を前提とするものであり、その処分を意識した管理方法も配慮されたが、前述のように、それら財産の条件の複雑さと、管理に当たる事務体制の弱さもあって、書類送付から管理条件の整備、続いて処分、という事務の流れは容易に動かなかった。二一年度の物納財産処分による財産税等収入金特別会計の財産収入は皆無であり、二二年度の同収入も僅少額にとどまった。

このような状況下にあつて、物納財産処分については、政府自身が仕事をするよりも、不動産売買を業務とするものに処分を委託することの適否が検討され、処分促進という強い要請のもとに、二二年度に物納財産の委託売却制度⁴⁾が取り入れられた。すなわち、同年一〇月に「物納不動産委託売却要領⁴⁾」を省議決定し、その具体的方法を国有財産局長から各財務局長にあてて指示した⁵⁾。その要点は信託会社等の不動産売買業者のうち信用力のある確実なものを選定して物納不動産の売却を委託し、財務局長等の名において売却契約を行ない、この委託売却に一定の手数を支払うことにした。手数料は売却価格の一〇〇分の五で、売却に要する一切の費用を含めることにした。各財務局長宛の国有財産局長の指示は、この委託売却による物納不動産処分の促進がいかに重視されていたかを示している。そのために処分委託者に対する統制は必要最小限度にとどめることを指示したが、一方ではこの委託売却制度は不動産を信託して処分させるのではなく、受託者を官庁の手足として活動させるものであるから、指令や諸法令に準拠した処理

表 4-6 財産税等収入金特別会計歳入決算推移

(単位：千円)

	昭和 21年度	昭和 22年度	昭和 23年度	昭和 24年度	昭和 25年度	昭和 26年度
総 額	30,615,224	18,783,354	13,218,163	5,271,952	3,830,139	3,484,213
内)租 税	18,115,224	18,287,046	7,814,754	2,469,544	871,665	1,173,695
財 産 税	15,518,826	8,996,883	3,620,624	705,313	377,351	223,544
現 金	15,447,006	8,199,450	3,458,834	699,131	377,083	223,371
国 債	71,820	797,433	161,790	6,182	268	173
戦時補償特別税	2,596,398	9,290,163	4,194,130	1,764,231	494,313	950,151
現 金	706,521	965,322	2,792,626	1,381,653	494,313	950,151
国 債	45,659	622,482	911,619	382,575	—	—
政 府 特 殊 金	1,844,217	7,702,359	489,885	3	—	—
内)財 産 収 入	—	57,557	2,509,438	2,086,426	1,705,771	1,808,497
物納及譲与財産 収 入	—	51,724	1,406,800	1,789,922	1,650,903	1,782,117
管 理 収 入	—	7,322	64,791	342,799	74,889	74,293
処 分 収 入	—	44,402	1,342,010	1,447,123	1,576,014	1,707,824
旧 勘 定 預 金 等 金	—	5,833	1,102,638	296,504	54,868	26,379
内)借 入 金	12,500,000	—	—	—	—	—

出所：各年度特別会計決算。

をすることの指導を求めている。行政
能率の促進と行政規律の確立との両面
の課題に対する配慮がこの措置にもう
かがえる。

この新しい方式の採用によって、二
一、二二年度にはほとんど実績をあげ
えなかった物納不動産の処分がようや
く軌道にのり、二三年度以降は特別会
計の財産収入にも相当の処分収入とし
ての金額が計上されることになった。
現金、国債、政府特殊借入金の収入は
前節に表示した収納済額に一致する
が、物納財産と旧勘定預金については
その処分額が収入として計上され、表
4-5の物納済額の現在高とはまった
く性格を異にした額となって示され、
物納及譲与財産収入は、二二年度では

処分収入がわずか四四四〇万円であったのが、二三年度以降一三億円をこえる額を示し、二六年度までの累計で六一億一七三三万円に達した。旧勘定預金等の払戻しは二三年度にその収入が集中して一一億円をこえたが、二六年度までの累計でも一四億八六二二万円にとどまった。

財産税等収入金特別会計は二六年度かぎりで廃止されたが、物納財産の処分現金化はこの時期までに終了したのではなく、なお多くの物納財産が残った。また財産税として納付した際の財産額が、その後の物価の急騰に影響されて、委託売却による手数料を差し引いた処分収入であったにもかかわらず、処分収入額はかなり水増ししたものとなった。管財当局の報告によれば、二五年度末までに売却処分済のものは台帳価格で一一億二七六五万円であるが、売却価格では五五億六七七二万円であり、約五倍となっている。

これまで物納財産の売却処分について記したが、物納財産は換金して財産税等収入金特別会計の収入財源とするこ
とを建前としながら、国債の物納分についてはそのまま国債償却の手段をとるなどの他の方法も加えられており、他
の物納財産の処分についても換金以外の方法によることがすすめられ、それが特別会計の収入を相対的に減ずること
にもなった。それは所管換えによる方法であり、物納の土地、立木の大部分はこれによった。

既述のように物納財産の取得額中土地、立木の比率は高く、三〇年度末現在の調査による取得額七八億余円のうち
土地は約二六・五億円、立木は一六・四億円でその合計比率は約五五％にも達したが、土地四六億三四一八万坪中四
四億三〇七七万坪、立木六億二四五九万石中六億一九二九万石が所管換えとして処分された。この所管換えは農林省
を中心としたもので、皇室財産についての財産税物納分を国有林野に所属を換える措置が中心となり、その他につい
ても同様に国有林野とする措置がとられた。皇室財産についての取得額は低かったので、土地面積は非常に大きい

表 4-7 財産税物納財産処分調 (昭和30年度末現在) (単位：百万円)

		合 計	内) 土地	立 木 竹	建 物	
取 得 額	数 量		百万坪 4,634	百万石 625	延千坪 1,347	
	価 額	7,806	2,647	1,640	994	
処 分 額	売 払	数 量	97	4	731	
		価 額	2,766	742	7	488
	所管換	数 量		4,431	619	101
		価 額	3,397	1,493	1,630	85
	その他	数 量		78	0	222
計	価 額	837	186	0	149	
差 引 残	数 量		4,605	624	1,055	
	価 額	6,999	2,421	1,637	723	
同 上 改 定 価 格	数 量		29	1	292	
	価 額	807	226	3	272	
		9,670	7,580	240	1,543	

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第71号 (国有財産特集)。

表 4-8 租税物納財産売払調

		昭23年度	昭24年度	昭25年度	昭26年度	昭27年度
件 数	土 地	20,347	27,348	17,309	17,901	18,119
	建 物	10,743	11,561	6,595	4,755	4,165
	計	31,090	38,909	23,904	22,656	22,284
数 量 (千坪)	土 地	968	1,231	902	894	901
	建 物	151	142	92	83	52
価 格 (千円)	土 地	306,987	623,086	435,385	727,382	668,363
	建 物	189,713	220,588	128,547	149,429	133,211
	計	496,701	843,675	563,932	876,811	801,574
委託手数料(千円)		14,546	76,912	44,867	55,588	49,710

出所：表4-7に同じ。

金額としてはきわめて少ない額で示されている。

なお、財産税以外の相続税の物納財産をも含めて委託売払で処分した国有財産の年度別の経過を表示すれば、表4-8のようになる。

(1) 物納財産の管理が容易でなかったことについては、次のような説明がある。

「物納については大体当初辺鄙なところにある建物とか、古いものとか、有利でないものを物納したというような関係で、この処分には大分手こずったものです。特に長屋みたいなものを家主が物納して来たのがあるのです。土地は放っておいてもいいでしょうが、建物は放っておけない。大蔵省の貸家になっておる。……家主として家賃をとれば直してくれとか何とか持込まれまして、建物の処分関係には困った。」(今泉兼寛述「国有財産処分の裏面その(二)」、「戦後財政史口述資料」第七分冊・管財)

(2) 新崎康昌の口述(大蔵省資料Z一〇六一四九)。

(3) 同前。

(4) 物納不動産委託売払要領(昭和二二・一〇・二八省議決定)

一、財産税及び戦時補償特別税によって物納された土地及び建物の内財務局長、財務局地方部長又は財務局出張所長(以下単に財務局長等といふ)に於て委託して売払するのを適当と認めるものについては、財務局長等は信託会社、信託兼営銀行其他不動産売買業者等の内確定にして適当な者にその売払を委託する事が出来るものとする。

二、財務局長等は大蔵省国有財産局長の選定したものの外資力信用充分な業者を選定し大蔵省国有財産局長の承認を得てこれを売払委託の相手方(以下単に受託者といふ)とすることが出来るものとする。

三、財務局長等が一によって売払の委託をしようとする場合はその財産の資料を受託者に示して具体的に売払を委託する財産の種類及数量を両者協議の上決定するものとする。

前項によって売払を委託した財産の種類及び数量について必要あるときは両者協議の上これを変更する事が出来るものとする。

委託契約の基準は別紙の通りである。
四、財務局長等は三によって売払を委託した財産について自ら直接売払をしようとするときは予め受託者と協議の上これを行ふものとする。

五、売払の委託は同一財産について二によって決定した受託者に対し併行的にこれを行ふことが出来る。

既に売払の委託をなした財産について更に新受託者に売払の委託をしようとする場合は財務局長等はこれを従前の受託者へ通知するものとする。

六、受託者がなす売払契約は財務局長等の名に於いてこれを行ふものとする。

七、受託者が売払を委託された財産の売払をなす場合は売払に関する関係法令等及び連合国最高司令部の指令等によってこれをなす行はなければならない。

前項の手續については財務局長等の指示に従ふものとする。

八、財産の売払手数料は売払価格の百分の五とし本手数料中には売払に要する一切の費用を包含するものとする。

前項の手数料は売払代金納付の日の属する月の翌々月末迄に当該納付金額について之を支払ふものとする。

(5) 蔵国第一七二〇号 昭和二十二年十一月十二日 大蔵省国有財産局長発各財務局長宛

物納不動産委託売払について

財産税法及び戦時補償特別措置法によって物納された国有財産中不動産に関し今回別紙要領によって民間業者に売払の委託をなすことを認めることに決定されたから左記諸点に留意の上適当な業者等の利用に努め極力之が売払の促進に努められたい。

記

一、物納不動産委託売払を認めた趣旨は物納不動産の処分を急速に行うため民間不動産売買の機構及経験を充分活用し以てその処分機能を強化し物納不動産資金化の迅速を図るためであって、今回物納不動産の処分を信託会社等に委託することになったのである。これは信託会社等を処分官庁の手足として活動させるもので不動産を信託して処分させるものではない。

二、本要領による処分促進方策の成否は財務局、財務局地方部及財務局出張所に於ける業者の指導、助成及監督の如何に懸

つてゐるから此の際売払の画期的促進を計るため積極的に業者の不動産処理能力を活用されたい。

之がため受託者に対する統制は必要最少限度に止めると共に受託者の売払方法を適正ならしめるため適當なる指導監督をなすを要する。

三、本件の運用にあたっては独占禁止の趣旨に反せざる様不動産を二以上の業者に重複して売払事務を委託し相互に競争せしめることを原則とするものである。

四、国有財産局長に於て現在迄に選定した受託者は別紙の通りであつて之等の業者とは国有財産局長の承認を俟たず直に契約することが出来る。別紙の業者にあつては業者間及び各個業者の内部連絡は済んでゐるから財務局等はこれと地方的に密接な連絡をとられたい。

別紙会社名からは三井、三菱、住友、安田の財閥信託の各社は除かれてゐるが之等の処分能力は相当大きいから当該会社の第二会社設立後(大体今年中)は之等信託会社の本支店は業務に参加せしめる予定である。

財務局長等が受託者を選定して国有財産局長の承認を得ようとするときはその受託者の能力、資力及び信用を証するに足る資料を添附するを要する。

五、処分委託の目的物は土地建物とあるがこれがこれに準ずるもの工作物も委託して差支へない。
皇室財産で物納されたものも処分委託を適當とするものがあれば委託して差支へない。

六、受託者に於て業者等に委託する財産は委託者が処分の権限を有してゐるものでなければならぬから財務局長は地方部長及財務局出張所長に対する処分権限の委譲範囲によって受託者を明定しなければならぬ。

七、受託者は官の手足となり処分をなすものであるから当然国有財産に関する進駐軍の指令、国有財産関係諸法令たとへば国有財産売払に関する連合軍の覚書、会計法、予算決算及会計令、同臨時特例、国有財産法、同施行令、同施行規則、物納財産の管理処分に関する訓令及び管理処分要領、物納された皇室財産の管理処分についての通牒等に準拠しなければならぬから準拠すべき法令類は充分受託者に徹底知悉の手段を講じなければならぬ。(たとへば国有財産売払に関する連合軍の売払に関する覚書によれば価格「台帳価格」二十万円以上の売払は連合軍の許可を受けねばならぬがこれは一般競争の場合も勿論適用があるので一般競争により一応競争者が決定しても改めて連合軍の許可を要するわけであるからこの場合競争も連合軍の許可を条件として効力が発するわけである。)

- 八、受託者に対しては売払の手続について官の実施している売払決議書類案作成方法、評価の要領、代金徴収方式等処理手続について充分知悉せしめ置くを要する。使用する文書の様式等についても亦同様である。
 - 九、受託者が処分をする場合は官から処分手続を委託されたもので処分の代理権は与へられてゐないからすべて財務局長等の名に於てなすものである。(たとへば委託物件売却の代金を徴収する場合も歳入徴収官吏の発する納入告知書によらなければならぬ。)
 - 一〇、受託者に対する報酬は売却代金の五パーセントとし、本報酬中には処分に関するあらゆる経費を含ませてゐるので受託者が処分容易なもの又は経費の僅少なるものを優先選択する弊害を避ける措置を講じなければならぬ。
- 受託者の活動を阻害させぬため官は受託者に対する報酬の支払は極力迅速に取計ふ様留意するを要する。
- 一一、受託者の要員は要すれば官の囑託(無給)となすことができる。
 - 一二、本委託売払に要する経費は財務局の処分委託計画の策立を待つて別途配賦の予定である。
 - 一三、財務局長は物納不動産委託及び処分の毎月の実績を別紙様式により翌月二十日迄に国有財産局長に提出しなければならない。

第五章 日本国憲法施行と国有財産行政

六〇年近い歴史をもつ大日本帝国憲法のもとで運営されてきた政治行政の体制が二二年五月施行の日本国憲法による体制に切り替えられたことは、大蔵省の行政についても大きな転換が求められた大問題である。しかしながら、この大問題は国民の眼には直接には大問題として映ってはいなかった。大日本帝国憲法にもとづく政治行政の体制は、終戦後の占領行政で事実上は停止・変形されており、日本国憲法が施行されてもその実態は占領行政で制約されることを生活の実感として理解していたからである。そしてさらに、その日本国憲法の制定自体が、形式的にも国民の総意によったというものではなく、政府と帝国議会の範囲で、強い占領軍の指導のもとに作成されたものであったから、大部分の国民はこの日本国憲法の制定にはなじみがなかったといえよう。政府の内部でも、原案が確定するまでは、それぞれの部局の行政とどう関連するかを十分理解しえなかったものといえる。日本国憲法の原案が帝国議会に提出されてから、そして二二年一月三日に日本国憲法が公布されてから、その施行を前にしてどのように対処すべきか、関係法律の制定、改廃をどうすべきかに追いまわされたのが、政府内部の各部局の対応の実態であったといえよう。国有財産行政についての蔵省の対応はまさにその典型であった。

日本国憲法で国有財産行政に関連する条項は「第七章 財政」にある。第八八条では皇室財産の国への帰属が規定

され、第八九条では公の財産の利用についての制約が規定された。また第九一条の財政状況の報告も関係する。大日本帝国憲法(以下「旧憲法」と記す)においては皇室財産について明文がなく、皇室経費についてその第六六条に規定があった。また公の財産についての規定もなかった。

したがって、日本国憲法(以下「新憲法」と記す)で新たに皇室財産、公の財産、財政状況報告についての事項が提示されれば、その事項に対処する法体制を整えなければならず、また旧体制から新体制への切換えについての問題処理に当たらなければならなかった。新しい法体制の問題は国有財産法の改正であり、体制転換の問題は、皇室財産の国有財産への切替えに伴う諸措置と、社寺境内地の国有財産の帰属についての処分であった。

新憲法に關係して新たに財政法が制定され、二二年三月に公布された。財政法は財政運営についての基本法であり、新憲法第八三条の包括的な財政処理規定を具体的に示したものであったが、この財政処理の概念のなかに、従来比較的軽視されていた国の債権、国の財産が明確に加えられ、その第九条に財産の管理処分の条項が設けられたので、国有財産についての管理体制の整備は緊急の課題であった。その中心が国有財産法の改正であった。

第一節 国有財産法の改正

一 昭和二二年の暫定改正

国有財産法の改正は二二年、二三年と続けて行なわれた。二二年の改正は新憲法施行に伴う最小限度の必要にとどめられ、旧国有財産法の一部改正であったが、二三年の改正は国有財産法制調査会の調査に基づく根本的改正で、旧法を廃止し、新たに同名の法律を制定するものであった。

二二年の改正が暫定的なものとなったことには、それなりの事情があった。まず国有財産法を最小限度であっても改正しようとしたのは、新憲法の第九八条で「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあって、国有財産法を旧来のままにしておいたのでは、行政上支障が大きくなるおそれがあった。近い将来に十分検討して合理的な新法を作るにしても、新憲法の規定に反しない最小限の法改正をする必要があった。

また法改正を最小限のものにしようとしたについては、皇室財産の問題と社寺境内地の問題という新憲法施行による緊急の課題の処理があり、それをまず済まさなければならなかったことが第一、そして、二二年の後半に急に大問題となった賠償施設の保守管理に国有財産部が振りまわされ、国有財産法の検討に十分神経が及ばなかったことが加

わる。

二二年の改正は当局が当初考えていたよりも広い範囲の改正となり、司令部の担当官の示唆によって将来の根本的改正を約束する付則を加えることになった。⁽¹⁾ 国有財産法制調査会の設置である。国有財産法中改正の法律は二二年四月、法律第八六号として公布され、新憲法施行の日に施行された。これにもとづいて五月に政令第四五号として国有財産法施行令中改正の件が公布施行された。

国有財産法の一部改正の要点は、国有財産の直接管理をそれぞれ所管の省庁の長の職務として明記したこと、帝室用についての規定を削除したこと、国有財産の無償貸付の規定をきびしくしたこと、国有財産に関する報告規定をきびしくしたこと、不用の条項を削除したこと等であった。これらの改正が皇室財産、社寺境内地を除いて国有財産管理に影響することはほとんどなく、規定の厳格化もすでに戦後に実行してきたことの明文化であった。この改正法の付則に記された事項がむしろ重要であった。すなわち

国有財産に関する法制を整備するため、内閣に、国有財産法制調査会を設置する。調査会は、会長一人委員六人以内で、これを組織する。

会長は、大蔵大臣を以て、これに充て、委員は、会計検査院その他関係各庁の一級の官吏及び学識経験のある者の中から、内閣でこれを命ずる。

調査会は、国有財産に関する法律案を作成し、内閣は、これを次の国会の常会に提出するものとする。

前三項に定めるものの外、調査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

であつて、政府は一年内に国有財産法の根本的改正案を作成することを、この法律で約束させられたのであつた。

二 昭和二三年の全般的改正

国有財産法制調査会の委員六人は、会計検査院その他関係各庁の一級の官吏および学識経験のある者のうちから内閣が命ずることが定められており、会計検査院、建設院、大蔵省、林野局、法務庁の五省庁と学識経験者とから委員が命じられた。それぞれ会計検査院第一局長、建設院総務局長、大蔵省国有財産局長、林野局長官、法務庁第一局長が関係各庁の委員として任命され、学識経験者委員は東京大学教授田中二郎であつた。なお調査会の幹事に各委員の關係課長が任命された。委員構成は關係官庁が主であり、学識経験者は一名のみで、關係官庁の意見調整に主眼が置かれ、新しい知識の導入で国有財産管理についての問題を検討する意向が強く示されたものとはなっていなかった。

調査会の問題検討は、占領期間の諸調査会の多くがそうであつたように、司令部側の提示するいわゆる理想案と諸官庁側の現実案と学識経験者の純理案との調整が課題となつたが、そのなかでもとくに司令部の意見をどのようにに吸収するかが、主要な問題であつた。司令部側の意向の基本は国有財産の管理を厳格にせよという点にあり、国有財産を規律する法律は金銭を規律する会計法規と同様に厳格、公平でなければならないとした。従来⁽²⁾の体制は金銭については非常にやかましく、取扱いも慎重であるが、金銭が物になり国有財産になると扱いが粗雑となり、その管理の責任感も稀薄となるという点に対する反省を求めたものであつた。また具体的な内容については、全官庁にまたがる国有財産に対する大蔵大臣の総括権限を強化すべきであるとし、雑種財産の管理処分を大蔵大臣の専管にすべきであるとした。さらに国有財産の譲与、交換、無償貸付等は厳格に扱わなければならないとの意向であつた。

その司令部の意向も内部では必ずしも一致せず、日本政府と経済科学局財政課との調整がほほできたのちに民政局側から意見が出て、再度の調整が必要となった。公用財産の一部に扱うことにしていた皇室用財産を別個の分類として、その数量を最小限とし、その取得については国会の議決を要することに改めること、また皇室用財産と並べて公用福祉財産を設け、公園、広場、記念物、国宝等をこれに入れて、国民一般に公開するとともに、その処分についても国会の議決を要することに改め、さらに従来国が所有し公用財産として処理してきた河川、道路等を、所有権を放棄して、何者にも属さない公共物とするようにとの強い意向が示された。⁽³⁾

前二者については協議の余地があったが、河川、道路等を所有権のない公共物とすることは、日本の法制上受け入れがたい内容であった。この点は所有権について触れないことで妥協が図られた。

国有財産法制調査会の答申にもとづく国有財産法案は第二国会に提出され、両院の協賛を得て二三年六月三〇日、法律第七三号として公布され、七月一日から施行された。新国有財産法の要点を摘記すれば、次のとおりである。

「第一章 総則」では法律の趣旨、国有財産の範囲、国有財産の分類及び種類等国有財産に関する総則的規定を定め、道路法、河川法等その他特別法で規定されるものを除いて、国有財産の管理、処分についての根本法規を定めた。国有財産の範囲は旧法より拡張して、新しく無体財産権、社債、地方債、投資信託の受益証券を加え、国有財産の分類は財産の性格から、まず行政財産と普通財産に大別し、行政財産をさらにその用途、目的に即して公用財産、公共福祉用財産、皇室用財産、企業用財産に四分して法制的に体系整備を図った。

「第二章 管理及び処分の機関」では、機関とその責任を明確にして、大蔵大臣が国有財産事務全般にわたる総括をすることにし、新たに地方公共団体等に対する国有財産事務の委任規定を定めた。

「第三章 管理及び処分」では大蔵大臣の総括権、国有財産調整審議会に関することと、国有財産の管理、処分に関する詳細な規定を定めた。大蔵大臣の総括権については、国有財産の運用を効率的にするとともに、適正を図るために各省庁の国有財産使用等について必要な調整を図ることができるようにし、総括大臣としての大蔵大臣に対する各省庁の長からの協議事項を整備して、国有財産管理の万全を期し、さらに国有財産調整審議会を置いて、この調整措置についての諮問機関とした。また国有財産の管理、処分について無償貸付、譲与の範囲を具体的に規定してその適正を期し、異なった会計間の所管換え等を有償にして、会計間の整理を明確にすることにした。

「第四章 台帳、報告書及び計算書」では国有財産の台帳に関する事項を規定し、国有財産の増減額、現在額、見込現在額、無償貸付に関する国会報告事項を規定して、国有財産の変動と現状とを常に明確にし、国有財産の管理処分にについての政府の責任を明確にした。

なお旧法で規定されていた境界査定の規定は、国が私人に対して相当強権的な権限を有することになるので、新法からはこれを除いて通常の民法上の取扱いに委ねた。また公共物の取扱いは第四章の最後で「本章の規定は、公共物については、これを適用しない」(第三八条)と表現して、国有財産の行政財産、普通財産のほか旧法で公共用財産として扱っていた公共物のあることを示した。

三 国有財産管理法規の新旧

国有財産法は大正一〇年に制定されてからごく一部の改正があっただけで、基本法としての不動の地位を示してい

たが、昭和二二年の一部改正で多くの削除条項が出て、すでに旧法としての性格を大きく変え、さらに二三年の全部改正で二二年改正の姿勢を整備したので、ここではこの二度の改正を一括して、旧憲法下の国有財産法と新憲法下の国有財産法との差異を示し、あわせて国有財産法施行令についての差異にもふれて、全体としての性格変化を記すことにしたい。そして次節以下の皇室財産、社寺境内地の問題とのつながりを示しておきたい。

法令の型としては、旧法は「章」を設けていなかったが、新法では第一章から第四章まで、(1)総則、(2)管理及び処分、(3)管理及び処分、(4)台帳、報告書及び計算書、に四分し、これに付則をつけた。また第三章の管理及び処分は、通則、行政財産、普通財産の三節に分けた。章節の設定は施行令において旧法の場合にも行なわれていたが、新旧の施行令ではその構成も多少変わって、旧施行令では(1)総則、(2)売却、譲与及交換、(3)境界査定、(4)貸付及準貸付、(5)台帳、(6)計算書及報告書、(7)雑則、の七章と付則とであったのに対し、新施行令ではこれらを整理統合して、(1)総則、(2)管理及び処分、(3)台帳、報告書及び計算書、の三章と付則とした。この新施行令の構成は新法の構成に合わせ、そこから機関の章を省いたものである。旧施行令にあった境界査定等の章が省かれたのは、既述のように、この問題を民法上の処理にゆだね、強権的な権限を国がもつことを避けたことによるもので、当然新法でも旧法にあった関係条項(第一三条)は省かれている。

旧法では国有財産を四種とし、公共用財産を除く公用財産、営林財産、雑種財産を国有財産の増減計算の対象とする方法をとったが、新法では公共用財産に当たるものを公共物として別に扱い、国有財産としての管理対象からはずした。新法の第三条で国有財産を行政財産と普通財産とし、行政財産をさらに公用、公共福祉用、皇室用、企業用に四分してそれぞれの財産の内容を示したが、公用財産は「国においての国の事務、事業又はその職員の住居の用に供

し、又は供するものと決定したものである。道路、河川等は省かれたわけである。また行政財産として皇室用財産を置いたことで、国有財産の外に皇室財産という公的な財産がなくなったことが示された。

新憲法下では従来勅令によって規定していたことが法律事項に移されていることが多くなっているが、国有財産についてもそれは同様であって、管理規律の明確化の意図もあって、旧施行令で扱った事項が新法での規程に移ったものがある。旧施行令第一条に記された国有財産の内容規定は新法の第二条でとりあげられた。そして規定を明細にし、さらにいくつかの物件が加えられた。第六号に「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利」と記したのは追加の物件である。次に、旧法では第三条で国有財産管理について総括的に記し、その具体的方法は旧施行令で第二条から第七条までに規定したが、新法では「第三章 管理及び処分」の「第一節 通則」で第一〇条から第一六条までにまとめ、さらに二二年の旧施行令改正に際して設置した国有財産調整委員会を国有財産調整審議会と改めて第一七条に据えた。さらに国有財産の増減計算報告書等の調製について、旧法では政府の調製と会計検査院の検査、帝国議会への報告と添付書類について記し(第二六条)、行政内部の報告書の扱いについては旧施行令の「第六章 計算書及報告書」で指示しているが、新法ではこれらを「第四章 台帳、報告書及び計算書」で第三二条から第三八条にわたってとりあげ、第三八条ではとくに「本章の規定は、公共物については、これを適用しない」として、国有財産の規定について説明をしなかった従来の公共用財産の問題を間接的に提示した。

以上のように旧施行令で扱っていた事項が新法で規定されたのとその他の事由で、付則を除く新法の条項は三八と多くなった。旧法の条項は付則を除いて二六もあったが、旧法で規定されていたものが新法で削除されたものがあり、既述の問題以外に新法で新たにとりあげられたものもある。すでに二二年の旧法の改正で第一三条、第二二ない

し二四条が削除された。第二四条は寺院等に対する無償貸付国有財産の処分の法律の改正に際して削除されたものであり、第一三条を除く各条の削除は雑種財産の活用条項であった。これに対して新法では普通財産（旧法の雑種財産に相当）の活用条項を幅広く規定した。旧法は国有財産の処分には消極的な姿勢であったが、新法では第三章第三節の普通財産で、従来の貸付規定のほかに、無償貸付（第二二条）、交換（第二七条）、譲与（第二八条）、用途指定の売却（第二九条）、売払代金等の納付（第三一条）を置いて普通財産の活用条件を広げた。

以上のような条件設定のもとで、新法では国有財産の管理はまず各省庁の職務であることを示し、それを総括し、普通財産を管理、処分する機関を大蔵大臣と規定した（「第二章 管理及び処分の機関」）。また、国有財産増減計算については、旧法では年々の増減計算報告のほかに五年ごとの国有財産現在額の報告が求められていたのに対して、新法では毎会計年度間の増減とともに、毎会計年度末現在の国有財産報告書の調製を求めた（第三三条）。しかしながら、旧施行令では五年ごとの現在額総計算書の調製に際して土地と立木竹については価格改定をすることを規定したのに対し（第三三条）、新施行令では毎年度末の現在額の報告のほかに、五年ごとに国有財産の総合評価を求めた（第二三条）、旧施行令の価格改定は台帳価格の改定であったのに対し、新施行令の総合評価は、その結果を国有財産現在額計算書に添付することを定めながら（第二四条第三項）、台帳価格として扱うことのないものとして（第二五条事実上は参考資料として扱うことにとどめた。なおこの総合評価は二七年三月三十一日に実施することを定めた（付則第二八条）。

旧施行令では国有財産管理の基本的な規定が多くみられ、それらが新法に移されたので、新施行令は旧施行令とはかなり趣の異なったものとなり、管理上の手続規定の性格が強くなった。二二年の旧施行令改正に際して、第

八、九、一〇、二〇、二三ないし二九、三六、三七、四一条と一四の条項を削除したので、三カ条の追加はあったが、すでに施行令はかなり簡略なものとなっていた。四一条項の施行令からこの削除をして、さらに前述のように多くの規定を新法に回したので、新施行令は旧施行令の規定のごく一部を引き継ぐことになり、それに手続規定を加えて本則二五条、付則四条の政令となった。新法は増大し、新施行令は縮小したわけである。

(1) 舟山正吉述「戦後に於ける国有財産の推移について」〔戦後財政史口述資料〕第七分冊・管財。

(2) 前掲資料、一二ページ以下。

(3) 前掲資料、一三ページ以下。

第二節 皇室財産の国有財産移管

新憲法の施行によって皇室財産は国有財産に移管された。この移管にいたるまでについては、政府の管理外にありまわった手がつけられなかったのではないか、という点では、皇室財産についても他の諸財政問題と同様に、旧憲法の条項と矛盾することがあっても、占領政策による諸指令で新憲法につながる諸種の施策が講じられたといえる。

皇室制度については、他の諸制度と異なっており、終戦までは国民一般とは無縁であったといってもよいものであったから、皇室財産の移管も、その移管までの戦後の諸対策も、他の財政問題とは異なった性格の問題処理があった。たとえば、終戦までは皇室財産全体としての評価はなく、国有財産が国有財産法によって毎年度その増減を議院に報告して、その総額を明らかにしていたのとは対照的であった。

一 皇室財産に対する連合軍の諸指令

連合軍の皇室財産に対する指示は、占領後かなり早い時期に始まった。その第一は皇室財産総額の報告で、二〇年一〇月二二日の皇室の組織及び財政に関する報告の要求、という形の覚書であった。これより先に、宮内省の担当官は、皇室に関して組織、制度、財政等について司令部に口頭説明はしていたが、明確な文書提出の指示はこの覚書が

最初であった。

この覚書について、それまで皇室財産全体の財産目録的なものがなく、適確な報告書を提示することが困難であったが、不適確であっても総額の算定が求められたので、部分的な財産評価から推計して、この指令に対処した。これが皇室の財産全部についての初めての目録であった。この報告数字は非公式な皇室財産額としながら、連合軍の対日本管理の計画に使われるとの意向が示された。その総額は約一六億円であった。

この皇室財産総額については、後述の皇室財産凍結指令に関連して、皇室財産目録の再検討が求められたことにより、大蔵省に皇室財産調査委員会が置かれ、大蔵次官を会長とし、大蔵省、農林省等の局長を委員とするこの委員会の再検討で、二〇年九月一日現在の皇室財産が評定された。その総額は一六億八一〇〇万円で、その内訳は、現金、有価証券三億四四〇〇万円、土地三億六一〇〇万円、立木五億九二〇〇万円、建物三億〇一〇〇万円、各種動産類八〇〇〇万円であった。¹⁾ なお、この総額については、のちに二二年五月一日現在の目録提出が求められ、二〇年九月以降の変動を加味した報告書が作られた。

皇室財産に対する司令部の積極的指示は、一月一八日と二四日に続いて提示された。一八日にはいわゆる皇室財産凍結の覚書が、²⁾ 二四日には「戦時利得の排除及び国家財政の再編成に関する覚書」の一環として、財産税賦課については皇室財産もこの計画から除外されないことが示された。

皇室財産の凍結指令の要旨は、皇室財産について正常の取引以外は司令部の承認を得なければならぬ、というものであって、その承認を要する事項は、

- 一、土地、動産、有価証券、建物、美術品を含む一切の資産を処分または取得すること。

- 二、皇室所有の証券について投票すること。すなわち議決権を行使すること。
 - 三、皇室がその全部または一部を所有または支配する企業について支配権を行使すること。
 - 四、金品を下賜すること。
 - 五、何らかの費目について予備費から追加を受けること。
 - 六、各種会計間の貸借をすること。
 - 七、予算の割当額を超過する支出、予算上割当のない支出、あるいは予備費からの支出をすること。
- 以上各項については、各部署の正常な任務の遂行と、これに付随する正常な支払い支出をすること以外は、すべて総司令部の事前の承認を得なければならない。なお

八、予算はすべて総司令部の承認を得なければならない。

というものであった。とくにこの指令は終戦の八月一五日にさかのぼって、それ以後に行なわれた皇室財産の移転についても適用され、それらの移転は一応取り消されて、司令部の承認を受けることになった。

この二つの指令に示された司令部の皇室または皇室財産についての見解と、政府のその理解との間には、かなり大きなへだたりがあった。皇室財産凍結の覚書発表に際しての司令部の説明では、金融、経済の分野において、民間の企業連合と皇室との間に何らの区別を置かないという事実を強調し、皇室は財閥、特殊会社の特徴を多分にもっている、としていた。したがって、皇室財産は純粋に私的な所有とはみなされず、準公的性格をもつものとして取り扱われることになったのであった。

この指令に示された司令部の考え方に対しては、宮内省等から日本政府の見解が説明されて、指令にもとづく諸措置についての対応策がとられたが、この指令以後、宮内省関係者と司令部との交渉は頻繁となった。

二 皇室財産の下付と皇室財産に対する財産税の賦課

司令部の皇室財産凍結の指令という占領政策の動きとは別に、皇室財産は皇室の側から積極的にその下付が促進された。終戦直後八月二八日に政府は閣議決定で、戦後の食糧増産、民生安定のために陸海軍所属の国有財産の積極的活用の方針を定めたが、この政府の方針に合わせて、民生の安定、産業の復興のために皇室財産を下賜したい旨の天皇の強い希望が示されて、以後、箱根の離宮、東京の浜離宮、神戸の武庫離宮等がそれぞれの県、市に、那須の金丸ヶ原、富士山麓、愛知の高師ヶ原等が開墾のために農林省に下付された。

これらの下付については、既述の司令部の皇室財産凍結指令にもとづいて、下付自体は取り消されることになったが、あらためてその下付承認を求め、二一年一月一八日にそれが承認された。

次いで皇室財産に対する財産税の問題に移ろう。既述の一月二四日の指令で皇室財産も財産税を賦課するという司令部の方針から除外されないことになったが、それはそれとして、皇室は引続き皇室財産の積極的下付の強い意向をもち、その計画を進めるために宮内大臣から最高司令官にあてて、その実行承認方の書簡が二一年二月二五日に提出された。この計画は皇室財産の大部分を政府に下付するものであり、したがって、この下付によって財産税計画から除外しないという条件が消滅すると了解できないだろうか、との打診であった。³⁾この宮内大臣の書簡に対しては司令部から何の回答もなく、結局皇室財産は、この下付の方法ではなく、財産税賦課によって、その大部分が政府の手に移ることになった。そしてさらに新憲法によって残余の皇室財産は国有財産に移管された。財産税賦課によったの

は、前記の司令部の皇室財産についての見解を実行したものであった。

さて皇室財産に対する財産税の賦課はどのように進められたのであろうか。財産税構想は当初の計画と変わって、戦時補償打切りの措置を前提としたものとなったので、財産税問題は「戦時補償特別措置法」(二年法律第三八号)と「財産税法」(二年法律第五二号)の兩者について記されなければならない。両法の皇室財産適用については、前者は二年二月一〇日皇室令第二六号、後者は二年二月二〇日皇室令第一号によってこれを定め、法制的な措置を定めた。この皇室令によって財産税等の適用が変更されたのではないから、両法の規定にしたがって、二年三月三日現在で財産を評価し、二年二月一五日の申告期限で申告し、同三月一五日の納付期限で納付の手続きをした。しかし、この申告、納税は難作業であった。

既述のように、皇室財産全体の評価が戦後に初めて行なわれたことでその概貌を知りうるように、皇室財産に財産税を課するには、特別の作業が必要であった。まず皇室財産については賃貸価格がないので、あらかじめ土地家屋の賃貸価格を定めなければならなかった。この新しい作業がなくても皇室財産は全国各地に及ぶ膨大な財産であり、財産税法の一般標準評価によるとしても、適正を期することは容易ではなかった。

財産税法の評価基準による皇室財産(二年三月三日現在)は、総額三七億四七〇〇万円、債務三二〇〇万円を差し引いた三七億一五〇〇万円が財産税の課税標準となった。これにもとづく財産税額は三三億四二〇〇万円、別に戦時補償特別税八〇〇万円があった。財産総額は二〇年一〇月の指令による報告額の二倍余の価額となり、それだけ財産税額も増大した。

この財産税納付については、皇室財産の処分が凍結指令で禁じられていることもあって、財産処分による現金化で現金納付をする方法がとれなかった。財産税法に認められている物納の措置をとることにして、二四〇〇万円を現金で納付し、残りはすべて有価証券、不動産等による物納で処理した。三七億余円中の三三・五億円を納付するのであるから、皇室財産の大部分が財産税納付という形式で、政府に移管されることになった。この物納財産に皇室林野、帝室博物館、皇居前広場等、その後国民に接するものが多数含まれていた。

三 皇室財産の国有財産移管

財産税の賦課によって大部分の皇室財産は国有財産となったが、新憲法の施行は制度の面からも皇室財産の国有財産移管を求めた。旧憲法では皇室財産に関する条項はなく、第六六条で皇室経費についての規定が示されていたが、皇室典範の第八章に「世伝御料」の章が設けられ、第四五条と第四六条で土地物件の分割譲与の禁止と世伝御料の決定、公告とが示された。このかぎりでは皇室財産についてはその決定手続きが定められただけで、とくに皇室財産とすべき内容について具体的に触れるところがなく、この決定手続きは第四六条で「世伝御料ニ編入スル土地物件ハ秘密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ」るとされていた。

これに対し、この明治以来の事実をふまえて新憲法ではその「第七章 財政」の第八八条で「すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない」と記して、まず皇室財産の帰属を明示した。新憲法の施行は二年五月三日であるが、その公布は二年一月三日であり、法案として帝国議会に提案されたのは同年六月であって、この提案に至るまでの草案の段階で、すでに皇室財産の国有財産への帰属の方

向は明示されていたので、二〇年一月の皇室財産凍結指令以後の皇室財産対処の方針はそのまま引き継がれていたわけであり、その基本方針が新憲法で明示されたのは戦後の動向として当然の帰結でもあった。

それでも、この第八八条の内容そのままが当初から変わらずに明文化されていたのではない。二二年四月の政府発表草案の段階では、「世襲財産以外の皇室財産は、すべて国に属する。皇室財産から生ずる収益は、すべて国庫の収入とし、法律の定める皇室の支出は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ」となっていた。世襲財産を皇室財産として残すとする皇室典範の発想が示されており、連合軍のきびしい方針に比してきわめて皇室に寛大なものであった。この段階では、財産税の賦課方法によってはかなり多額の皇室財産が認められることになるものであった。しかも八月の衆議院の憲法改正委員会では、さらにこの提出原案から「皇室財産から生ずる収益はすべて国庫の収入とし」を削除する修正案を認めようとしていたのであり、それはさらに皇室に有利な内容となろうとしていた。しかし、それがかえって司令部からの反対を強め、結局皇室財産はすべて国に属するとの皇室財産凍結指令の考え方に戻らせることになった。

新憲法の条項に従うならば、財産税で物納した残余の皇室財産はすべて二二年五月三日に国有財産に移管されることになるが、その期日以前に一部の皇室財産の下付が司令部によって認められた。一例は学習院の校舎であり、学習院は宮内省の手を離れて財団法人として独立した。

- (1) 皇室財産の内容は一〇月一日に司令部渉外局から発表された。この発表によると土地は三三二万四二四二エーカー（一三五万二二二一町歩）であった。
- (2) 皇室財産凍結に関する覚書 Imperial Household Property, 18/11/1945(ESS) SCAPIN 300.
- (3) 昭和二二年二月二五日付の連合軍最高司令官あての宮内大臣の申請の要旨は次のとおり。

「天皇陛下は、皇室財産が国民に対して確実な生活の手段を保障するために、及び日本国民に課せられるであろうところの賠償の負担を分担するために利用せられるように、その大部分を政府に下付することを熱望しておられる。陛下のこの御希望が現下の日本における生活難と産業不振の緊迫した状態に有効に対処するために実現されることは、すこぶる喫緊のことであると考えられる。これに関連して総司令部に対して次の質問を發することを許していただきたい。その一つとしては、総司令部は皇室財産の大部分を政府に下付するという皇室の計画を許可されるであろうか。その第二には、皇室財産は従来私有財産としてではなく、公的財産として凍結せられ、取扱われて来た。総司令部は皇室が爾後その財産問題をこの観点並びに現在まで行われている実際の慣行に従って処理することについて異議はないであろうか。従って十一月二四日の覚書の、皇室はかかる計画から除外されるものではない、つまり財産税の計画から除外されるものではないということとは、おのずから消滅するものと了解することが許されるであろうか。」

第三節 社寺境内地国有財産の処分

社寺境内地国有財産の処理問題は、直接には新憲法の第八九条の規定によって公の財産を宗教上の使用に供することが禁じられたことによるが、この規定の重さは、第二〇条の信教の自由の規定によって裏付けられている。その第三項は「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と示し、国が宗教活動に関係することを禁じて、終戦までの長期にわたった国と社寺の関係を清算することを求めた。国が宗教活動に援助することはもちろん、財産の供与も禁じたのである。政府としては、これまでの国と社寺の関係をどのように円滑に清算するか課題を背負ったのである。

一 社寺境内地国有財産の経緯

社寺境内地の問題は明治維新にさかのぼる。幕府の大政奉還と諸侯の版籍奉還とに次いで、明治三年に、社寺の現境内を除く土地の土地が定められた。この現境内の決定について一定の標準がなく、その後の諸措置で祭典、法要に必要な土地以外はすべて土地が命じられ、その必要な土地についても民有の確証のないものは官地に編入された。この土地について、正当な理由があるものについても官地編入が強行されたものがあつたので、政府は明治八年以後に

下戻処分を実施した。しかし、それを際限なく続けることを避けるために、明治三年に「国有土地森林原野下戻法」を制定公布して下戻処分を打ち切った。これに対して社寺側は境内地の多くが正当に所有権を得た私有地で、当該社寺に還付すべきことを主張し、行政裁判所に出訴し、幕府諸侯の朱印状によって課税が免除された境内地は社寺の私有地であるという主張の場合には勝訴ともなつた。

このような経緯もあって、大正一〇年に国有財産法が制定されたときには、寺院境内地は雑種財産として当該寺院に無償で貸し付けたものとみなされ、社寺の合併跡地については従来どおり合併した社寺に譲与されることになつた。すなわち同法において次のように規定された。

第二十四条 従前ヨリ引続キ寺院又ハ仏堂ノ用ニ供スル雑種財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付シタルモノト見做ス
寺院又ハ仏堂ノ土地ニ係ル雑種財産ハ其ノ用ニ供スル為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五条ノ規定ニ拘ラス之ヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付スルコトヲ得

第五条 雑種財産ハ左ニ掲クル場合ニ限り之ヲ譲与スルコトヲ得

(中略)

三 神社、寺院又ハ仏堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其ノ供用ヲ止メタル国有財産ヲ其ノ合併シタル神社、寺院又ハ仏堂ニ譲与スルトキ

国有財産法制定ののち大正一五年に宗教法案が議会に提出された際に、その付則で寺院、仏堂の国有境内地譲与に関する規定を設けたが、法案不成立で実現せずに終わった。しかし関東大震災の後始末として、大正一四年には「特

別都市計画区域内ニ於ケル寺院ノ国有境内地譲与等ニ関スル法律」を制定して、特定問題に対する姿勢を示した。この間にも、その後も、議員提出で寺院等の国有境内地処分に関する法案が多数作成されたが実現しなかった。

昭和一四年に「宗教団体法」が制定され、同法で寺院等の財産の管理、保全等について必要な規定が設けられ、この規定で寺院等が所有する財産を処分、担保提供するときには地方長官の認可を必要とすることになり、宗教活動に必要な境内地の保全管理の見通しがつくようになった。そこでこの機会に多年懸案の寺院等の国有境内地の譲与について一定の条件を設定することにして「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」が制定された。

同法の要旨は次のとおりである。寺院等に無償で貸し付けてある国有財産は、寺院等が一定期間内に申請した場合には境内地として必要な部分は譲与され、譲与が認められない部分も寺院等の申請で時価の半額で売り払われることになる。この境内地として必要な部分の具体的決定は、寺院境内地処分審査会への諮問によることとした。寺院境内地として必要な部分についての要件は同法施行令（昭和一四年勅令第八九二号）に九号にわたって記された。

同法の内容は国有境内地譲与について寺院側からみればきわめて有利なものであったが、寺院境内地処分審査会の審議がはかどらず、戦争がはげしくなったこともあって、一八年一〇月の会議を最後に処分事務は停止された。一九年三月末の調査では寺院仏堂台帳による個数四万六二一六のうち申請書受理数は三万三四二六に及び、そのうち譲与済のものは九六三八であった。面積では申請書受理の二七四二万坪余のうち五四九・五万坪が譲与済であった。個数で三割弱、面積で五分の一の実績であった。国有境内地の処理はその方向が定められ、その実施が軌道に乗りかけたところで戦時の障害に突き当たり、そのまま終戦となり、戦災を受けて寺院等の運営の見通しの不明なものも多い状況のもとで、戦前とはまったく異なった理念による処理が求められることになったのであった。

戦前の処理の方向は、寺院等の境内地は明治以来国有地とされたものが多く、国有地となった経緯に徴して、なるべく寺院側に有利に境内地を譲与しようとしたのであったが、所有関係からみれば国の立場が非常に強いまま終戦を迎えたのであって、従来の方向を続けることは宗教団体に公の財産を譲渡することになり、譲渡しないまでも現状維持は公の財産を公の支配に属しない事業の利用に供することになり、新憲法第八九条に反する事態であった。政府としては現状放置も許されない条件下で、この問題の処理に当たらなければならなかったわけである。

なお、神社境内地は従来公用財産として扱われていたが、二二年二月の勅令第七一号「官国幣社経費ニ関スル法律廃止等ノ件」の付則で雑種財産と見なされることに改められた。すなわち国の収益財産に変更されたのであるが、依然として寺院境内地同様に国から無償で貸し付けられたものとして残された。

二 連合軍の方針

国有境内地の帰属が新憲法の条項に関連して問題となる以前に、連合軍の占領政策との関係から、占領開始早々に社寺境内地の問題が起こっていた。連合軍は国内行政は日本政府にまかせ、占領目的の達成に関する事項について指示する態度をとったが、占領当初はあまり多くの意向を示さず、政府もかなり自主的に政策を決定していた。このような時期に、占領政策は神道に対して多分に神経をつかい、それが宗教全体についての指令となった。

二〇年一〇月四日に「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限の除去に関する件」、次いで二二年一五日に「神道に対する政府の補償、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」が示された。前の指令において自由制限を

除去するために廃止が求められた法令のなかに宗教団体法があり、同法の施行を前提に制定された「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」はその実施の支えを失うことになった。そして、次の指令によって「神道及び神社に対する公の財源よりのあらゆる財政的援助並びにあらゆる公的要素の導入は之を禁止する」(第一項の(四))という明確な指示が与えられた。

このような占領政策の基本方針を反映した新憲法の関連条項の制定となったから、それに対処する社寺境内地国有財産について、どのような具体策を立てるかには非常に影響の大きい問題であったが、その処置について司令部から指令が出るという事態ではなかった。司令部では社寺境内地国有財産無償貸付という実態についての認識も十分ではなかった。この対処は日本政府の側から具体策を提示して司令部の諒承を求める形で進められたが、占領政策としての強い方針があり、それに基づく新憲法の諸条項もあって、明治以来の経緯をふまえた穏当な処置がとれるかどうかはこの問題の焦点があった。社寺境内地国有財産という条件をそのままとして社寺境内地を処分しなければならぬならば、それは大部分の社寺の経済的破滅を導くものであったからである。社寺には国有財産としての境内地を買い取る経済力はなかった。国民も生活に追われて社寺に経済的援助をする余裕はなかったから、この処分問題は深刻な社会問題でもあった。

三 昭和一四年法律第七八号(寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律)改正

新憲法の草案が発表されたところから、大蔵省内部では、その条項の内容に徴して、社寺境内地国有財産について明確な処理方針を立てなければならぬことが確認され、その処理について文部省の関係部局と協議して、司令部の意向を問い合わせたところ、従来のような国有地の社寺への無償貸付という関係は当然清算されるべきである、との口頭指令があり、社寺境内地処分の法律作成に着手することになった。

このような政府内部の早期の対応とは対照的に、宗教団体あるいは神社、寺院からは、境内地についての陳情、問い合わせはなく、大蔵省で法律作成に着手してからようやく問題の深刻さを知らされ、宗教界では大騒ぎとなった。宗教界としては当然のこととして、無償貸付境内地の無償交付を強く期待し、文部省の関係部局も宗教団体に好意的であり、できるかぎり穏便に処理したいとの配慮があった。どのような処分になるにしても、新憲法に抵触するということ、国有境内地の無償貸付制度は廃止しなければならないものであった。

この国有境内地の無償貸付制度の廃止をどのように実施するかについて、大蔵省内でもまた司令部内でも硬軟二様の考え方があった。政府内部の硬軟両意見と司令部内の硬軟両意見については、その意図に多少の差異があり、政府内部の強硬意見は、従来の方針が社寺に対し国が過保護であったのをこの際改めるべきである、という主旨のものであったが、司令部内の強硬意見は、占領当初からの方針を引き継いで、寺院よりも神社に対してきびしく、神社の廃止をも想定し、新憲法に即して国家と宗教を切り離すには社寺をつぶすのがいちばん効果的だとする極端な意見もあった。したがって、この無償貸付制度廃止後の措置を穏便にまとめることは至難の課題であった。もちろん、穏便を願う立場も無根拠ではない。政府内部の強硬派の意見の妥当性は国が有償で買い上げた土地を無償貸付している場合であって、かつて社寺有であった境内地を上地で国有地としたものについては、これを無償貸付であったことを理由

に返還を求めたり買取りを求めたりするには無理があった。

社寺境内地処分の法律作成に当たって、政府にとって非常に好運であったのは、司令部民間情報教育局の宗教課長ヴァーンズ博士が、戦前に日本で教鞭をとったことのある日本の理解者であり、個人的にも神社、寺院についての研究者でもあったので、日本側の意向をよく吸収して法律案の作成にに応じてもらえたことであった。神道を中心に宗教問題に強い姿勢をとる司令部の方針からして、容易には納得のえられないような事項が、この時期としては非常に早く諒解がついて、ほぼ政府の意向に近い法律案としてまとめられた。承認されなかったのは、靖国神社、護国神社についてであった。⁽¹⁾⁽²⁾

法律案の骨子は、現在国有地で社寺に無償貸付となっている土地のうち、元来が社寺有であったもので徳川時代以降に上地等で国の所有となったものは、その証拠のあるものについてはその社寺に無償で返還し、証拠のないものについては、宗教行事について必要な境内地は時価の半額で、社寺の希望によって売却し、それ以外の土地は国に返す、というものであった。この骨子において、証拠の有無、宗教行事に必要な範囲の認定を法律施行上どう扱うかの問題があったが、法案作成過程での司令部の諒解では比較的寛大な処理をすることが認められていた。そしてこの証拠の認定、宗教行事に必要な範囲の判定等の具体的処分に当たる機関として、社寺境内地処分審査会を設置することにした。審査会は大蔵本省の中央審査会と各財務局ごとの地方審査会とを設け、関係部局の公務員のほかに宗教関係、学識経験者に審査員を委嘱することにした。

社寺境内地処分の法律案は、「昭和一四年法律第七八号改正」案として第九二帝国議会に提出され、両院を通過して二二年四月、公布施行された⁽³⁾（法律第五三三号）。同法施行のために、五月に勅令第一九〇号で「昭和一四年勅令第八

九二号改正」の勅令が公布された。さらに九月には「社寺境内地処分審査会官制」（政令第一八八号）が公布された。

四 社寺境内地処分の経過

国有地の社寺境内地処分の法律は公布されても、その施行に当たって適切を欠いたならば、この法律は無内容なものになる。それだけに社寺境内地処分審査会の審査内容は注目すべきものであった。審査は一件ごとに行なわれるので、比較的軽微なものは各財務局ごとの地方審査会で済ませることにし、重要な事案について中央の審査会で処理した。

中央審査会で処理したものを例示しよう。伊勢神宮については神路山が尊厳保持の上から必要と認められた。二荒神社の御神体山として男体山の無償譲与が認められた。筑波山の東半面全部を筑波神社に譲与することが認められた。また大和の大神神社の裏山は御神体山であり、日本最古の神社形式であり、この譲与が認められた。これらの例は神社にとって非常に有利な決定と考えられたが、この審査会の決定について、とくに司令部からの異議は提示されなかった。しかし、富士の浅間神社が富士山の八合目以上を御神体としてその譲与を求めた件については容易に結論が出なかった。

社寺境内地の処分は、それが終戦後の措置であり、占領後の早い時期に司令部が示した神道に対する強い態度に徴してみると、昭和一四年に制定した「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」の社寺境内地の処分方法とはとくに差異がなく、むしろ戦後の措置の方が社寺に有利であったとも解することのできるものであ

表 5-1 社寺国有境内地処分状況 (昭和29年5月1日現在)

区分	台帳境内地		区分	譲与売払申請受理		譲与売払処分決定済	
	件数	坪数		件数	坪数	件数	坪数
神社	75,669	94,119,086	譲与	61,774	96,604,862	61,774	93,987,584
			半額売払	347	3,542,744	347	2,042,013
寺院	30,516	24,624,925	〃	21,214	25,054,095	21,214	24,353,227
			〃	205	48,032	205	47,785
教会	13	8,952	〃	9	6,655	9	6,655
			〃	4	2,433	4	2,433
合計	106,198	118,752,963	〃	82,997	121,665,612	82,997	118,347,466
			〃	556	3,593,209	556	2,092,231

出所：「戦後財政史口述資料」第7分冊（管財）。

て、占領政策下の多くのきびしい措置に比してみると、その結果は多くの人々の予想に反するものともいえた。そしてまた、戦前の社寺境内地の処分比として、戦後のこの措置による処分件数は非常に多いものであった。もちろん、この戦後の措置は国有財産の貸与が許されなくなったことに対処したものであったが、それが比較的早期に、社寺側に有利に処理されたことに、この問題の焦点があったといえる。二九年五月現在の境内地処分は、対象件数一〇万余件のうち八万三五五三件ともなり、その面積については一億一八三五万坪に及ぶものであった。

- (1) 宗教団体に供用中の国有地の処分について（一九四六年一月三日SCAPIN 一三三四号）
- 一、一九四六年九月二〇日付CLO第四八四二（PP—E）「神社寺院により使用されている国有の土地、森林の処分について」覚書及び添付の法律及び勅令案を参照されたい。
- 二、提案の法律及び勅令は、これを承認する。但し、次の第三項に挙げた標準に抵触するような規定は修正又は削除しなければならぬ。
- 三、提案せられた法律及び勅令に基づいて国有地を処分するに

- 当つては、日本政府は左記の標準を遵守するよう指令する。
 - A 現在宗教団体によって利用されており、且つ、宗教行事のため必要な公有地に関する権利は、当該団体が日本政府の適当な機関に申請すれば無償で譲与される。但し、左の条件を付する。
 - 1 宗教団体が一八六八年（明治元年）以前から土地を所有し且つ補償を受けずに上地した場合又は
 - 2 その土地が政府以外のものから得たもので、且つ公金を消費しなかった場合
 - B 宗教団体の宗教行事には必要でないが、右のA項に該当する土地を無償で該団体に譲与するかどうかは、日本政府によって定める標準に従って決定せられる。
 - C 宗教団体に保管させてある国有森林地の所有権は、国がこれを保有し、現在の保管林制度はこれを打切らなければならない。宗教団体にはこうした土地の保管権に対しては、次のE項の規定に従って補償が与えられる。
 - D 宗教団体は、現在占有又は管理にかかるとする他の土地で、宗教行事に必要なものを、市価の半額でこれを買うことができる。但し、宗教団体の収入を主目的とするような土地を除く。
 - E 宗教団体が現に重要な宗教目的に供している土地を買得する場合は、金銭による支払にかえて、同等の価値がある土地を提供、これと交換することができる。
 - F 宗教団体はその占有又は管理にかかるとする土地が政府により取り上げられる場合には、当該土地に対して投じた有益費に対して適当な補償を受けることができる。但し、その土地の価値を高めた有益費に限る。
 - F 宗教団体に對する土地の権利移転に関する上記諸条項は、軍国的神社には適用しない。これらの神社の範囲は一九四五年一月二五日の分類による。
- 四、日本政府は、宗教団体が現に使用中の国有地の処分についてなしたすべての処置を明細に記したところの完全な月報を、当司令部に提出しなければならない。
- (2) 宗教団体に供用中の国有地の処分について（一九五一年九月二二日）
- 一、連合国最高司令部から日本政府宛の一九四六年一月一三日付CIE・SCAPIN一三三四号「宗教団体に供用中の国有地の処分について」の覚書を参照されたい。

二、参照条文の三F項はここに取消しされた。

(3) 昭和一四年法律第七十八号を改正する法律案について、第九二帝国議会の衆議院において次の付帯決議がなされた。

付帯決議

本法の実施に当りては左記の二点につきその運用の万全を期せられたい。

(一) 終戦後著しく頽廢した国民思想を建直す為宗教の果すべき役割の重大なるに鑑み、文部、大蔵、農林三省の緊密なる連繫の下に、十分本法の趣旨貫徹に努められたきこと。

(二) 本法実施によって、社寺等に譲与売却した財産に付いては、本法の趣旨に反せざるよう社寺等に於いて責任を以てその管理運用に最善をつくされたきこと。

第四節 国有財産管理機構の拡充

昭和二〇年一〇月の国有財産部の臨時設置制に始まる国有財産管理機構の拡大は、もっぱら旧軍用財産の管理継承のための措置であり、国有財産部の分課規程がそれを示していた。二二年二月の機構改正もその再確認であった。これに対して二二年度以降の国有財産管理は性格の異なった対象の追加と、管理方法の変更という二重の課題を処理することが求められ、それに即した機構の拡充が進められた。この体制轉換の基本が新憲法の施行にあることは、これまでの記述で明らかであろうが、それとともに第三章で記述した賠償業務の増大に対処したものであった。そしてこれらの対処は新憲法の施行よりも早く、二一年中に国有財産部の機構改正として着手され、二二年四月の国有財産局昇格に際してさらに促進された。

二一年一二月、国有財産部は従来の三課組織のままその所掌事務を変更追加した。総務課の事務については社寺境内地の管理処分、訴願の裁決等を加え、雑種財産の管理処分事務の中から有価証券等の動産の管理処分を残して他の事務を他の二課に移した。第一管理課は雑種財産中の土地、建物、工作物、立木竹の管理処分と関係の訴願裁決をその事務とし、第二管理課は雑種財産のうち、器具、機械、船舶の管理処分と、賠償指定工廠の管理保守、その他の賠償業務をその所掌事務とした。

この分課規程の改正は二〇年一〇月以降の旧軍用財産の引継ぎの体制からの大きな轉換であった。当初は旧軍用財

産を陸海軍に分けて引き継ぐことを想定したが、既述のように、連合軍は第八軍を通して各都道府県知事を受取人として返還事務をすすめたので、陸軍と海軍とに課を分けて事務をとる意味が乏しくなり、一方では賠償業務が急増大して、その対処を急がなければならなくなった。このような条件は中央の組織上の問題であるだけでなく、地方部局についても同様であり、対処の内容によっては地方部局の方がさらに緊急度が高かった。そこで、地方部局については、二二年二月には財務局の国有財産部等の臨時設置制に手をつけなかったが、一月の本省の国有財産部の分課規程の改正に則して、財務局の国有財産部等の常置機関への変更とともに、その分課規程を大幅に改正して、中央地方の事務体制を整備した。

二二年四月、国有財産部は国有財産局に昇格し、三課組織は四課の編成に拡充された。総務課と第一管理課の事務分掌は従前のままとし、第二管理課の事務のなから賠償指定工廠の管理保守とその他の賠償業務をはずして新設の賠償業務課に移し、賠償業務課の事務を賠償物件の撤去事務と明示した。なお第二管理課の所掌事務に物納財産の管理処分を加えた。

賠償関係の事務が国有財産管理の所掌に加えられたのは二一年の一月であったが、それから半年をこえずに一課の扱う業務として組織が組み替えられたのであり、国有財産局への昇格はまさに賠償業務の追加によるともいえるものであった。この中央の組織変更は地方部局における機構の拡充によって裏付けられた。財務局の国有財産部には賠償業務課が加えられ、四課組織となった。なお、札幌、仙台、高松の三財務局は従来どおりの三課組織にとどめられた。

なお、地方組織については二一年十一月の機構整備に際して、財務局の下部機構として地方部が設置され、地方部に置かれた理財、主計の二課のうち的主計課で、国有財産部の事務の一部を分掌することになったが、二二年四月の分課規程改正では変更がなく、八月に大拡充が実施された。すなわち、理財、主計の二課制を管財第一、管財第二の二課を加えた四課制に改めることを基本とし、総務課、管財第三課を置くことも認められた。この改正において、従来主計課で扱っていた管財事務を移して、管財第一課では総括事務と賠償関係事務を扱い、管財第二課では物納財産処理と社寺境内地の事務を扱うことになった。管財第三課の設置は賠償関係事務のためのものであり、総務課の設置による管財第一課の賠償関係事務の処理専管でもなお不十分とみられる地域での事務処理に適用するものであった。地方部は賠償関係事務のために拡充されたかのごとくであった。また物納財産処理と社寺境内地の処理は財産税の徴収後の始末と新憲法施行による新しい事務であったが、とくに地方末端での事務処理が一時に急増したことに対処したものであった。戦後の新事態がいかに国有財産管理事務を多く必要としていたかの端的な表現であった。

さらに地方部局の機構については管財支所と管財出張所についても言及しなければならない。二二年八月の改正によって、管財支所は指定工廠等の管理保守と賠償物件の評価と撤去とをその事務とし、管財出張所はこの賠償関係を除く国有財産部の事務を分掌することになった。賠償関係の事務の最前線の処理が管財支所の仕事であった。

二四年六月の「大蔵省設置法」、「大蔵省組織規程」の施行に際して国有財産局は管財局に拡充され、従来の国有財産局の事務のほか、従来の管理局の事務の中から賠償指定工場、物件の管理、撤去、外国人財産管理等、閉鎖機関の事務を引き継いだ。この管財局において、これまで国有財産局の総務、第一管理、第二管理の各課で所掌した事務は国有財産第一課と国有財産第二課で分掌し、賠償業務課の事務は賠償課で引き継いだ。国有財産第一課では主として旧総務課の事務を、国有財産第二課では第一管理課と第二管理課の事務を引き継いだ。なお新しい総務課では国有

財産制度の調査企画立案、国有財産の管理処分の一調整、国有財産状況の調査、国有財産調整審議会、公務員宿舍の総合調整、国有財産の経費等を所掌することになった。

大蔵省設置法等の施行による地方部局の組織変更についてみると、国税庁設置による地方組織としての国税局の新設により、財務局を財務部に縮小したことに伴って従来の部制は廃止され、八課制に改められた。国有財産部の組織と事務はこの八課のうち管財第一課と管財第二課とに引き継がれた。管財第一課は本省の管財局の総務、国有財産第一、外国財産、閉鎖機関の四課の地方事務を分掌し、管財第二課は同じく国有財産第二、賠償の二課の地方事務を分掌することになった。この財務部の分課の基本は八課構成であったが、地域による変更が認められており、ことに国有財産管理についての事務の繁忙に即して、東京財務部には管財第三、賠償、業務の三課、大阪、名古屋、広島、福岡の四財務部には管財第三、賠償の二課、仙台財務部には管財第三課、熊本財務部には賠償課が加えられた。この賠償課は管財第二課の事務のなから賠償指定工廠と押収機械の管理を分掌し、管財第三課では賠償課のない場合の事務を含めて、管財第二課の事務のなから、普通財産中の器具、機械、船舶等と特許権、著作権、商標権等の管理を分掌した。

従来財務局の下部組織であった地方部は、財務部支部となった。その分課は従来のまま主計、理財、管財第一、管財第二の四課組織を基本の構成として引き継いだ。別に総務課、管財第三課を置く財務部支部が設置法別表で定められた。財務部支部は財務部所在の府県を除く各県庁所在地に配置され、北海道では函館をはじめ六市に置かれた。このうち総務課を置くものは横浜以下二〇支部、管財第三課を置くものは横浜以下一四支部であった。

大蔵省設置法による中央地方の部局の改廃は、単に設置法という新しい組織法によって大蔵省の分課を定めたのではなく、戦後拡充の方向にあった官庁機構を整理圧縮するための措置でもあったから、国税庁の設置という特異なものを除けば、全体としては機構整備を図ったものであった。しかしながら、国有財産管理についてはほとんど圧縮する余地がなく、従来の組織を持続することになり、局課の名称変更がなされただけに終わったといってもよかった。

なお、管財支所と管財出張所は従来どおり残されたが、管財局の事務が国有財産局の事務よりも拡充したのに即して、管財支所は賠償指定工廠、物件の管理、撤去（設置法第一条八号）を司掌し、管財出張所は管財局の事務のうち、企画、出資、賠償関係を除く地方事務を分掌することになった。管財支所は全国に三三、管財出張所は同じく九二が配置された。

大蔵省設置法施行後は国有財産管理についての組織変更はとくにない。本省については二七年四月に講和発効を前にして賠償課が廃止され、分掌事務の一部の移動があった。地方部局については二五年五月の財務部の財務局昇格、二六年五月の財務局の部制採用があり、部制採用によって管財第一課、管財第二課が管財部の組織に入ったが、その際管財部には徴収課が新設された。この徴収課の仕事はその一部が国有財産管理に関係がある。なお、二五年四月に管財第一課の事務に国の出資管理と財産税等の物納財産の処分を加えた。二七年四月の改正では、管財第一課の事務で賠償庁長官の指示に従う条件が除かれ、管財第二課の事務から賠償指定工廠と押収機械の管理が除かれた。

このように組織変更はごく一部に限定されたが、管財支所については明記しなければならない。管財支所は二六年四月限りで廃止され、廃止に先立って二五年四月以降管財支所で廃止されるものがあるときには、その所掌事務を管財出張所で引き継ぐことになっていた。講和発効の一年も前に賠償関係の事務専管の管財支所が廃止され、それよりもさらに一年以前に管財支所の一部の廃止が始まったのは、それ以前に賠償業務が急減したことを示すものである。

国有財産部の国有財産局昇格によって大蔵省の管理事務として重視された賠償の問題が、僅々三年にして大きく後退していったことを、この国有財産管理機構の変遷が雄弁に示した。そしてまたこのことは、旧軍用財産の管理に始まった国有財産管理事務の増大が、賠償問題の後退ののちにもなお一局を必要とするほど大きな機構を求めるものであったことを示すものであった。

第六章 国有財産払下げの促進

国有財産払下げによる民生の安定と経済復興の促進とは、戦後の歴代内閣の一貫した基本方針であった。払下げ対象の国有財産は主として旧軍財産であった。この政策過程において、当初は社会的混乱が大きく、対象国有財産の管理も不備で、適切な払下げが行なわれたとはいえない面もあったが、それ以上に、民間の資力が乏しく、国有財産の活用は払下げによらず、ほとんど一時使用という便法にたよった。

国有財産管理についての制度、組織の整理がすすみ、民間資力の回復がすすむにしたがって、国有財産の払下げも合理的、組織的に運営し、当初の目的を効果的に実現する必要が強まったが、とくに、二二年五月施行の日本国憲法（以下「新憲法」と記す）の規定によって、国有財産管理の基本方針が定まり、国有財産法の全面改正が進められるに伴って、この基本法に合わせて、それまで進められてきた旧軍用財産の活用を法制化することが必要となった。このような法制化の必要は、国有財産の払下げを促進しようとするときにはいつでも現われることになり、その後経済再建策の推進に当たって、地域経済の振興が課題となるときには、何らかの方法で国有財産の活用による促進策が検討されるようになった。

この流れの起点が、昭和二三年の「旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律」であり、後続の諸立法は、同

法の改正と二五年の「旧軍港市転換法」および「横浜国際港都建設法」に続く諸都市の建設法であった。そして、これらの諸立法のしめくりが、二七年の「国有財産特別措置法」であった。「旧軍港市転換法」以下の諸都市の建設法は、各地方の財政力の制約が基本であり、地方公共団体の活動を援助することによって、経済の復興、再建、あるいは民生の安定を図ろうとするものであったが、国有財産払下げの促進策は、民間資力の不足に対処した経済再建、民生安定対策であった。そのしめくりが「国有財産特別措置法」であった。

第一節 旧軍用財産の貸付、譲渡の特例とその拡大

一 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例法の制定

昭和二三年六月、法律第七四号として「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」が公布され、七月一日から施行された。法律第七三号は新規定の「国有財産法」であり、それに続く第七四号のこの特例法はまさに国有財産法に対する特例である。すでにその制定の経緯で明らかにしたように、国有財産法の全面改正は新憲法による国有財産の管理の基本を規定したものであり、旧国有財産法では対象外であった事項をも包括処理することにしたので、この基本規定からはずれるものについては逐一特別法を制定する必要があった。戦後の旧軍財産の活用促進の政策を持続するには、この新しい国有財産法の規定のままでは十分の効果が期待できなかった。また、すでに進められてきた諸対策も、新憲法と新しい国有財産法によって停止しなければならない条件となっていた。旧軍用財産の払下げの促進による政府の諸政策の推進の必要は、増大することはあっても減退する事情にはなかった。

ひるがえって旧軍財産を活用する立場からこの財産の性格をみれば、それは払下げ促進を期する政府の意図とは適合しない要因を多くかかえていた。旧軍財産はその物理的あるいは歴史的な特質からみても一般の普通財産と異なり、軍そのものの目的には有用であっても、一般の産業経済上の利用、社会的な用途からみれば有用とはいえないも

のがあり、またその取得に際して間接的な強制性が加えられた場合もあり、その地元において産業、生活とのつながりが強かった等の社会問題もあった。これらを除外して一般的な規定による単一の処理方法によることが実効を欠くことは明らかであった。

しかしながら、この歴史的社会的関係を重視して軍組織、軍需産業を再建する方式で旧軍財産を処理することは絶対に許されない条件下にあり、旧軍財産処分促進の一面では、軍事的色彩を払拭する連合国の基本方針によるものであった。これらの関連を十分に配慮しながら、経済の再建、民生の安定に資する方途を見いだそうとした特別の措置法が、この特例法であった。

特例法はわずか六カ条の簡単な法律で、第一条で無償貸付、第二条で減額譲渡、第三条で譲渡財産の売払代金の延納を規定し、第四条、第五条で地方公共団体との間の貸付、返還についての取扱いを定め、第六条で国有財産法に準じて国有財産無償貸付状況報告書の調製を義務づけている。無償貸付、減額譲渡はすべての者を対象とするのではなく、無償貸付の対象は公共団体の公益、公共の用に限定され、減額譲渡は公共団体が医療施設に用いるときか学校教育の用に供するときに限定され、営利目的の場合は許されていない。また地方公共団体との関係では、すでに都道府県に供用されていた公用財産を五年内に限って無償貸付とすること、国の学校用に地方公共団体が無償提供していた財産を地方へ無償返還することを規定した。

六カ条の規定のうち第六条の状況報告の規定を除けば第三条以外は公共団体か教育活動かに限定された事項であって、一般民間を対象とした規定は第三条の売払代金の延納だけであった。第三条以外の各条項の規定が無用無効であるのではない。第一条の無償貸付は、国有財産法では第二二条に規定があるがきびしく制限されており、この例外規

定による活用は公共団体にとって非常に有利である。また第二条の医療、学校に限定した減額譲渡も、戦中戦後の医療不足打開、戦後の新学制の推進には有利な条件であった。しかしながら、この特別法によって経済の再建、民生の安定の促進を大いに期待することは困難であった。減額譲渡、売払代金の延納についてはそれなりに活用されたが、当初は、民間資力がこれに十分に応じうるほどには回復していなかった。

二 特例法の改正と旧軍財産活用の促進

二三年の特例法の制定によって旧軍財産の活用はひとつの軌道に乗せられたが、その成果は必ずしも良好ではなかった。またその後、後述の旧軍港市転換法、諸都市の建設法による特定地域の国有財産活用の方途が開かれたが、これらの諸立法は、特例法とは目的を異にするといえ、国有財産の活用が特例法では十分でないことの認識につながった。特定地域の国有財産の活用促進とは別に、旧軍用財産の活用一般条件を拡充することの必要が減退する理由はなかった。

二三年の特例法制定時には、経済の復興再建は日本政府の責任のもとに進められるべきもので、とくに司令部が積極的にそれを支援する立場にはないと認識がまた占領政策の基本にあったが、すでにそのころからこの基本方針は徐々に転換し、アメリカは日本経済の再建に強い関心をもち、積極的に援助する方向に変わりつつあった。そしてその援助持続のもとで二四年には経済安定政策が強行された。この安定政策は一面では公私の経済運営にきびしい条件を突きつけたが、二五年の朝鮮動乱を契機とする経済活況期への基礎固めともなった。この間各種の社会立法で民生

の安定への期待が次々に制度化され、また新しい学校制度の整備で教育施設の拡充が強く望まれるようになった。これらの状況変化に対しても国有財産の活用への期待は大きくなっていった。

特例法制定後三年、二六年三月、法律第三〇号で特例法の一部が改正され、四月一日から施行された。改正の方向は特例規定の拡充であり、特例法による機能の促進であった。第二条の減額譲渡については、適用対象を医療施設にとどめず社会事業施設を加え、学校教育についての期限をさらに三年延長するとともに、減額譲渡の比率を二割以内から四割以内に拡大した。さらに譲渡のほかに時価の五割以内で減額貸付ができることにした。これらの措置の拡充は、単に従来の規定の条件を広げたという以上に、その適用を期待する受入側の条件が高まりつつあった際の措置であり、法改正による効果への期待は大きかった。

第二節 旧軍港市国有財産の処理

一 旧軍港市転換法の制定

旧軍港市転換法は昭和二五年六月二八日、法律第二二〇号として公布され、即日施行された。同法は新憲法第九五条の規定にもとづくものであったから、付則第二項で旧軍港市それぞれの住民の投票に付され、いずれも過半数の同意を得て有効となった。同法による旧軍港市とは同法第一条に示される横須賀、呉、佐世保、舞鶴の四市であり、各市を平和産業港湾都市に転換するために同法が制定されることが明示された。

旧軍港市転換法の制定の必要性については後述に残して、同法の性格を先に記しておこう。国有財産の活用を企図した旧軍財産の貸付、譲渡の特例法は全文六カ条の簡単な法律であったが、この旧軍港市転換法も全文八カ条の簡単な法律であった。両者の差は旧軍港市転換法では、法制定の目的を掲げたこと、都市計画法等の適用を示したこと、国、地方公共団体の援助を義務づけたこと、そしてこの援助について旧軍用財産の処理等に関する旧軍港市国有財産処理審議会を置いたことにある。これらの条件は、特定都市の転換という目的を掲げるときに当然示すべき事項であり、これらの目的のための旧軍用財産の処理等についての方式は、旧軍用財産の貸付、譲渡の特例法と同様の方式を用い、それを拡充する方法をとった。すなわち同法第四条には前記特例法の例によって旧軍用の土地、施設その他の

表 6-1 旧軍港市旧軍施設調 (昭25年10月1日現在)

(単位：坪)

	土地	内)返還済	建物	内)返還済
横須賀市	4,257,556	905,751	680,172	57,273
舞鶴市	4,227,820	3,442,368	246,296	197,409
呉市	2,881,943	1,485,707	398,410	248,280
佐世保市	1,622,826	423,065	214,005	89,624
計	12,990,145	6,256,891	1,538,883	592,586

出所：大蔵省管財局「第2回旧軍港市国有財産処理審議会提出資料」。

財産を処理することが示され、その適用に当たつての条件の差異が記された。その差は減額譲渡についての対象を医療施設から社会事業施設、引揚者寮に広げ、減額の比率を五割以内まで広げ、また売払代金の延納期間を一〇年以内に延ばした点にある。この特例条件の増強は特例法においても二六年の改正でその一部が吸収されたが、旧軍港市という旧軍用財産に密着する地域の振興対策として、その援助方法が一般的方式よりも強化された。旧軍用財産の活用方法の基本方式はここにも一貫して示されたことができよう。このように旧軍用財産の処理の一般的法律のほか、とくに旧軍港市についての特別法を制定したことの理由は何であつたらうか。また第六条に規定された旧軍港市国有財産処理審議会の対応はどうであつたかをみよう。

旧軍港市転換法は政府提出の法律案としてではなく、関係地域住民、地方公共団体の強い要請のもとに、参議院議員佐々木鹿蔵外二三名の提出による法律案として提出され、参議院で先に審議されるという経過をとつた。参議院大蔵委員会は全会一致で賛成し、また衆議院大蔵委員会では日本共産党の反対だけで他の賛成を得た。法案提出の理由として、対象となる旧軍港四市は今次の戦争の結果、軍港市としての機能を失い、人口が激減し、新しい産業都市としての基盤を築けぬままに経過しており、現行国有財産法によっては旧軍用施設の転換も経済的に成立しえないので、特例法を設けてこの旧軍用施設の活用による平和都市の建設に資することを企図したものであることが示された。とくに、「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」による特例規定を上回る優遇規定を置いたことに対応して、国有財産処分適正妥当を期するために旧軍港市国有財産処理審議会を設けたことに加え、その委員構成に、当該国有財産関係官庁の代表と四市関係の地方公共団体代表と学識経験者とを求めて、実情に適した権威ある決定を期したことが説明された。

二 旧軍港市国有財産処理審議会

旧軍港市転換法第六条の規定によって審議会の委員が任命され、二五年一月一三日に第一回会議が開かれた。委員一九名のうち学識経験者は荒井誠一郎(法曹界)、長崎英三、堀越楨三(産業界)、山田義見(金融界)、野村秀雄(言論界)の五名で、二五年八月一日から二八年七月三十一日までの任期中その任にあつた。また同審議会の委員長には長崎英三が互選された。

旧軍港市転換法はもと旧軍港市域にある旧軍施設の活用を促進するために作られた法律であるが、旧軍港四市はそれぞれに異なつた事情にあり、そのもとで各市の利益を図るといふ課題をもつていたが、とくに旧軍施設については連合軍が日本政府に返還したものだけが活用の対象となるのであつて、その返還の程度は四市に著しい差があつた。舞鶴は早くからその大部分が返還されたが、横須賀、佐世保は逆にその大部分を連合軍が使用しており、返還はその一部に限定された。限られた部分の返還は、その活用をおのずから限定する結果をもたらした。

第三節 特別都市建設の諸立法と国有財産の譲渡

旧軍港市転換法も特別都市建設の法律であり、その建設についての特例規定も著しい優遇措置であったが、ここでとりあげる諸都市についての諸法律と多少性格を異にするので別の一節を置いて記述した。しかし、本節で記す諸法律の起点となる「広島平和記念都市建設法」は昭和二十四年八月に公布施行されており、旧軍港市転換法は、この都市建設法の型にしたがった条文構成をもっている。本節においては、この型に即した比較によって各都市建設法の性格の記述をすすめることにする。

二四年には「広島平和記念都市建設法」(法二一九)、「長崎国際文化都市建設法」(法二二〇)が公布され、二五年には「首都建設法」(法二一九)、「別府国際観光温泉文化都市建設法」(法二二一)、「伊東国際観光温泉文化都市建設法」(法二二二)、「熱海国際観光温泉文化都市建設法」(法二二三)、「横浜国際港都建設法」(法二四八)、「神戸国際港都建設法」(法二四九)、「奈良国際文化観光都市建設法」(法二五〇)、「京都国際文化観光都市建設法」(法二五一)が公布され、二六年には「松江国際文化観光都市建設法」(法七)、「芦屋国際文化住宅都市建設法」(法八)、「松山国際観光温泉文化都市建設法」(法一一七)、「軽井沢国際親善文化観光都市建設法」(法二五三)が公布された。これらの対象都市は一四に及び、前記の旧軍港市転換法の四市を加えると一八となる。

これら諸法は第一に都市建設の目的を記し、第二に都市計画のなかで当該特別都市の建設を計画することを示し、第三にその都市建設に国と地方公共団体ができる限りの援助を与えるべきことをうたい、第四にその援助の方法として、国が普通財産を譲渡する方式があることを示している。この援助による特別助成に対して、第五に都市建設の進捗状況の報告を義務づけている。これら各法はいずれも特定地域に関する立法であり、新憲法第九五条による法律として制定されている。

二四年の広島、長崎両市の建設法は議員立法によるもので、二五年の旧軍港市転換法と同様であったが、法文は簡易であり、その内容規定は明確でなく、その実施において裁量の余地の大きなものであった。したがって、両市の建設法以降の各特別都市建設法についても同様であった。政府提出の法律案であれば、その実施についての計画が十分に検討準備されるが、議員立法によるときは、法文が具体性を欠くとその施行に当たったの实效性を欠くおそれがある。各特別都市建設法の意図は、国有財産の地方都市に対する譲与にその実益を期していたが、法律の運用に問題が多く、実効は期しえなかった。

各特別都市建設法の施行上の問題点は国有財産の地方都市に対する譲与基準の設定にあり、各市当局の期待と国有財産管理当局との意見に開きがあつてその協議に時間がかかったが、ようやく譲与基準を作成して実施に移った。これによって学校、公園等についての譲与が進められたが、公共施設以外についての実績はあがらなかった。

第四節 国有財産特別措置法の制定

昭和二七年六月三〇日法律第二一九号として「国有財産特別措置法」が公布施行され、同法付則で「旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律」は廃止された。この付則で廃止法律を旧法と略称することを示しており、国有財産特別措置法が新規に制定されたものではなく、旧法の機能を強化した新法であることを示した。

国有財産法の全面改正に対処して旧軍財産の活用を期して制定された旧法は、その施行四年間の過程で一応の成果を示したものの十分にその機能を果たしたとはいえなかった。旧法のほかに旧軍港市転換法、諸都市の建設法という国有財産活用の特例法が多数制定され、それぞれの目的に則した機能を果たしたが、旧軍財産の活用による民生の安定、経済の再建という基本課題の実現の期待にはなお遠いものと理解され、活用促進を期する措置がとられることになった。法律の標題は国有財産特別措置法で、とくに旧軍財産という旧法の表現を避けているが、その第一条(目的)において「旧軍関係財産等の国有財産法第三条第三項に規定する普通財産を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため」と対象の主体を旧軍関係財産に置くことを明示している。

新法の構成は無償貸付(第二条)、減額譲渡又は貸付(第三、四条)、譲与(第五条)、売払代金の延納(第一条)を軸に準用規定(第六条)、条件付売払又は貸付(第七、八条)、機械器具の処理の特例(第九条)、管理の委託(第一〇条)を加えている。これらの諸条項を旧法と比べてその機能強化をみよう。

無償貸付についてはとくに大きな変更はない。普通財産の減額譲渡、貸付の条件拡充が著しい。旧法においても二六年の改正で減額率を高め、新法でもこの改正減額率を踏襲して五割以内の比率としたが、新法ではその適用対象を大きく広げて四号に分けた。旧法では医療施設、社会事業施設、学校の施設に限定されていたが、新法では、①地方公共団体の施設、②国の事業を引き継いだ地方公共団体の事業、③電源開発の施設、④学校法人、社会福祉法人の施設、の四者とし、地方公共団体の施設については項目を八に分け、将来の医療施設、社会事業施設、学校の施設のほかに、①保健所、②公民館、③公立図書館、④博物館、⑤公共職業補導所、⑥住宅、の各施設を加えた。

次いで旧法で地方公共団体に対し期間を限定して無償貸付としていた公用財産の規定(旧法第四条)と無償返還の規定(旧法第五条)を、新法では他の条件を加えて「譲与」(第五条)にまとめ、その条を三号に分けた。一、二号はおおむね旧法の事項を引き継いだ。第三号に戦災者、引揚者、生活困窮者の収容施設の用に供する場合を加えた。また売払代金等の延納について、旧法がその期限を三年から五年に延ばしたあとをうけて、特定条件の場合には一〇年以内はまだ延ばすことを加えた(第一条)。

これらの旧法の諸機能規定のほかに、新法では災害の防除、復旧、土地の開発、資源の開発等について条件つきで普通財産を売り払うか、貸し付けるかの条項を加え(第七條)、旧軍財産のうちで機械器具を企業の合理化推進に活用する条項を加え(第九條)、さらに旧軍用財産の管理を委託する場合を認める条項を加えた(第一〇條)。これらの新事項は国有財産の活用の方法を配慮して、その効果を期して追加した条件であった。第九条の機械器具の処理の特例は、旧軍財産の機械器具は屑化せよとの連合軍の強い指示があったのに対して、軍需には使わない前提で民間の非能率な機械と交換するという方法で、その活用を期したものであった。

旧法の制定に際して記したように、国有財産管理についての基本法では管理の確実に重点が置かれ、その積極活用を法文化することに困難があり、戦後の特殊事情に対処して旧軍財産の積極的活用を図るには基本法とは別個の法令が必要であった。しかし、基本法の基本規定に著しく反する規定を設けると基本法の存在意義が薄れることになるという事情があり、終戦の年に実施した国有財産の一時使用も、国有財産管理の基本に反したものであったから、その実施期には効果を示したが、のちに管理上いろいろと問題を残した。そのこともあって、旧軍財産の積極活用は戦後の各内閣の基本政策であり、またその利用を欲する各方面からの強い要請もあって、旧法制定以後多くの特別法が制定されたものの、具体的な活用の規定は必ずしもそれらの積極活用に資する内容とはなりえなかった。管理の確実を重視するか、有効な活用を重視するかは国有財産管理に当たる行政当局が常に神経をとがらす問題であった。二六年までの管理と活用の実績に徴して、後者の重要性を強く認識して立法に踏みきったのが新法制定の理由であった。

したがって立法にいたるまでの検討では、産業復興、社会福祉、地方行政水準の引上げ、国民生活立直しのために国有財産を思いきって使うという趣旨で、一定条件に該当するかぎり国有財産を積極的に活用する道を開こうとする案が作られ、従来の発想にとらわれない不羈奔放な内容が盛り込まれた。「産業財産」という新しい表現を用いたのは、その一例である。法案整備の過程で表現形式は一般の諸法令に準じたものとなった。また第三条第三号の電源開発、第九条の機械器具の処理については、関係官庁からの強い要請で加えられた。

以上のような国有財産の活用が意図された背景を数字によってたしかめておこう。二六年度の第二・四半期終了時点における旧軍財産の処理状況をみると、旧軍財産として取得した総額九二億一六五四万円のうち連合軍から返還されてない二八億七二九〇万円を除く六三億四三六四万円が処分対象であったが、そのなかで使用目的に即して所管

換えをしたものが九億五四一六万円あり、残りのうち二億三八一六万円が売払済（処分済）であり、残りの三二億五二二万円が当面の処分対象となる。これに一時使用が認められているものを含めた未返還分を加えると六〇億二四二二万円が旧軍財産中の未処分額となる。連合軍使用中のものは対象とはなしたが、未返還分の中には未利用

表 6-2-1 旧軍用財産処分状況(1) (昭和26年9月30日現在)

(単位：千円)

	土 地	立 木 竹	建 物	工 作 物	器具機械	船 舶	権 利	合 計
昭和26年9月30日までに取得した総額	2,620,532	226,631	2,485,557	1,194,010	1,838,018	851,424	368	9,216,541
連合軍使用中(1)	442,974	8,586	473,107	171,752	22,836	25,933	—	1,145,187
返還の一時使用認可中(2)	187,138	519	83,441	78,732	107,959	34,081	—	491,869
未 利 用(3)	94,522	1,315	116,938	126,175	886,007	10,792	92	1,235,840
返還の未 計(4)	724,634	10,419	673,486	376,659	1,016,801	70,806	92	2,872,896
売 払 済(5)	293,875	88,611	812,096	207,231	264,239	572,109	—	2,238,161
所 管 換 済(6)	550,571	58,563	175,113	114,724	28,893	26,298	0	954,163
貸 付 中(7)	389,768	348	469,225	134,845	172,482	25,086	—	1,191,755
未 利 用(8)	661,684	68,689	355,636	360,551	355,603	157,126	276	1,959,566
返還の未 計(9)	1,895,898	216,211	1,812,071	817,352	821,218	780,619	276	6,343,644
現 在 額 (4)+(7)+(8)	1,776,086	79,456	1,498,348	872,055	1,544,886	253,018	368	6,024,217

出所：大蔵省管財局「国有財産特別措置法案参考書」。

表 6-2-2 旧軍用財産処分状況(2) (昭和26年9月30日現在)

	土地	立木	竹	建物(延)	器具機械	船				権利
						汽船	帆船	雑船	雑船	
昭和26年9月30日までに取得した総額	(千坪) 945,932	(千本) 4,620	(千石) 23,762	(千束) 140	(千坪) 13,050	(千台) 1,321	(トン) 323,336	(トン) 8,861	(トン) 6,874	(千坪) 3,122
連合軍使用中(1)	108,931	172	301	1	2,320	6	302	—	91	—
返還の 連合軍より未	6,863	357	2	—	632	25	9,607	—	92	—
一時使用認可中(2)	14,748	988	80	12	585	1,062	907	—	33	296
未計	130,542	1,517	382	13	3,537	1,093	10,816	—	216	296
売払済(5)	52,725	269	7,067	70	4,497	122	222,150	7,666	4,652	—
管換済(6)	648,244	1,305	8,227	7	976	8	5,611	326	177	0
貸付中(7)	32,932	493	45	—	2,156	40	12,949	69	104	—
未計	81,489	1,036	8,041	50	1,884	58	71,811	801	1,725	2,826
利 用(8)	815,390	3,103	23,380	127	9,513	228	312,521	8,861	6,658	2,826
計	244,963	3,046	8,468	63	7,577	1,191	95,576	870	2,045	3,122
現在額 (4)+(7)+(8)										

出所：表6-2に同じ。

のものもあり、すでに一時使用で活用中のものもあって、これらを含めれば旧軍財産はまだその一部が活用されているにすぎないとする事ができよう。

これらの金額は台帳価格による計算であり、時価による評価で処分可能額を推定すれば、それは非常に大きなもの

となる。さらにこれら未処分旧軍財産を種目別にみれば、土地、建物、器具機械の金額が大きく、賠償問題の処理方向が大きく変わって、旧軍施設を賠償物件として処分することがなくなれば、国有財産特別措置法の活用による旧軍財産の転用はますます効果を大きくすることになると考えられた。

この旧軍財産処理状況を各種目ごとの数量でまとめれば、未返還分を含めた処分可能の条件は、土地で二億四五〇〇万坪、立木竹で八四七万石、建物で延べ七五八万坪、器具機械で一一九万台、船舶で約一〇万トンであった。土地、船舶は比較的高い比率ですでに処理されているが、建物では連合軍の使用もあって未処理が多く、器具機械は未返還のものが多いために、ほとんど手がついていないといえる状況であった。

第五節 国の不用財産の調査、処分

国有財産の活用については、旧軍財産の活用を中心に種々の対策が立てられ立法が進められたが、もともと軍事目的の財産であることと、連合軍の管理に残されたものが多く、組織的活用が困難であること等で、その活用には多くの問題があった。このような状況下で、既存の国有財産のなかでこれを処分、活用することの意図が総理大臣から示され、その処分による国庫財源の充実が企図された。

二四年四月二八日、閣議は前記の指示による「国の不用財産の調査及び処分⁽¹⁾について」を決定した。その内容は、一、目的 二、不用財産の意義 三、不用財産の調査 四、不用財産の決定 五、不用財産の処分、に分けられ、目的については「現下の財政状況に鑑み、国の所有する財産中、国の事務、事業の遂行上不用と認められるもの及び国の事務、事業を整理することに因り不用となるべきものを調査し、不用と認められた物は、これを処分し、もって国庫財源の充実を期することを目的とする」と記されて、経済安定政策遂行下の財政の姿勢を反映した意図を明示した。不用財産には普通財産のほかに行政財産をも含め、使用していないもの、効率的でないものを対象に加えた。その確認のための調査を全省庁で早急に実施することにし、六月末までに報告することを求めた。この調査にもとづき大蔵省で不用財産を決定し、特別会計に属するもの以外は大蔵省に引き継いで、それぞれの所管省庁で処分することにした。

この閣議決定にしたがって大蔵省は各省庁に調査を依頼し、詳細な調査報告資料を入手した。短期間の調査としては十分な成果を得たものの、不用財産の決定については容易に進まず、期待どおりの効果をあげるにはいたらなかった。なかでも問題となったのは、北海道のアルコール工場の払下げ⁽²⁾についてであった。その処分決定に一年有半をかけ、二六年一月に解決して入札手続をとった。この問題を契機としてアルコール工場整理の方針がきまった。

アルコール工場の払下げにみられるように、大蔵省は不用財産の処分については非常に強力に閣議決定の目的の實現につとめたけれども、その成果をあげるのに日時を要し、国庫財源の充実を期待した時期に間に合わせることはできなかった。また財源としての額も僅少にとどまった。しかし、この不用財産処分が二四年の行財政整理の一環として機能したことも付記すべきであろう。

(1) 国の不用財産の調査及び処分について (昭和二四・四・二八閣議決定)

一、目的 (省略、本文参照——引用者)

二、不用財産の意義

不用財産とは、普通財産の外、行政財産であって、国の事務、事業のため現に使用していないもの、使用の状況が効率的でないもの、又は国の事務、事業を整理することにより存置の用なくなるもの並びに右に準ずる物品で、この際これを処分するを適当とするものをいう。

三、不用財産の調査

1 不用財産の調査は、各省各庁においてこれを実施し、大蔵省 (国有財産局) はこれを総括する。

2 各省各庁は、その所管に属する国有財産及び物品について別紙(一) (省略——引用者) に掲げる基準により本調査を行
い、別紙(二) (省略——引用者) に掲げる調査表により昭和二十四年六月末日までに大蔵省に報告するものとする。

3 大蔵大臣は、本調査の実施のため必要な指示をすることができる。

四、不用財産の決定

- 1 大蔵省は各省各庁の調査表を参考として不用財産を決定する。
 - 2 前項の決定について、大蔵省と各省庁との間に意見の一致をみないときは、閣議においてこれを決定する。
- 五、不用財産の処分
- 1 不用財産の処分については、左の各号に定める区分によることとし、不用財産の決定次第逐次これを実施するものとする。
 - (イ) 国有財産中(ロ)に該当するものを除いては、大蔵省に引き継ぎ大蔵省においてこれを処分する。
 - (ロ) 国有財産中特別会計(国有財産法施行令第四条に定めるもの)に属するものについては、当該財産を所管する各省各庁において処分する。
 - (ハ) 物品は原則として当該物品を保管する各省各庁において処分する。但し施設と一体として処分するのが適当と認められるものについては、当該施設を処分する各省各庁において処分する。
 - 2 不用財産の処分は現行法令の定めるところによりこれを行うも、必要があれば法令に所要の改正を加え、処分の促進を図るものとする。

日本専売公社及び日本国有鉄道の不用財産の調査及び処分について(昭和二四・四・三〇閣議決定)
 昭和二十四年四月二十八日「国の不用財産の調査及び処分について」が閣議決定されたが、同年六月一日から発足する日本専売公社及び日本国有鉄道の不用財産についても、右閣議決定の趣旨に従って処理するものとする。

- (2) 国営アルコール工場(昭和二五・八・一五閣議決定)
- 一、政府はアルコール供給の基盤の確保と本邦発酵工業の指導育成の恒久的な見地から国営工場中一部工場を残し、他については当分の間適当な払下希望者があった場合に限り払下について考慮することとし、これが実施は差し当り北海道に所在する工場について行う。
 - 二、払下を行った工場について一般の酒類製造免許の資格条件を具備するときは、酒類の免許を与える。
 - 三、払下を受けなかった者は払下工場の現有主要施設の解体処分を行わぬこととする。
 - 四、払下に伴うアルコール官署の職員については、払下を受けた者による職員の継承その他の措置を考慮する。

- 五、払下の価格は適正な算定価格により、契約は指名競争入札によるを原則とする。
- 六、払下に伴うアルコール官署の職員で昭和二十六年一月一日以降退職する者に対する手当支給については、「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」(昭和二十五年五月四日法律第四百二十二号)第四条第一項第一号に該当するものとして取扱うこととする。

第六節 その他の国有財産処理

一 スクラップ処理問題

旧軍財産の管理はいろいろな面で困難があったが、旧海軍時代の台帳に記載があっても沈没等でその存在が確認できないものが多数あった。そして、既述のように、艦艇等はすべて解撤することが建前であり、政府が連合軍から引き継いだ艦艇も解撤するためのものであり、国有財産として艦艇が残るということはなかった。そしてこれら艦艇の処分も二三年には一応終了して、すべてスクラップとして処理された。

ところが、二五年六月の朝鮮動乱以後、鉄材需要が急増したことを契機に、沈没等で政府が確認できなかった艦艇等で放置されていたものに対する関心が高まって、その発見者と称する者が優先的に払下げを求めようになった。国有財産の処分は競争入札を建前としていたが、政府がその所在を確認できないものであったこともあって、無為に放置してある旧艦艇等の活用という効果の重要性を配慮して、これらのスクラップの売払いについては特別な措置をとることになった。

二五年十一月、政令第三一九号で、「予算決算及び会計令臨時特例」の第五条に四号が加えられ、随意契約による売払いが認められた。この臨時特例は二一年十一月に「会計規則臨時特例」として勅令第五五八号で公布されたが、二

二年に標題を変えた。その第五条は随意契約を認めるものであり、「各省大臣は、当分の間、他の法令に定めるものの外、左に掲げる場合においては、随意契約によることができる」としている。二五年十一月に追加された四号は、次のとおりである。

十五 海域にある爆薬兵器若しくは弾薬又はその部分品で連合国最高司令官の指令に基づき政府がその処理を命ぜられたものを引き揚げてそのくず化作業を行うことを政府から許可された者に対し、当該物件をくずとして売り払うとき

十六 旧陸軍省及び海軍省に属し又は徴傭されていた船舶で現に沈没しているものを、当該船舶の管理官庁の承認を受けてその現状を調査した引揚業者に売り払うとき

十七 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で現に埋没し又は水没しているもの（前号の船舶を除く）を、当該財産の管理官庁の承認を受けてその現状を調査した者に売り払うとき

十八 旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四条第一項に規定する旧軍用財産を同法第二条に規定する旧軍港市転換計画の実現に寄与するような用途に供する者に対し、当該財産を売り払うとき

この政令の規定は、その活用によって旧軍の艦艇等のスクラップの大量の払下げを予想させるものであったが、動乱の鎮静が鉄関係のブームを消滅させたので、政府に優先的払下げを申し出ている者の話にもとづく推定ほどには払下げは進まなかった。

二 低性能船舶買入法による船舶需給調整

沈没艦艇の売払い問題に合わせて、動乱時の鉄材価格急騰に対処した問題に船舶のスクラップ・アンド・ビルドの

政策がある。「低性能船舶買入法」は二五年八月に法律第二四二号として公布され、非能率な老朽船舶を高能率な鋭の船舶に切り替えるため、その建造促進をねらって制定されたが、その機能は政府が低性能船舶をいかに高価に買い上げるかであった。しかしその機能を高めることは、一方で政府が不当に高価なスクラップを買い入れることを意味し、そのスクラップの処分での損失を大きくする関係にあった。

この法律では低性能船舶を八〇〇トン以上の鋼製のものとし、戦時標準型が大正一〇年八月以前進水の船舶に限定したが、この買入措置によって内航過剩船腹の減少による内航海運事業の正常運営を期したものであった。そして同法第四条で買入価格をトン当りで具体的に定め、買入船が、い、の保管、売却、解撤の義務を第一五条以下に規定した。法律の効果を高めるために、大蔵大臣に買入船が、い、を引き継ぐまで売却者が保管する期間を二六年七月三十一日までとした。

この法律は朝鮮動乱突発後に公布されたが、この動乱後に立法を計画したものではなかったので、立法の事情と異なった経済事情の展開に処する必要があるが生じた。船腹への需要が増大して、それまでの過剩という条件理解を変えることが求められ、二六年三月に同法の一部を改正し（法律第六〇号）、さらに別に「低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売却に関する法律」（法律第六一号）を公布して、買入法で規定する買入船が、い、を外航船腹の需給調整上改造する場合の措置を定めた。この新しい措置のこともあって、買入法の改正では第一五条の保管期間を二六年七月三十一日から二七年七月三十一日に延長し、第一六条の売却、第一七条の解撤についても同様の期間延長をした。

この買入法は旧軍財産のスクラップ売却とは異なって、戦後の経済自立、高成長への時期にさしかかったこともあって、立法時の期待以上の効果をあげ、買入船が、い、の売却による国庫収入も実績を残した。

第七章 国有財産管理の諸問題

第一節 連合軍に対する国有財産の貸付

一 連合軍の国有財産使用の概況

被占領下の七年間の政策の特色は、政府の権限を超える力が支配していたことであり、国有財産についても政府の管理権限を超える国有財産の使用があった。それは形式的には国有財産の連合軍貸付であった。その貸付については大略二分することができる。その一は既存の国有財産の使用であり、他の一は連合軍の必要に応じて施設を調達提供するところによる調達資産の国有財産帰属である。前者は主として旧軍財産が終戦後に連合軍の管理下に置かれてから返還手続きが取られていない状態のものをさしており、後者は連合軍のための宿舎の建設提供等をさしており、後者の場合は占領期間を通じて増加する傾向を示し、前者が返還によって減少するのと対照的である。

既存国有財産の連合軍による使用は、連合軍の管理下に残されているものと、そのなかで直接使用に供されている

表 7-1 終戦処理費取得財産調 (昭和26年9月末現在)
(単位：千円)

区 分	昭和26年9月まで取得		連合軍より返還済		連合軍使用中	
	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
土 地	(千坪) 212	22,050	(千坪) 17	8,214	(千坪) 195	13,835
立 木 竹	(千本) 235	49,660	(千本) 13	3,192	(千本) 222	46,468
建 物(延)	(千坪) 1,128	10,510,499	(千坪) 61	355,632	(千坪) 1,067	10,154,867
工 作 物		12,955,284		412,824		12,542,460
機 械 器 具	(台) 367	22,179	(台) 19	3,939	(台) 348	18,240
船 舶		1,697		1,697		—
計		23,561,368		785,498		22,775,870

出所：大蔵省管財局「国有財産特別措置法案参考書」。

この二時点での比較と経過で知ることができるのは、終戦によって旧軍財産を戦後の経済復興や民生安定に活用しようとした政府の意図が連合軍の占領政策によって大きく制約されていた点であろう。連合軍の使用物はもっとも便利で効果の大きい国有財産を対象としているだけに、連合軍から返還されたものと未返還のものとの金額の比較で、前記の政策への貢献度を示すことは適切ではないといえよう。

連合軍の国有財産使用の特色は、この旧軍財産使用よりも、新しい施設提供の面で示される。終戦処理費によって取得した財産は、その調達に国内のあらゆる資材の使用に優先して充足されたものであった。終戦処理費の使用は日本政府の通常の処理法規から脱したものであり、施設の調達提供は特別調達庁によって実施され、それら施設は当然国有財産となるものであったが、そのなかには接収公私有財産に付加されたために国有財産として扱われないものがあり、また台帳整理が遅れて的確な把握ができない部分が多く、各年度の取得国有財産額は実体を適切に表現するものとはならない。

ものとに分けてみる必要がある。管理から解放されないもの(未返還)のなかで利用されていないものは、かなり大きな額となっている。また連合軍の管理からははずれていないが、直接連合軍が使用せず、日本の企業等の一時使用が認められたものもあり、連合軍使用の国有財産についてはいろいろな観点による把握が必要となる。

これらの諸観点はあっても、それぞれの額が明確であるわけではない。日本政府の確実な管理下にあったものを連合軍に提供したものであれば、その数量、金額は明確となるが、占領後旧軍財産をまず接収し、そのなかから不用のものを日本政府に返還するという順序であったから、戦後の旧軍財産管理が不確実であったことと重なって、連合軍の管理下に残った国有財産は不明確なものであった。

二二年末の状況で、連合軍使用中の国有財産は九億三六九七万円と推定されている(第二章第二節三の「昭和二十二年度売却対象可財産調」参照)。この計算には器具機械、船舶等が入っていない。土地は六三五二万坪、建物は延二二五万坪、そして工作物の台帳価格は二億六八七九万円である。

その後部分的には使用解除で返還されたものがあつたが、国際関係の緊張によって再使用されるものもあり、二二一年九月末の状況では、使用総額は一一億四五一九万円と計算されている(第六章第四節の表6-2「旧軍用財産処分状況」参照)。土地は一億〇八九三万坪、建物は延二二三二万坪、工作物は一億七二七五万円であり、器具機械、船舶も計上されている。この時点では連合軍の管理にとどまっている国有財産額の把握も確実となり、未利用中の国有財産額も示され、その総額は使用中の額よりも多い一二億三五八四万円となっている。それは大部分が器具機械であり、賠償指定工廠等で撤去指令からはずれたものがそれに当たる。また一時使用が認められているが、連合軍の管理下にあるものが四億九一八七万円となっており、その内容は各種目に及んでいる。

二三年度末に終戦処理費支弁により取得した国有財産は約一五七億円であるが（特別調達庁調）、大蔵省で台帳整理ができたものはわずかに一四億七三〇〇万円にすぎなかった。その後台帳整理の促進があつて、二四年度末には一八七億二二〇〇万円の額が示された。この額は終戦処理費支弁により取得した国有財産額約三五八億円中から前記の接收公私有財産付加分約一四〇億円（推定）を差し引いた額と、なお三〇億円以上の開きがある。

二六年九月末の調査で、それまでに取得した財産額は二三五億六一三七万円で、そのうち日本政府に返還されたもの七億八五〇万円を差し引いた二二七億七五八七万円が連合軍に提供中の国有財産額、という結果が示されている。その内容は約半額が建物で、延面積は約一〇七万坪であり、約半額が工作物であつて、この両者がほとんどすべてであるといつて過言でない構成である。

二六年九月末の二つの調査によって明らかなのは、旧軍財産の使用額に比して終戦処理費取得財産の使用額が非常に大きな額として示されているが、これを建物についてみれば前者の面積は後者の二倍を超える大きさであるにもかかわらず、その額は前者が後者の二〇分の一以下であり、この間に四〇倍から五〇倍の価格差が示されており、これは旧軍財産の使用額が台帳価格により過小評価で示されているからである。戦後の連合軍の施設の調達は日本経済にとって重荷ではあつたが、その実体はなお旧軍財産の使用分には及ばなかつたものとみることが出来る。

二 大蔵省本省庁舎の接收

連合軍の国有財産使用は、旧軍財産の活用以外にも広くみられた。その代表的な例が東京霞ヶ関の大蔵省庁舎の接

収である。連合軍の日本進駐とともにその駐留施設の提供は日本政府に義務づけられたものとなつたが、それは日本政府の選択による提供ではなく、連合軍の指定施設を日本政府の手によって調達提供するのであり、民間施設の場合は強制的な借上げでその要請に応じ、政府の施設の場合はそのまま連合軍の使用に移すことになつた。民間施設の場合には当然補償を要し、代替施設の提供も考慮しなければならなかつたが、政府施設の場合でも、それが使用中の場合には別の移転先を求める必要があつた。このような代替施設の確保は戦災地域では至難の課題であり、その折衝に日時を要し、また移転先が得られても輸送機能が麻痺状態に近い状況のもとでは、努力してもかなりの日時を要した。しかし、連合軍の施設接收の要請はきびしく、現使用者の退去期限も極端に短かつた。

戦時中の疎開で大蔵省の本省諸部局は都内に分散していたので、機能の回復強化を意図して終戦後いちやく霞ヶ関の本庁舎に戻ることに成り、八月一六日に復歸した。この復歸によって戦時から戦後へ切り替える雰囲気づくりも盛り上げられ、庁舎の清掃も勵行された。この気分一新の状況下に、九月一日、大蔵省本庁舎の連合軍接收の指定があり、接收日時を九月一五日正午と指示された。

この庁舎接收の指示に対して、大蔵省は外務省を通じて接收撤回を連合軍に強く要請したが、聞き入れられなかつた。大蔵省としてはその職務の重要性を考え、また戦災による庁舎の喪失も多きことでもあり、接收撤回の要請は承諾されるものと期待したが、結果的には容れられず、この折衝の時間だけ庁舎移転の準備が遅れることになり、もともと短時日の退去期間しか許されなかつたものがさらに短くなり、移転作業は困難をきわめた。⁽¹⁾

まず移転先の選定が問題であつたが、大世帯の本省全部局を一カ所で収容することを期待することは無理であり、あとで合流するとしても一時の落着き場所を求めなければならなかつた。戦時の疎開同様に、終戦後にもまた各部局

の分散を余儀なくされた。大臣官房、金融局、外資局、国民貯蓄局は日本勧業銀行の四、五、六階に、官房の営繕課と主税局、専売局は東京証券取引所へ、主計局は内務省へとちりぢりに移った。その後都の教育局との交渉で新宿区四谷第三小学校の建物を借り受けることがきまり、二一年四月に一部を除いてここに集まることができた。その後建物の増改築をし、また付近の土地を入手して庁舎を建てるなどして機構の拡充に対処したが、講和発効後もしばらくは移転ができず、三一年三月に再度霞ヶ関の本庁舎に戻るまでの約一〇年間、大蔵省は四谷を中心に活動したのであった。

(1) 終戦後の大蔵省庁舎接収についてはエピソードも多いが、大略の記述としては、井手田巧「大蔵省明渡し物語」(『ファイナンス』第八三号)、金子知太郎「戦後財政史の横顔」(同、第一一八号)がある。

短時日内の移転を要請され、移転先の決定もないままに書類、器具等を庁舎外に急遽運び出したので、大蔵省前の空地には書類の山がいくつも作られ、それを警備する職員の緊張状態が続いたと伝えられている。

第二節 公務員宿舍の建設と管理

一 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の制定

昭和二四年四月、法律第一一七号として「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」が制定公布された。いわゆる公務員宿舍に関する規定はかなり古くからあって、この法律施行に際して廃止された「官舎貸渡規則」は明治九年の太政官達によるものであり、いわゆる官舎という感覚で公務員が使用していた宿舍の問題は必ずしも新しい課題ではなかった。しかし、戦災による住宅不足と、公務員の低給与による住宅取得の困難とが戦後の新しい問題となって現われ、さらに公務員宿舍建設についての一般会計予算計上との関連から、法律的根拠を求めた司令部の方針に対応して立法措置をとったものであった。

したがって、公務員宿舍建設の計画はこの法律の制定によって始まったのではなく、これよりかなり早い時期に始まり、その実行方法上の問題から法律制定が必要となったものである。公務員宿舍の建設計画も、それだけが単独にとりあげられたのではなく、多くの計画実現の一部として計画され、二四年の法律制定の段階で独立の問題となった。その経緯をみよう。

一九年末以降のアメリカ軍の本土空襲は二〇年に入って激化し、三月、四月、五月の組織的爆撃によって東京は焼

野原となり、ビル建築物が残る無気味な光景であった。大阪、名古屋、横浜等の大都市も同様であり、京都、奈良を例外として大都市もほとんど被害を免れえなかった。東京は疎開が進んで居住人口は必ずしも多くなく、戦後も転入を制限していたので、急激な人口増による住宅問題の顕在化ということはなかったが、都民はおしなべて住宅困窮状態にあった。このような状況では、人事異動によって地方から東京へ転勤を命ずることが非常に困難であり、劣悪な住宅条件が通勤難とも結びついた。この問題をさらに現実的なものにしたのが現業公務員と非現業公務員の福利厚生条件の差であった。かくて、二二年のいわゆる二・一ゼネストでの状況理解をもとに、給与局の起案で三月一日の次官会議決定による「財団法人政府職員共済組合連合会」を設立し、各省共済組合から一人当り三円の拠出を求めた。そしてこの団体の事業の一つとして宿舍建設が計画された。

共済組合が直接宿舍建設に当たることではできなかったが、旧軍財産のなかから土地を共済組合が預かり、預金部の資金を間接的に利用して宿舍を建て、またこの資金に対する利子補給を一般会計に求めるという方法で、二三年にようやく宿舍建設を現実のものとした。宿舍群建設地は陸軍が射撃場に使っていた戸山ヶ原であった。二四年度予算編成に当たって利子補給と元本の一部補給を予算に計上したことから、司令部との予算折衝で公務員宿舍についての法律制定が必要となった。⁽¹⁾

「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」(以下「公務員宿舍法」と略称)は、二〇条にわたって目的、定義、宿舍審議会、宿舍の管理、種類、使用料、居住者選定、費用負担区分、施行細目等を規定しているが、目的、定義に続く第三条以下に宿舍審議会の条項を置いて、法律の完全実施の確保と目的達成をうたい、審議会の委員には、内閣官房次長、衆議院事務次長、参議院事務次長、最高裁判所事務総長、大蔵次官、建設次官、経済安定本部副長官、人事院

事務次長の八名をあて(第四条)、この審議会で、宿舍設置計画、宿舍維持管理基準、無料宿舍貸与者の範囲、有料宿舍使用料基準、同居住者選定基準を調査審議することにして(第三条第二項)。ここでは審議会による宿舍問題処理を重視しているが、第一条の目的は「国家公務員に貸与すべき宿舍については、この法律の定めるところによる」と記すだけで、宿舍建設の重要性とか積極推進とかの意図は何も示されず、第二条の定義も「国がその事務、事業の円滑な運営に資する目的をもって、国家公務員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置する宿舍」として、わずかに公務員宿舍の必要を示したにとどまっている。したがって、具体的な問題処理と方向づけは、すべて宿舍審議会の運営にまかされた。

宿舍の設置、維持、管理の総合調整は大蔵大臣の職務であるが(第八条)、宿舍の種類は公邸、無料宿舍、有料宿舍の三種であり(第九条)、公邸使用者を衆参両院の議長、副議長以下一一号にわたって具体的に示し、それは無料貸与とした(第一〇条)。無料宿舍については、その貸与者の条件を四号にわたって指示し、無料宿舍貸与は職務に対する給与の一部であることを明らかにした(第一二条)。有料宿舍については、その設置条件を示した(第一三条)。続いて第一四条で有料宿舍の使用料の算定条件と徴収方法を示し、第一五条で有料宿舍入居者の選定方法の公平を明示した。

これらの宿舍についての基本要項のほかに、居住者の保管義務(第一六条)、宿舍の修繕費等(第一七条)、費用の負担区分(第一八条)、宿舍の明渡(第一九条)を示して、最後に第二〇条で、施行に関する細目は大蔵大臣が定めると規定したが、法律全体として処理する事項を政令等にゆずり、この法律だけでは公務員宿舍をどのように扱うかは具体化することができなかった。政令で具体的に処理する事項は宿舍審議会の調査審議事項、無料宿舍貸与者の職務、無

料宿舍居住者の選定基準であり、そのほかに有料宿舍使用料の基準決定等があった。なお、この使用料については第三条第三項で「同一の大きさ、場所及び条件の民間宿舍に対する法定又は公定の標準家賃」を考慮して定めることを規定しており、民間宿舍の内容をどう決めるかの問題があった。

以上のように政令等による事項が多く、その準備もできていなかったこともあって、法律の施行は公布の日から二カ月を経過した日から施行することが付則に記されたが、結局同法施行のための政令は二五年四月に公布された（国家公務員のための国設宿舍に関する法律の施行に関する政令、政令第八〇号）。政令公布遅延の事情と政令による具体的規定条件を、次にみることにしよう。

二 公務員宿舍法施行上の諸問題と宿舍の建設、管理運営

公務員宿舍法の規定に従って、一方では宿舍審議会にはかつて宿舍設置の計画を立てる準備をすすめるなければならなかったが、その手続基準に合わせて、無料宿舍貸与者の範囲と有料宿舍の使用料の基準とを具体的に定めなければならなかった。前者は予算による制約で一応のメドが立つ条件が与えられていたが、後者は大蔵省が中心となって各省庁、司令部と折衝する事項であり、とくに司令部との折衝は難題であった。無料宿舍貸与職種は宿舍審議会の審議事項第三号に示されており、各省庁の意見を徴して、司令部の諒解を得て審議会で決定したが、有料宿舍の使用料の基準は同じく審議会の審議事項第四号であるにもかかわらず、司令部の意向と大蔵省の見解が合致せず、審議会にはかる段取りがつかず、それが原因で公務員宿舍法の施行令の制定公布が遅れることになった。

もともと公務員宿舍建設を必要とした事情が、民間家賃と同一の使用料で宿舍を提供したのでは宿舍建設の目的が達せられないことになったから、公務員宿舍は低使用料住宅の建設提供を当然とする政府側の理解があった。問題はその低使用料の程度をどうするかにあると考えていた。これに対して司令部は理解を異にしており、法第三条第三項に示すように民間の家賃を比較考慮するという点を重視し、公務員の報酬の一部として貸与するものではなく、完全な合理的使用料徴収を主張し、一般の民間家賃と同じ程度のものであることを求めた。公務員宿舍について、公邸と無料宿舍の建設提供は必要であるが、有料宿舍についてはとくに公務員を優遇する理由はないとする純理論が司令部の立場であり、公邸と無料宿舍の必要は十分に認めながら、より多く有料宿舍の建設提供をはかり、その実効をあげたいとする現実論が政府の期待であった。

再々の折衝によって公務員宿舍の設置区に応じた三種類の使用料を定めることにし、それぞれ三地区の過去五年間の民間家賃の平均額によることにした（施行令第一三条第一項）。この三地区は人口六〇万以上の都市、その他の都市、それと町村という三区区分で（同第一三条第二項）、民間家賃という場合のその内容は公営住宅をあてることにして、その二倍の額を基準とすることになった（同第一三条第一項）。この使用料基準の妥協は、次の理解によっていた。民間家賃という場合に、権利金を含めたり、ヤミ家賃を加えたりしたのでは合理的なものにならないばかりでなく、収益を目的とする一般民間住宅の家賃を公務員宿舍の使用料の基準としたのでは、営利目的であってはならない公務員住宅建設の趣旨に反するとして、公営住宅の使用料を民間家賃としての標準に求めた。また公営住宅はその建設について国庫から補助を受けているが、公務員住宅の場合は国庫補助をどう考慮するかについては、国庫補助はないものとする純理論の主張に従って、この公営住宅家賃の倍額という基準に落ち着いた。

表 7-2 公務員宿舎設置実績
(単位：戸)

年 度	公 邸	無料宿舎	有料宿舎	計
24	8	64	2,949	3,021
25	3	989	2,234	3,226
26	3	487	1,862	2,352
27	2	728	1,576	2,306
計	16	2,268	8,621	10,905

出所：『国の予算』昭和28年度，148ページ。

なお宿舎使用料については、集合生活をする寮の家賃、毀損度の高い古家の家賃、公用に供する部分の多い場合の宿舎の家賃については、前記の家賃計算の例外として家賃の減額を認めることにした（施行令第一三条第五項、第六項）。この減額比率は宿舎審議会にはかつて寮は三割、老朽家屋は八割以内と定められた。

以上の施行令等によって具体化した諸基準は、その基準決定が諒解できないときには二四年度予算の実施も危ぶまれる事態であったために、政府の立場としてはやむなく承服した点もあったが、基準決定によってその実施が明確となつて、政府は公務員宿舎建設に積極的に取り組むことになった。

公務員宿舎の建設計画は二四年度予算に一一億円を計上したことに即して二六〇〇ないし二七〇〇戸、約三・七万坪で、その内訳は公邸八戸、残りの大部分は有料宿舎であった。無料宿舎の設置が見送られたのは貸与範囲基準が確定しなかったことによつていた。この計画で既存のものを加え、宿舎総数は約二万〇七〇〇戸、一三・三万坪見当であつた。

二五年度予算では、不足戸数約二万戸に対し今後約一万戸を建てる見通しのもとに、公邸七戸、無料宿舎約九五〇戸（約一・三万坪）、有料宿舎約一六五〇戸の建設（買収、改築等を含む）を予定した。

二六年度予算では引き続き一二億円を計上し、公邸八戸、無料宿舎五七〇戸、有料宿舎一四二八戸を予定した。なお建設地は二四年度は一〇都市、二五年度は二四都市であつたが、二六年度は戦災都市を考慮して充足範囲を順次拡

大する方針をとつた。

二七年度予算では一〇億円に減額された。設置計画は公邸三戸、無料宿舎七二九戸、有料宿舎一四九〇戸で、むしろ二六年度より戸数をふやしている。これは建設単価を減じたり、一戸当りの坪数を縮小したりしたものではなく、過年度の実績に合わせて、予算の繰越分を考慮したことによつていた。

二四年度以降の建設経過を示せば、表7-2のようになる。

- (1) 二四年度の公務員宿舎関係予算についてはエピソードがある。司令部の指示した予算案では五億円が認められていたが、予算の計数に誤算があり、雑件一〇六〇万円とすべきところが一〇六億円となつていたので、この余分の金額は予算の原則を崩さないために、一〇〇億円を貿易会計の債務償還費の増額に当て、残りの六億円の自由使用が許されたので、宿舎関係予算は一一億円に倍増した。

第三節 国有財産の適正評価の諸問題

戦後の国有財産管理に際していつでも問題となったのが、国有財産の適正評価であった。国有財産管理が台帳記載を基本条件とするので、台帳価格による増減が起点となることは避けられない。この台帳価格は、記載時点の評価がいかにも適正であっても、戦争末期から戦後にかけての物価の急騰のもとでは、その記載価格は時価と大きく開いて低評価となることは避けられない。したがって、台帳価格の増減によって昭和二〇年度末の国有財産現在額を二〇六億六二〇二万円と記しても、実感のない金額となってしまう。そして、戦後の物価急騰下で、それぞれの時点の評価による財産の増加をこの低評価の台帳価格に加えて、一方では台帳価格による財産の減少を差し引いて、各年度末の国有財産の現在額を算定しなければならぬという不自然さがあった。このような作業結果による国有財産額であれば、それを物価上昇率で割り引いて実質額を推定することにも問題が残され、年々の活動を記述する予算決算の額を物価の変動率で割り引いて実質値を求めて相互の比較をするというようなことも許されない性格のものであった。

しかし、これらの経過的な問題は別として、特定時点で国有財産を全面的に適正に評価して、国有財産の実体を明らかにすることは、管理当局の事務的立場としても、国民としても、その他どのような立場にあって、それは望ましいものであった。それは台帳価格を改めるということでもなくとも実行する意味のあることであつた。問題はその評価方法と、評価のための労力、時間、予算であつた。

大正一〇年に制定された旧国有財産法のもとでも、毎年度の国有財産の増減のほかに、毎五年の国有財産現在額総計算書の調製が義務づけられていた(第二六条)。そしてこの現在額総計算書では各省ごとの報告が求められていた。

この現在額総計算書の調製は、単に増減計算の累積結果を報告するのではなく、土地と立木竹については計算書調製の年の三月三十一日の現況によってその価格改定が求められていた(同法施行令第三三条)。

各省ごとの報告書調製は一八年の法改正で、戦時中は停止されたが、戦後二二年の法改正に際して、第二六条の国有財産現在額総計算書の毎五年調製の規定は毎年度末の現在報告書調製と改められ、さらに当該年度末だけでなく、翌年度末の国有財産見込現在額報告書の調製が義務づけられた(第二六条の三)。しかし、従来五年ごとの現在額計算書に際して採られた土地、立木竹の時価評価を毎年行なうことはせず、同法施行令の一部改正で、第三三条の調製時期を毎五年三月三十一日として結局従来どおりの措置としたが、毎五年を改正時点後の計算とすれば、この時価評価の問題は事実上見送られることになった。

続いて二三年の国有財産法の新規制では、旧法の扱いを継承して各省庁ごとに毎年度所管の国有財産の増減と現在額報告書の調製が求められ(第三三条)、大蔵大臣が現在額総計算書を調製することになり、さらに同法施行令の新規制においてとくに総合評価の規定が設けられ、五年ごとに各省庁で所管国有財産を総合評価することが求められたが、この総合評価の結果は国有財産台帳価格とはしないことにしたので(同法施行令第二五条)、従来の五年ごとの評価換えによる適正価格保持の方向は後退し、総合評価という一種の試算が五年ごとに指示されるものとなった。台帳価格を改める煩雑な事務は省略されるとしても、資産の増価、減価を適切に反映する国有財産の実体を基本とする管理は、見送られることになった。また、この総合評価は二七年三月三十一日の現況によって実施されることになった

表7-3 土地増減推移

(単位：町，千円)

昭和 年度	増		減		年度末現在額	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格
21	17,004,068	6,186,478	16,969,705	2,299,606	17,245,264	7,205,625
22	12,377,865	12,135,309	11,005,275	6,607,796	18,617,854	12,733,138
23	3,659,705	7,275,729	4,359,473	9,034,113	17,918,086	10,974,754
24	673,093	4,858,428	862,739	4,938,814	17,728,440	10,894,368
25	464,119	3,575,795	640,402	2,404,540	17,552,156	12,065,623
26	291,909	3,554,810	598,410	1,986,264	17,245,655	13,634,169
27	217,913	8,094,079	8,918,098	5,207,516	8,545,470	16,520,732

出所：「国有財産増減総計算書」各年度。

表7-4 建物増減推移

(単位：延千坪，千円)

昭和 年度	増		減		年度末現在額	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格
21	11,114	2,512,279	10,541	1,393,504	18,928	4,126,821
22	6,041	5,277,772	3,881	946,407	21,088	8,458,185
23	7,010	14,468,402	5,756	2,683,446	22,342	20,243,141
24	7,729	24,104,440	11,300	17,732,947	18,772	26,614,634
25	3,495	14,884,380	3,504	4,694,405	18,762	36,804,609
26	1,931	18,649,373	2,596	6,406,950	18,098	49,047,033
27	2,093	35,878,712	4,983	11,496,048	15,208	73,429,697

出所：表7-3に同じ。

(第二八条)。

以上の結果、制度として国有財産の適正評価が基本の座にすわることはなくなったが、戦前では毎年度の現在額が公式の書類として作成されることがなかったのに、二二年の国有財産法改正以後は、国有財産の年々の増減のほかに毎年度の現在額が報告されることになったので、国有財産の実体理解には大いにプラスとなった。ことに戦争末期からの国有財産状況は不明なものが多く、増減の明らかなものの報告だけでは、それぞれの時点の状況把握は非常にむずかしいものであったから、新しい制度による国有財産管理は大きく前進したわけである。

国有財産の価格改定がまったく行なわれなかったのではない。国有財産法施行令の規定によって二一年度末の国有財産現在額総計算書の調製に際して価格改定を実施し、評価換えによる増加が一二億五八〇〇万円あり、減少の九四〇〇万円との差引きで、それが国有財産の現在額を高めることになった。二〇年度末二〇六・六億円に対して二一年度末は四二四・一億円と倍増した。この評価増分をこえる額は出資四二億円余、新営二八億円余、調査報告洩分一億円余等によるものであり、評価換えによる増が主因であった。

しかしその後は前述の国有財産法、同施行令の規定によって、評価換えによる国有財産台帳価格の改定は行なわれず、法改正による三一年三月末の評価換え実施を待たなければならなかった。二二年度以降については、急激な物価の上昇がなければとくに評価換えの問題はなかったといえるかもしれない。また五年ごとの評価換えは制度としてとくに欠けたものでもなかった。しかし、評価換えの対象を土地、立木竹に限定したことに問題が残り、また二二年度以降の物価上昇の激しさを知らず、そこに問題が残るといえるし、また二一年度末の評価換えについても、十分に対象を把握しえたかに疑点もあった。

国有財産増減の推移の説明は次節にゆずるが、戦後の物価騰貴が国有財産の増減と現在額にどのような不自然な結果をもたらしたかを土地についてみよう。既述のように、二一年度の価格改定で現在額は倍加したが、二二年度では財産税物納、自作農創設特別措置による国の取得等による増加で現在額をさらに高めた。二三年度ではこの物納財産の処分数量も現在額も減じたが、二四年度にはとくに大きな増減の動きがなく、現在額にも大きな変化を示さなかった。しかし二五年度以降の物価上昇過程で、土地の増減はそれほど大きなものではなかったにもかかわらず、減が台帳価格によるのに対して、増が時価によるものであったから、現在額は二五、二六年度と続いて上昇した。さらに二七年度では旧外地の土地を台帳からはずすことで土地面積は半減するという非常に大きな変動があったにもかかわらず、価格は、その価格減は非常に少額なものにとどまり、その減の五〇分の一程度の数量の増であるにもかかわらず、価格は増は価格減を上回り、年度末の現在額は二六年度の一三六億三四一七万円から一六五億二〇七三万円に増大した。

土地と同様の増減の性格は建物にもみられる。戦後の諸施設回復、連合軍への施設の提供の過程を見ると、各年度末の数量は増大したが、二四年度、二七年度に国鉄、専売と電電の三公社が管理からはずれたこともあって、面積は結局減少したものの、年度末現在額は急速に増大した。これも三公社の建物の価格が台帳価格によっており、その減がとくに大きく響かなかった結果である。

第四節 国有財産の増減計算

これまで各章節に分けて説明した諸政策、諸制度改革によって、国有財産がどのように増減したかをここでまとめておこう。この説明のなかには、これまでの記述では触れなかった問題についても関説したい。ただし、国有財産はもともと国有財産対策によって増減するという性格の面よりは、他の諸政策の結果として増減する面の強いものであり、諸政策の成果表現のひとつの考課表のごときものである。多面にわたってそれぞれの意味をもつ各政策が、ひとつの面では計画として予算に表現され、実績として決算に示されるが、人々の注目からはずれたところでその決算の累積がこの国有財産額の推移に現われる。予算決算が国の財政のフローの表現であり、国有財産と国の債務（国債の残高を中心として）が国の財政のストックの表現である。そのような理解で国有財産の増減の推移をみることにしたい。

一 国有財産増減の総観

ここでは国有財産の増減の大略の性格記述しておくことにしたい。戦後の国有財産総額の推移はそれ以前にはなかった急速な増大をしている。それは物価急騰下の問題であったから当然だという常識論では律しきれない多くの条

表 7-5 国有財産増減推移

(単位：百万円)

昭和年度	増 額	減 額	差引増減(Δ)	年度末現在額
20	7,802	10,628	△ 2,826	20,662
21	38,470	16,723	21,748	42,410
22	49,749	22,116	27,632	70,041
23	74,457	18,847	55,610	125,651
24	205,553	78,415	127,138	252,788
25	62,768	43,911	18,857	271,646
26	123,629	119,013	4,616	276,263
27	239,139	98,947	140,192	416,455

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第71号（国有財産特集）。

表 7-6 国有財産会計別，分類別，種類別現在額推移(1)

(単位：百万円)

		公 用	營 林	雑 種	計
一般会計	20	668	2,238	4,459	7,365
	21	1,297	12,024	14,322	27,643
	22	4,392	—	18,440	22,833
特別会計	20	8,460	1,292	3,545	13,297
	21	12,907	1,292	566	14,766
	22	25,636	15,825	5,747	47,208
合 計	20	(44.2) 9,127	(17.1) 3,530	(38.7) 8,005	(100.0) 20,662
	21	(33.5) 14,205	(31.4) 13,316	(35.1) 14,888	(100.0) 42,410
	22	(42.9) 30,028	(22.6) 15,825	(34.5) 24,188	(100.0) 70,041

出所：表7-5に同じ。

件をかかえている。それはこの増大過程において非常に大きな額の増減があったことよって知ることができる。それはまた戦時から戦後への行政体制の転換に即したものであり、さらに戦後の諸制度の変革による管理組織の変更に即したものであり、そして戦後の混乱から体制整備への過程で欠落を補填した結果を示すものである。それ以上に大きな条件は、戦後の国民経済、国民生活の再建、安定のために、財政が非常に大きな活動を行ったことである。まず、全体像を記すことにしよう。

二〇年度末の国有財産総額は二〇六億六二〇二万円と計出されている。その後、法令によって毎年度末の国有財産額が報告されることになり、各年度の増減報告と合わせて、国有財産事情を知ることができる。二一年度から二四年度まで急速に国有財産額は増大し、二六年度まで横這いして二七年度にまた著増している。この動きだけをみれば、戦後の予算額の推移の型と同じである。しかし、各年度の増減は変動にかなり特色がある。

二〇年度の増減では増より減が大きく年度末現在額が減少したのを除いて、その後の各年度はすべて増額が減額を上回ったが、その増減規模が二四年度まで急増したのち、二五、二六年度はむしろ減少し、二七年度で再度増大した。二四年度は増額が大きいたけでなく減額も大きく、二六年度は減額が大きい。二四年度以降は一応経済安定政策で物価も落ち着いたが、その安定政策のためにも国有財産の増減が大きかったのであり、それに加えて政府の資産増加に結びつく政策が進められたのである。

このような増減の結果をいろいろな観点から概観しよう。まず国有財産を種類別にみよう。二三年の新国有財産法施行までは国有財産を公共用、公用、営林、雑種に四分し、公共用を除いた三者を台帳に記載していたので、この三者の区分でさらに会計別に戦後の推移をみると、二〇年度末では公用財産は、各事業会計所属の財産が多いために特

表 7-7 国有財産会計別，分類別，種類別現在額推移(2)
(単位：百万円)

		行政財産					普通財産	計
		公用	公共福祉	皇室用	企業用	計		
一般会計	23	7,733	18	181	—	7,932	38,592	46,525
	24	15,300	125	183	—	15,607	184,296	199,903
	25	24,804	121	184	—	25,109	173,398	198,508
	26	41,442	121	186	—	41,749	129,352	171,101
	27	54,415	147	203	—	54,765	294,589	349,354
特別会計	23	2,285	—	—	73,166	75,451	3,675	79,126
	24	2,815	—	—	45,593	48,407	4,478	52,885
	25	3,253	—	—	65,202	68,455	4,683	73,138
	26	4,068	—	—	97,107	101,176	3,986	105,162
	27	3,676	—	—	62,169	65,846	1,255	67,101
合計	23	10,018	18	181	73,166	83,384	42,267	125,651
	24	18,114	125	183	45,593	64,015	188,774	252,788
	25	28,057	121	184	65,202	93,564	178,081	271,646
	26	45,511	121	186	97,107	142,925	133,338	276,263
	27	58,091	147	203	62,169	120,611	295,844	416,455

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第71号（国有財産特集）。

別会計に大きく、営林財産が、内地と外地とで一般会計と特別会計に分かれ、雑種財産は、旧軍財産の引継ぎで、一般会計に大きく、政府出資を反映して特別会計にも多額の財産が所属していた。それが二一年度末では、土地と立木竹の評価替えで公用財産、営林財産が増額し、政府出資特別会計の廃止で政府出資の勘定が一般会計に移り、これに復興金融金庫への出資が加わって、雑種財産はほとんどが一般会計のものとなった。これらの結果総額は倍増し、公用、営林、雑種の三分による比率は営林財産の増加が大きく、雑種財産については大きな変化はなかった。次いで二二年度には、営林財産は国有林野事業特別会計の設置で一般会計から特別会計にすべてが移っただけで、総額としては大きく変化しなかったものの、事業会計の資産増加で特別会計の公用財産が倍増し、雑種財産についても、復興金融金庫への出資増加等で一般会計分が、財産税の物納で特別会計分がそれぞれ著増して、国有財産全体としては倍増に近くなり、再度公用財産の占める比率を高めた。

二二年度以降は、国有財産は行政財産と普通財産に分類され、行政財産は公用、公共福祉用、皇室用、企業用の四種類に分けられたから、これに即してみよう。従来の公共財産中、事業会計に属するものと営林財産とが企業用財産となり、雑種財産が普通財産に引き継がれたので、この条件をもとに二二年度以降の変化をみると、公用財産は行政活動一般の増大に準じた増大過程を示している。企業用財産は二四年度の国鉄、専売の二公社設立に伴う資産の減があり、さらに二七年度の電電公社の発足でまた資産の増加が途切れている。このような大きな変化にもかかわらず、企業用財産は二七年度末で二二年度末のそれに近い額を示しており、戦後の政府事業への投資の活発さを知ることができる。

行政財産の増減推移に比して普通財産の増減の推移は多少複雑である。まず政府出資についてみると、二二年度に

表 7-9 国有財産種目別現在額推移

(単位：百万円)

昭和年度	土地	立木竹	建物	工作物	機器 器具	船舶	鉱業 等	政府 出資等	計	
	(百万坪)	(百万石)	(延千坪)			(隻)	(千坪)			
数	20	51,633	4,082	18,355		12,399	21,693			
	21	51,736	3,967	18,928		14,595	21,693			
	22	55,854	1,059	21,088		12,068	63,960			
	23	53,754	4,434	22,342		11,819	693,234			
	24	53,185	4,431	18,772		9,814	825,156			
量	25	52,656	4,407	18,762		8,442	253,689			
	26	51,737	4,383	18,098		7,697	246,249			
	27	25,636	3,407	15,208		5,787	32,169			
	金 額	20	3,319	3,028	3,008	7,750	334	1	3,221	20,662
		21	7,206	12,351	4,127	6,180	4,435	672	1	7,438
22		12,733	13,955	8,458	13,006	8,894	1,352	7	11,636	70,041
23		10,975	14,196	20,243	26,869	19,645	3,009	24	30,691	125,651
24		10,894	14,332	26,616	36,484	3,176	1,394	38	159,857	252,788
25	12,066	15,070	36,805	55,726	5,008	2,825	49	144,099	271,646	
26	13,634	15,313	49,047	85,946	5,997	7,020	56	99,249	276,263	
27	16,521	13,822	73,430	40,889	5,347	8,512	231	257,704	416,455	

出所：表7-7に同じ。

国際復興開発銀行への出資が加わる。政府出資以外の普通財産では旧軍財産の処分と財産税の物納財産の処分があるが、旧軍財産の実体は非常に大きくてもその処分は台帳価格での減額であり、金額による減少はきわめて小さなものとなった。物納財産の売渡しも同様の性格を示した。

以上の動きを所管別の国有財産で瞥見して一、二の補足をしよう。二〇年度ですでに陸海軍財産の扱いは廃止されたので、その始末は大蔵省の所管で進められたが、雑種財産、続く普通財産の所管が大蔵省に集中した

表 7-8 国有財産所管別現在額推移

(単位：百万円)

	昭和 20年度	21	22	23	24	25	26	27
総理府等	—	—	596	1,431	3,847	6,921	11,206	14,776
外務	12	3,711	3,713	3,715	3,707	3,707	3,732	254
内務	1,213	1,061	—	—	—	—	—	—
大蔵	7,558	14,715	20,366	44,783	189,552	179,848	137,001	301,440
司法, 法務	99	266	276	1,274	2,889	4,347	5,719	6,902
文部	541	2,077	2,181	2,446	2,983	4,126	6,119	8,556
逓信, 郵政	5	1,630	5,235	10,858	2,356	3,807	5,589	34,595
農林	1,367	11,293	19,200	17,309	18,544	22,558	25,791	30,176
商工, 通商産業	38	52	287	402	502	614	719	849
厚生	49	102	272	572	1,667	2,564	4,037	6,608
拓務, 大東亜	3,487	—	—	—	—	—	—	—
運輸通信, 運輸	6,293	7,504	17,889	42,553	1,276	3,094	8,414	10,179
労働	—	—	24	78	184	242	400	641
建設	—	—	—	230	450	732	976	1,480
電気通信	—	—	—	—	24,831	39,085	66,558	—
計	20,662	42,410	70,041	125,651	252,788	271,646	276,263	416,455

出所：表7-7に同じ。

(注) 総理府等は、衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、総理府、経済安定本部の合計。

続いて二三年度にも一八〇億円の復興金融庫への出資増があり、二四年度には経済安定政策としてさらに八七五億円の出資があったが、二五年度以降はその合計一一二五億円を償却したので、二五、二六両年度にわたって普通財産が激減した。一方、日本国有鉄道、日本専売公社への出資が加わり、これに前後して公庫、銀行への出資が始まり、二五年度以降で、住宅金融公庫、日本輸出銀行、日本開発銀行への出資が普通財産増大への原動力となった。二七年度にはこれに国際通貨基金、

ので、国有財産の増減は大蔵省所管財産の増減によって表現されるような結果となった。各外地の国有財産は二一年度以降外務省の所管に移して存続し、二七年度に講和条約の発効に即して台帳からはずされた。二四年度に逓信省を郵政省と電気通信省に改組したので、所管資産は二つに分かれたが、電気通信省の資産が大きかった。その資産が二七年度の電電公社設置によって国有財産からはずされた。運輸省の資産が二四年度に激減したのは、既述のように国鉄が公社として独立したことによる。

最後に国有財産の種目別の区分による推移をみよう。土地、建物は財産税の物納で二二年度に増加してから、その後の年度で微減している。そして二七年度に外地の国有財産がはずされたので、土地面積は半減している。建物は国鉄、専売、そして電電の各公社設置と旧軍財産の処分とで減少し、戦後の復興過程での庁舎、宿舍、施設の確保による年々の増加とが重なって、増減は複雑な推移を示した。これらの資産の増減を金額の推移で見ると、土地は二一年度の価格改定、二二年度の財産税納付によって急増した。立木竹は二一年度の価格改定で一挙に四倍となった。建物についてはその増減の経緯を反映して、増加は時価による増となり、減少は台帳価格の減となるので、土地、立木竹のような価格改定はなかったけれども、その面積の減少傾向にもかかわらず、金額は急増して、二七年度末では総額の六分の一を超え、二〇年度末に土地や立木竹とほぼ同じ額であったのに、この両者の五倍前後の大きな額を示した。工作物については建物に類似した価額の増加があり、電電公社の新設に伴う減額が目立つ。機械器具は二三年度まで増大したあとで、国鉄、専売の公社化による著減がみられる。以上の資産の増減に比して、政府出資等の増加が非常に大きな特色となって示される。二〇年度末では総額の六分の一以下であったが、二三年度末で四分の一に近く増加したのち急増して、二七年度末では六割を超える大きな比率となった。

二 国有財産増減についての個別問題

戦後のはげしい国有財産の増減を制度的な条件に即して概観したので、変動の大略は説明しえたと思えるが、細部にわたってみると、この増減には多くの不備が残されている。第一章に記したように、二〇年度の旧軍財産の大蔵省移管では、国内の調査済のものにとどめられ、残ったものは事後の調査に待たなければならなかったし、二一年度の増減報告の際には、(1)終戦処理費の支弁により国が取得した財産、(2)兵器等製造事業特別助成法によって国が取得した財産、(3)自作農創設特別措置法によって国が取得した財産、については増減を計上していない。それは二二年度の増減に際して計上されることになったが、その総額は概数で二七億四〇九四万円であった。⁽¹⁾このように調製未済で増減計算からはずれたものがあり、その補填は毎年度の増減計算の重要な課題であった。前項まで説明した増減事由に加えて、これらの特別な増減を一括表示すると、表7-10のようになる。

二一年度においてはすでに整理上の増加が一七億円を超え、同減少約六億円を差し引いても一一億円以上の修正が行なわれ、同様の整理上の増加が二二年度にも一七億円を超えた。この修正はとくに終戦処理費による取得国有財産の記載によってその後も続き、二三年度約四二億円、二四年度約一七億円、二五年度三二億円、二六年度三三億円余となり、二七年度には報告洩れの整理だけで二七一億円にも及んだ。

また土地、立木竹の価格改定が二一年度に行なわれて、約一二九億円の評価増となったが、その際に実施できなかったものが二二年度に補足され、二四億円に近い増額が計上されている。

表 7-10 国 有 財 産 の 増 減

区 分		昭和21年度		昭和22年度		昭和23
増の事由	減の事由	増	減	増	減	増
対外的移動	対外的移動	7,434	145	23,507	2,986	61,160
歳出を伴うもの	歳入を伴うもの	7,325	14	22,521	2,786	57,012
購入	売却	230	14	7,186	2,538	6,922
新営		2,834		11,143		31,284
修繕		44		174		214
出資	出資金回収	4,217	—	4,018	248	18,592
歳出を伴わないもの	歳入を伴わないもの	109	131	986	200	4,148
寄附	譲与	109	—	62	—	165
交換	交換	—	—	16	—	277
現物出資等	現物出資等	—	—	—	—	—
代物弁済	とりこわし	—	131	908	200	3,706
対内的移動	対内的移動	31,036	16,577	26,240	19,130	13,297
調整上の増加	調整上の減少	16,465	15,887	22,116	18,818	9,130
所管換	所管換	12,712	12,711	5,899	910	1,234
所属替	所属替	3,069	3,068	15,284	16,464	4,880
整理替	整理替	684	108	933	1,444	3,016
評価上の増加	評価上の減少	12,858	94	2,373	34	—
整理上の増加	整理上の減少	1,713	596	1,751	278	4,167
誤謬訂正	誤謬訂正	593	557	1,163	276	3,450
報告洩	報告洩	1,120	39	355	2	449
引継洩	その他	—	—	233	—	268
合 計	合 計	38,470	16,722	49,747	22,116	74,457

出所：表7-7に同じ。

事 由 別 移 動 推 移

(単位：百万円)

年度	昭和24年度		昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度	
	減	増	減	増	減	増	減	
8,069	180,703	7,517	48,356	28,679	105,145	98,696	199,408	10,751
7,750	177,501	7,100	46,509	27,491	102,758	96,277	195,259	9,023
7,704	3,725	2,093	4,725	1,935	4,434	3,156	4,547	2,445
	39,686		31,018		48,651		24,538	
	242		969		1,320		569	
46	133,848	5,007	9,797	25,556	48,353	93,121	165,605	6,578
319	3,202	417	1,847	1,188	2,387	2,419	4,149	1,728
	245	—	393	—	807	56	845	15
8	1,091	3	519	8	820	42	2,931	39
	—	—	4	—	5	—	7	—
311	1,866	414	931	1,179	755	2,321	367	1,674
10,778	24,850	70,898	14,412	15,232	18,484	20,317	39,731	88,196
8,895	23,118	69,463	11,212	9,422	15,169	14,714	11,142	80,648
2,717	12,362	12,302	566	557	261	559	1,306	1,186
4,844	4,723	4,736	4,801	4,789	7,262	7,217	6,120	6,035
1,334	6,033	52,425	5,845	4,076	7,646	6,938	3,716	73,427
28	13	73	—	762	—	642	—	1,072
1,855	1,719	1,362	3,200	5,048	3,315	4,961	28,589	6,476
1,845	960	1,279	1,987	4,617	1,073	4,793	951	2,417
10	481	83	736	431	1,619	168	27,103	347
	278	—	477	—	623	—	527	3,712
18,847	205,553	78,415	62,768	43,911	123,629	119,013	239,139	98,947

表 7-12 政府出資法人出資額推移

(単位：百万円)

出 資 先	昭 和 21年度	昭 和 22年度	昭 和 23年度	昭 和 24年度	昭 和 25年度	昭 和 26年度	昭 和 27年度
公 社				28,176	28,176	32,176	50,414
日本国有鉄道				4,916	4,916	8,916	8,916
日本専売公社				23,259	23,259	23,259	23,259
日本電信電話公社							18,237
金融機関	33	33	57	1,857	16,627	78,153	225,849
公 庫				1,800	9,000	30,000	44,000
内)住宅金融公庫					5,000	23,000	31,000
銀行	1	1	55	55	5,125	45,691	138,955
内)日本輸出入銀行					2,500	17,000	21,000
日本開発銀行						26,352	115,220
金 庫	32	32	2	2	2,502	2,462	2,394
国際機関							40,500
特別会社等	210	219	219	298	300	264	264
清算法人	4,898	8,695	26,774	125,498	100,093	7,051	627
内)復興金融公庫	4,000	7,000	25,000	112,467	92,840		
閉鎖機関	2,162	2,121	2,568	2,568	2,518	2,509	2,448
株式会社	1,217	1,197	1,241	1,241	1,241	1,241	1,194
内)南滿州鉄道KK	825	825	825	825	825	825	825
北支那開発KK	254	254	254	254	254	254	254
中支那振興KK	52	52	52	52	52	52	52
大日本航空KK	28	28	28	28	28	28	28
金 庫	364	364	449	449	449	449	449
内)南方開発金庫	58	58	100	100	100	100	100
戦時金融公庫	200	200	200	200	200	200	200
国民更生金庫	96	96	99	99	99	99	99
営 団	476	455	774	774	774	765	765
内)産業設備営団	155	155	400	400	400	400	400
交 易 営 団	188	188	250	250	250	250	250
そ の 他	103	103	103	103	53	53	39
合 計	7,306	11,072	29,621	158,400	147,718	120,156	279,604

出所：『財政金融統計月報』第71号。

表 7-11 旧軍用財産調査推移

	昭和21年12 月末(推計) 現 在	昭和26年9 月末現在	昭和31年3 月末現在
数			
土地(千坪)	816,342	945,932	1,013,772
立木竹(千石)	17,543	23,762	25,119
建 物(延千坪)	11,324	13,050	13,936
機械器具(千台)	242	1,321	1,910
船 舶 (隻)	9,651		9,910
鉱 業 権(千坪)	8,539	3,122	3,122
価			
土 地	(千円) 1,199,613	(千円) 2,620,532	(百万円) 3,672
立 木 竹	20,420	226,631	333
建 物	2,002,670	2,485,557	3,531
工 作 物	938,448	1,194,010	4,957
機 械 器 具	1,215,867	1,838,018	2,261
船 舶	2,112,281	851,424	1,043
鉱 業 権	332	368	0
合 計	7,489,632	9,216,541	15,798

出所：議会参考書各会期、『財政金融統計月報』第71号。

前記の調査洩れ等による国有財産額の修正は、終戦処理費による財産取得の記載遅れというような戦後の新しい事態のほか、終戦時の混乱で十分調査できなかった点の補填にも示される。ことに連合軍の管理下に残されたものの調査の不備はかなり長期にわたって捕捉ができなかった。二二年末には旧軍用財産の額は約七五億円と推定されていたが、講和条約が締結された二六年九月には九二億円余と算定され、三一年三月末現在では約一五八億円という大きな額に修正された。

観点を改めて戦後の国有財産増大の主因となった政府出資の増減過程をみよう。種目別分類による株式及び持分は二〇年度末の三二億二一〇〇万円から二一年度末の七四億三八〇〇万円に四二億円余増大して二倍以上となったが、これは戦前の政府出資の多くの機関が閉鎖機関として活動を停止させられていたにもかかわらず、それらはそのまま未整理で資産として残され、戦

(単位：千円)

	土地 (町)	立木竹 (千石)	建物 (延千坪)	工作物	器具 機械	船舶 (隻)	合計
終戦処理費	0	5	6,067			6	
戦支	1	47	1,300,072	253,756	13,559	37	1,567,471
兵器等製造事業特別助成法	1,851	—	634			—	
自作物農創設特別措置	71,529	—	244,151	94,678	—	—	410,358
合計	122,648	—	—	—	—	—	763,113
合計	124,499	5	6,701			6	
合計	834,643	47	1,544,223	348,434	13,559	37	2,740,943

出所：昭和21年度「国有財産増減総計算書」。

(1) 二一年度の増減計算で見送られた分は、その内容からみても、金額についても看過すべきものではない。二二年度の増減について考慮するためにも、その概数として報告された計数を上に示しておこう。

後復興の資金供給機関となった復興金融金庫(以下「復金」と略称)への出資四〇億円が純増として計上されたことによる。ここですでに戦前戦後の物価の開きが顕著に示される。二〇年度末の三二億円余は、一二年度予算(年度当初)二九億円に対比すれば、政府出資の規模が非常に大きかったことを説明するに十分であり、復金への出資四〇億円を二一年度決算一一五二億円に対比し、さらに二一年度中の復金融資額一〇四億円に対比すれば、それは出資としては過少であったことを説明することになる。それゆえに、政府出資は二二年度以降も急増大して、復金への追加出資を軸に二三年度までに四倍となる。もはや戦前の出資額は比率として問題とされる条件から脱落する。

二四年度は政府出資の増大政策によるのではなく、インフレ抑制対策と公社制度の採用が政府出資額を飛躍的に増大させた。復金融資が止められていて復金への出資が八七五億円増加し、国鉄、専売の二公社への出資が二八二億円計上された。新しい政府出資の型は公庫、銀行への出資として始まり、この年に国民金融公庫への出資が計上される。二五年度以降はまさにその急増となる。公庫には住宅金融公庫が加わり、銀行には日本輸出銀行があらわれ、続いて日本開発銀行が加わる。また既設の商工中金、農林中金等への出資も続く。そして二七年度には両銀行への出資で政府出資の総額が倍増し、一二〇二億円から二七九六億円へと変わるのである。この年度には国際通貨基金、国際復興開発銀行への出資各二二五億円、一八〇億円と、日本電信電話公社設立による出資一八二億円がある。この間、二四年度まで政府出資増大の主役を果たした復金は、二五、二六年度で清算して日本開発銀行に吸収され、政府出資も消滅して、その分だけ政府出資額は減じたので、出資総額は二五、二六年度とむしろ減退したのである。また清算法人となった金庫、公団等は二四年度以降逐次清算を終えて政府出資からはずされ、二六年度に大部分が消滅するが、これらの機関の整理による出資の減額は総額の増減にはほとんど影響がなかった。